

化学物質の排出の把握及び管理に関する  
行政評価・監視結果報告書

平成17年5月

総務省行政評価局

## 前 書 き

化学物質の中には、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある性状を有しているものも多いため、それらの物質による環境の汚染に関する国民の関心が高まっており、国際的にもOECD（経済協力開発機構）は、平成8年2月に加盟国が化学物質排出移動量届出（以下「排出量等届出」という。）制度の導入に取り組むよう理事会勧告を出している。

こうした動向を受けて、国は、従来の化学物質の規制に加えて、有害性が判明している化学物質について、事業者による自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）を制定し、化学物質の排出量等届出制度、化学物質の性状取扱情報提供制度等を導入した。

化学物質の排出量等届出制度は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号。以下「化管法施行令」という。）で指定された化学物質について、これを取り扱う事業者が、事業所からの当該物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれている当該物質の事業所外への移動量を自ら把握し都道府県知事を通じて主務大臣に届け出ることを義務付けるとともに、届け出られたデータ等を基に、経済産業省及び環境省が排出量及び移動量を集計して公表することを定めたものであり、平成13年4月から施行されている。

また、化学物質の性状取扱情報提供制度は、化管法施行令で指定された化学物質やこれを含有する製品を取り扱う事業者が、他の事業者へ当該物質等を譲渡又は提供するときに、当該化学物質の性状及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務付けるものであり、平成13年1月から施行されている。

これらの制度が効果を発揮するためには、事業者による確実かつ正確な排出量等届出及び性状取扱情報提供の実施、関係省庁における排出量等届出の励行確保のための取組等が重要となっている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止する観点から、化学物質の排出量等届出制度の実施状況、化学物質の性状取扱情報提供制度の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

## 目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	2
1	化学物質の排出量等届出制度の効果的な実施	2
(1)	化学物質の排出量等届出の励行確保	2
(2)	化学物質の排出量等届出データの活用の促進	45
2	化学物質の性状取扱情報提供制度の効果的な実施	63
3	化学物質の自主管理の促進	72
(1)	管理方針等に基づく化学物質の自主管理の促進	72
(2)	下水道事業者における化学物質の把握の促進	82

# 目 次

## 項目 1 化学物質の排出量等届出制度の効果的な実施

### (1) 化学物質の排出量等届出の励行確保

表 1 - (1) - ①	化管法の法制化の背景及び法律の概要	10
表 1 - (1) - ②	化管法で対象とされる化学物質	11
表 1 - (1) - ③	化管法の対象化学物質と関係法令における対象化学物質との重複状況	12
表 1 - (1) - ④	化管法及び関係法令による届出等の要件	12
表 1 - (1) - ⑤	排出量等届出制度の仕組み	13
表 1 - (1) - ⑥	海外主要国における P R T R 制度の概要	14
表 1 - (1) - ⑦	排出量等届出制度の概要	15
表 1 - (1) - ⑧	化管法関係省庁の役割分担	17
表 1 - (1) - ⑨	対象業種と事業所管省庁及び実地調査対象事業者数	18
表 1 - (1) - ⑩	化管法の施行に係る関係省庁の連絡会議における協議事項	19
表 1 - (1) - ⑪	排出量等届出データの集計・公表状況（平成 15 年度届出）	20
表 1 - (1) - ⑫	業種別の届出事業所数・排出量・移動量（平成 15 年度）	21
表 1 - (1) - ⑬	都道府県別の届出事業所数・排出量・移動量（平成 15 年度）	22
表 1 - (1) - ⑭	都道府県別の届出排出量及び届出外排出量（平成 15 年度）	23
表 1 - (1) - ⑮	事業所管省庁別届出件数と実地調査対象事業者数	24
表 1 - (1) - ⑯	届出概況調査結果	25
表 1 - (1) - ⑰	平成 14 年度、15 年度ともに排出量等届出義務のある事業者における届出状況 実地調査（道府県別）	26
表 1 - (1) - ⑱	平成 14 年度、15 年度ともに排出量等届出義務のある事業者における届出状況 （業種別）	27
表 1 - (1) - ⑲	他法令台帳、前年度届出台帳等を手がかりとして未届出事業者を把握した例	28
表 1 - (1) - ⑳	排出量等未届出の理由等（道府県別）	29
表 1 - (1) - ㉑	排出量等未届出の理由等（業種別）	30
表 1 - (1) - ㉒	未届出事業者の事業者団体への加入状況	31
表 1 - (1) - ㉓	平成 14 年度、15 年度ともに排出量等届出義務のある事業者における届出漏れ 化学物質の有無の状況（道府県別）	31
表 1 - (1) - ㉔	平成 14 年度、15 年度ともに排出量等届出義務のある事業者における届出漏れ 化学物質の有無の状況（業種別）	32
表 1 - (1) - ㉕	届出漏れ化学物質があった理由（道府県別）	33
表 1 - (1) - ㉖	届出漏れ化学物質があった理由（業種別）	33
表 1 - (1) - ㉗	排出量等変更届出の提出状況	34
表 1 - (1) - ㉘	事業所管省庁及び道府県等の取扱量に関する事業者への確認の結果、変更の必 要性が判明し、変更届出が行われたもの	34
表 1 - (1) - ㉙	届出がなかった対象物質について、再確認の結果取扱量が届出要件に該当して いたことが判明し、届出物質の追加が行われた例	35
表 1 - (1) - ㉚	届出があった対象物質について、再確認の結果取扱量が届出要件に該当してい なかつたことが判明し、届出物質の取下げが行われた例	35

表 1-(1)-㉑	届出があった対象物質に関し、誤解により取扱量を排出量として届け出たこと等が判明し、届出数値の変更が行われた例	36
表 1-(1)-㉒	経済産業省及び環境省が、排出量等届出に関し都道府県等に依頼している内容	36
表 1-(1)-㉓	環境省が、排出量等届出に関し都道府県の廃棄物担当課に対し依頼している内容	36
表 1-(1)-㉔	道府県等における未届出事業者の把握状況	37
表 1-(1)-㉕	前年度届出台帳又は他法令台帳と突合を行い、未届出事業者に対し督促を行っている道府県等の例	39
表 1-(1)-㉖	14年度届出と15年度届出の比較	39
表 1-(1)-㉗	P R T R届出書チェック要領(抜粋)	40
表 1-(1)-㉘	経済産業省及び環境省における排出量等届出制度の周知状況	41
表 1-(1)-㉙	経済産業省、環境省を除く事業所管省庁の排出量等届出制度の周知状況	43
表 1-(1)-㉚	排出量等届出の督促に応じない事業者の状況	44

## (2) 化学物質の排出量等届出データの活用促進

表 1-(2)-①	化学物質管理指針の策定及び事業者の責務に関する化管法の規定	47
表 1-(2)-②	指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針(平 12. 3. 30 環・通告 1)(抄)	47
表 1-(2)-③	経済産業省及び環境省における排出量等届出データの活用状況	50
表 1-(2)-④	事業者における排出量等届出データ活用事例の情報提供の実施状況(経済産業省)	51
表 1-(2)-⑤	都道府県等における排出量等届出データの活用事例の情報提供の実施状況(環境省)	52
表 1-(2)-⑥	事業者における排出量等届出データの活用状況(道府県別)	53
表 1-(2)-⑦	事業者における排出量等届出データの活用状況(業種別)	54
表 1-(2)-⑧	事業者の排出量等届出データの活用の類型別状況	55
表 1-(2)-⑨	事業者における排出量等届出データの活用状況	55
表 1-(2)-⑩	排出量等届出データについて、ホームページでは公表せず、概要を出版物の中で記述するに止まっている道府県等の例	59
表 1-(2)-⑪	道府県等における排出量等届出データの公表状況	59
表 1-(2)-⑫	排出量等届出データを公表以外に活用している道府県等の例	60
表 1-(2)-⑬	市における排出量等届出データの活用状況	62
表 1-(2)-⑭	排出量等届出データを活用している市の例	62

## 項目 2 化学物質の性状取扱情報提供制度の効果的な実施

表 2-①	性状取扱情報の提供に係る化管法の規定	65
表 2-②	指定化学物質等の性状及び取扱に関する情報の提供の方法等を定める省令(抄)	65
表 2-③	性状取扱情報の提供状況(道府県別)	67
表 2-④	性状取扱情報の提供状況(業種別)	68
表 2-⑤	性状取扱情報の提供が必要であるにもかかわらず提供していなかった事業者の未提供の理由	69
表 2-⑥	性状取扱情報の受領状況(道府県別)	69
表 2-⑦	性状取扱情報の受領状況(業種別)	70
表 2-⑧	性状取扱情報の提供を求めたにもかかわらず、提供されなかった例	71

### 項目3 化学物質の自主管理の促進

#### (1) 管理方針等に基づく化学物質の自主管理の促進

表3-(1)-①	経済産業省及び環境省における管理方針等の周知状況	74
表3-(1)-②	管理方針等の承知状況(道府県別)	75
表3-(1)-③	管理方針等の承知状況(業種別)	76
表3-(1)-④	管理方針等の承知状況(事業者団体加入別)	77
表3-(1)-⑤	管理方針等の策定状況(道府県別)	78
表3-(1)-⑥	管理方針等の策定状況(業種別)	79
表3-(1)-⑦	管理方針等の策定状況(事業者団体加入別)	80
表3-(1)-⑧	管理方針等の不策定の理由等	81

#### (2) 下水道事業者における化学物質の把握の促進

表3-(2)-①	下水道事業者が排出量等届出を行うべき化学物質	84
表3-(2)-②	公共用水域への届出排出量の媒体別(業種別)構成(平成14年度届出分)	85
表3-(2)-③	公共用水域への届出排出量の媒体別(業種別)構成(平成15年度届出分)	85
表3-(2)-④	下水道への届出移動量上位10物質と下水道事業者の排出量等届出の関係 (平成14年度届出分)	86
表3-(2)-⑤	下水道への届出移動量上位10物質と下水道事業者の排出量等届出の関係 (平成15年度届出分)	86
表3-(2)-⑥	平成14年度排出量等届出における下水道への届出移動量上位30物質等	87
表3-(2)-⑦	平成15年度排出量等届出における下水道への届出移動量上位30物質等	89
表3-(2)-⑧	下水道から公共用水域への届出排出量(平成14年度届出分)	91
表3-(2)-⑨	下水道から公共用水域への届出排出量(平成15年度届出分)	91
表3-(2)-⑩	下水道における内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)に関する調査報告【概要】 (平成13年5月 国土交通省 都市・地域整備局下水道部)	92
表3-(2)-⑪	A下水道事業者における排出量(放水量)の把握	94
表3-(2)-⑫	化学物質管理計画のガイドライン(案)(抜粋)	97

# 第1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

この行政評価・監視は、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止する観点から、化学物質の排出量等届出制度の実施状況、化学物質の性状取扱情報提供制度の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 行政評価・監視対象機関

防衛庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

### (2) 関連調査等対象機関

道府県、市、関係団体、事業者等

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

行政評価事務所 2事務所（兵庫、熊本）

## 4 実施時期

平成15年12月～17年5月

## 第2 行政評価・監視結果

### 1 化学物質の排出量等届出制度の効果的な実施

#### (1) 化学物質の排出量等届出の励行確保

勸告	説明図表番号
<p>人の健康や生態系に有害のおそれのある化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、平成11年7月に、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化管法」という。）が制定された。</p>	表1-(1)-①
<p>化管法が対象とする化学物質は、慢性毒性や発がん性等により人の健康を損なうおそれ若しくは動植物の生息等に支障を及ぼすおそれがあるもの又はオゾン層を破壊すること等により人の健康を損なうおそれがあるものである。</p>	表1-(1)-② ～④
<p>具体的には、</p> <p>① 製造や輸入等の状況からみて相当広範な地域の環境において継続して存在すると認められる物質として、トルエン、キシレン、砒素及びその無機化合物、クロロホルム、ダイオキシン類等354物質（以下「第一種指定化学物質」という。）</p> <p>② 今後、製造量や輸入量等の増加により相当広範な地域の環境において継続して存在することとなることを見込まれる物質として、アセトアミド、パラ-アニジン等81物質（以下「第二種指定化学物質」という。）</p>	
<p>が、化管法第2条の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号。以下「化管法施行令」という。）第1条及び第2条において指定されている。</p>	
<p>第一種指定化学物質については、次に述べる化管法第5条に規定する化学物質の排出量<sup>(注1)</sup>及び移動量<sup>(注2)</sup>の届出（以下「排出量等届出」という。）制度の対象とされ、第二種指定化学物質については、第一種指定化学物質とともに、後述2の化管法第14条に規定する化学物質の譲渡時等におけるその性状及び取扱いに関する情報の提供制度の対象とされている。</p>	
<p>(注1) 事業活動に伴って、大気、公共用水域又は土壤に排出された化学物質の量</p> <p>(注2) 事業活動に伴って生じた廃棄物を、下水道に放流したり、廃棄物処理業者に処分を委託する等その処理を当該事業所の外で行うことに伴い当該事業所の外に移動した化学物質の量</p>	
<p>排出量等届出制度は、化管法に基づき、平成13年4月から導入されたもので、特定の化学物質がどのような発生源からどの程度環境に排出されたか等を把握するためのものであり、経済産業省及び環境省は把握された結果を集計し、公表するものとされている。</p>	表1-(1)-⑤ ～⑦
<p>具体的には、化管法第5条において、第一種指定化学物質等取扱事業者は、その所有する各事業所における毎年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量を把握するとともに、毎年度6月30日までに、前年度の排出量及び移動量を、その事業所の所在地を管轄する都道府県又は特例市<sup>(注3)</sup>（以下、これらを「都道府県等」という。）を経由して、事業を所管する主務大臣<sup>(注4)</sup>に届け出なければならないとされている。</p>	表1-(1)-⑧ ～⑨
<p>(注3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2の規定に基づき都道府県が本事務を委譲した市町村のことをいう。平成16年9月末現在、全国で20市あり、そのうち政令指定都市が12市ある。</p> <p>(注4) 化管法第22条第1項第3号の規定に基づく大臣であり、事業所管省庁である防衛庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び</p>	



勸告	説明図表番号																														
<p>環境省（うち、経済産業省及び環境省を「法所管省」という。）の長である長官又は大臣</p> <p>なお、事業所管省庁は、化管法の円滑な運用を図るため、化管法の施行に係る関係省庁の連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設けている。</p> <p>排出量等届出の対象となる第一種指定化学物質等取扱事業者は、化管法第2条において、第一種指定化学物質の製造者、業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品（以下、これらを「第一種指定化学物質等」という。）を使用する者等のうち、金属鉱業、製造業、下水道業等23の業種の事業者であって、以下の要件に該当するものとされている。</p> <p>① 次のいずれかに該当すること。</p> <p>i) いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン以上（発がん性の高い物質は0.5トン以上）の事業所を有すること（ただし、制度導入当初2年間（平成14年度及び15年度の届出）は、年間取扱量5トン以上（発がん性の高い物質を除く。）の事業所が対象）。</p> <p>ii) 事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成又は排出することが見込まれる下水道業等特定の業種の事業者にあつては、下水道法（昭和33年法律第79号）で定める下水道終末処理施設等特定の施設（以下「特別要件施設」という。）を設置していること。</p> <p>② 事業者単位で常時使用する従業員の数が21人以上であること。</p> <p>排出量等届出を受けた主務大臣は、化管法第7条及び第8条において、遅滞なく当該届出に係る事項を経済産業大臣及び環境大臣に通知し、両大臣はこれを集計し、その結果を遅滞なく、主務大臣及び都道府県知事又は特例市の長に通知するとともに、公表するものとされている。</p> <p>また、化管法第9条において、経済産業大臣及び環境大臣は、届け出られた排出量以外の、家庭、農地、自動車等から環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量（以下「届出外排出量」という。）を算出し、及び集計して、その結果を排出量等届出に係る集計結果と併せて公表するものとされている。</p> <p>これらの公表状況をみると、①平成14年6月末までに行われた13年度分の排出量及び移動量についての届出（以下「14年度届出」という。）に係る集計結果並びに13年度分の届出外排出量の集計結果は15年3月に公表され、②15年6月末までに行われた14年度分の排出量及び移動量についての届出（以下「15年度届出」という。）並びに14年度分の届出外排出量の集計結果は16年3月に公表されている。</p> <p>なお、排出量等届出のあった事業所は、14年度届出が34,820事業所、15年度届出が34,517事業所で、15年度届出の事業所管省庁別内訳は次のとおりである。</p>	<p>表1-(1)-⑩</p> <p>表1-(1)-⑤ ～⑦</p> <p>表1-(1)-⑪ ～⑭</p> <p>表1-(1)-⑮</p>																														
<table border="1" data-bbox="363 1585 1134 2027"> <thead> <tr> <th>省庁名</th> <th>届出事業所数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防衛庁</td> <td>107</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>財務省</td> <td>43</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>文部科学省</td> <td>85</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省</td> <td>409</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>農林水産省</td> <td>575</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>28,754</td> <td>83.3%</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>1,967</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>環境省</td> <td>2,577</td> <td>7.5%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>34,517</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>	省庁名	届出事業所数	割合	防衛庁	107	0.3%	財務省	43	0.1%	文部科学省	85	0.2%	厚生労働省	409	1.2%	農林水産省	575	1.7%	経済産業省	28,754	83.3%	国土交通省	1,967	5.7%	環境省	2,577	7.5%	合計	34,517	100.0%	
省庁名	届出事業所数	割合																													
防衛庁	107	0.3%																													
財務省	43	0.1%																													
文部科学省	85	0.2%																													
厚生労働省	409	1.2%																													
農林水産省	575	1.7%																													
経済産業省	28,754	83.3%																													
国土交通省	1,967	5.7%																													
環境省	2,577	7.5%																													
合計	34,517	100.0%																													

勸告	説明図表番号
<p>今回、8事業所管省庁並びに10道府県及びこれらの道府県内の8特例市(以下「18道府県等」という。)における排出量等届出関係業務の実施状況、同10道府県に6道府県を加えた16道府県内の事業者における排出量等届出の状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 事業者における排出量等届出の状況と行政機関における排出量等届出の励行確保のための取組状況</p> <p>(ア) 事業者における排出量等届出の状況</p> <p>a 未届出事業者の状況</p> <p>排出量等届出の励行状況を把握するため、当省が、①主要3業種を対象に排出量等届出の概況を把握することを目的として実施した概況調査、②比較的簡易な方法を用いて実際に調査し、その未届出の理由を分析することを目的として実施した実地調査の結果は次のとおりである。</p> <p>(a) 排出量等届出概況調査</p> <p>14年度届出に係る集計結果によると、全国で排出量等の多かった上位3業種は、化学工業、プラスチック製品製造業及び輸送用機械器具製造業となっている。そこで、当省が、地域の事業者の多くが掲載されている都道府県の商工労働関係部局が発行する地域の企業要覧等を手がかりとして、10道府県内における当該3業種の事業者から、届出義務のある170事業者を選定し、14年度届出が実際に行われているか調査したところ、排出量等届出の義務のある化学物質のいずれについても届け出していない事業者(以下「未届出事業者」という。)が、プラスチック製品製造業で38事業者中8事業者(21.1%)、輸送用機械器具製造業で45事業者中3事業者(6.7%)、化学工業で87事業者中5事業者(5.7%)みられた。</p> <p>(b) 排出量等届出状況実地調査</p> <p>(i) 調査の方法</p> <p>排出量等届出の対象事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン類特措法」という。)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)等による届出の対象となる場合がある。また、都道府県の商工労働関係部局が発行する地域の企業要覧等には多くの事業者が掲載されている。これらを踏まえ、排出量等届出がない事業者を比較的簡易に把握することができる方法として、当省が、ダイオキシン類特措法等による届出の台帳、都道府県の企業要覧等を活用して、業種、従業者数等から判断して、排出量等届出の対象事業者に該当するとみられる事業者を抽出し、これらの抽出した事業者と14年度届出の台帳にある事業者と突合して届出がなかった事業者を把握する方法を用いて、16道府県内の事業者の中から14年度届出がなかった94事業者を選定し、実地調査を行った。</p> <p>(ii) 調査結果</p> <p>平成14年度と15年度の両年度とも排出量等届出の義務があったのは53事業者で、その届出の状況を見ると、14年度のみ未届出であったものが15事業者、両年度とも未届出であったものが38事業者と、53事業者すべてに未届出があった。この53事業者の事業所管省庁別内訳は、厚生労働省が1事業者、農林水産省が5事業者、経済産業省が31事業者、国土交通省が5事業者、環境省が11事業者となっている。</p>	<p>表1-(1)-⑩</p> <p>表1-(1)-⑰ ～⑱</p>

勧 告	説明図表番号
<p>また、両年度とも未届出であった 38 事業者について、未届出の理由をみると、排出量等届出制度の存在を承知していないとするものが 13 事業者 (34.2%) みられたほか、</p> <p>① 事業者単位での常時雇用者数が 21 人以上であるという排出量等届出の要件について、「事業者」を「事業所」と勘違いし、「事業所」の常時雇用者が 20 人以下であるため届出の必要がないと誤解していたものや、ダイオキシン類特措法で規定する廃棄物焼却炉等の特別要件施設を有しているが届出が必要であることを理解していなかったものなど排出量等届出の対象事業者に該当すること等についての誤解があり、届出を行わなかったとするものが 16 事業者 (42.1%)、</p> <p>② 排出量等届出は行政機関から連絡を受けて届け出るものと誤解していたとするものが 3 事業者(7.9%)、</p> <p>③ 排出量等届出制度は承知しているものの、届け出ることを失念した等とするものが 6 事業者 (15.8%) となっている。</p> <p>なお、実地調査した 94 事業者のうち、事業者団体加入者は 63 事業者で、未加入者は 31 事業者であった。事業者団体に加入している 63 事業者についてみると、両年度とも排出量等届出の義務があったものが 32 事業者で、そのうち両年度とも未届出であったものが 20 事業者みられた。他方、事業者団体に加入していない 31 事業者についてみると、両年度とも排出量等届出の義務があったものが 21 事業者で、そのうち両年度とも未届出であったものが 18 事業者みられた。</p> <p>b 届出漏れ化学物質のある事業者の状況</p>	<p>表 1 - (1) - ㉔ ～㉕</p> <p>表 1 - (1) - ㉖</p>
<p>(a) 調査の方法</p> <p>同じ業種の事業者であれば同じ種類の化学物質を排出している可能性があることなどから、同一業種の事業者の排出量等届出の状況などを基に、排出量等届出義務のある複数の化学物質のうち一部しか届け出していない事業者 (以下「届出漏れ化学物質のある事業者」という。) である可能性があるとして、16 道府県内で、14 年度届出及び 15 年度届出のあった 89 事業者 (うち、特別要件施設を設置するものは 34 事業者) について調査した。</p> <p>(b) 調査結果</p> <p>少なくともいずれかの年度に届出漏れ化学物質があったものが 46 事業者 (51.7%) みられた。この 46 事業者の事業所管省庁別内訳は、経済産業省が 21 事業者、国土交通省が 14 事業者、環境省が 11 事業者となっている。</p> <p>また、この 46 事業者のうち、両年度とも届出漏れ化学物質があったものが 14 事業者 (30.4%) みられた。その届出漏れの理由は、①届出漏れ化学物質について、届出が必要であることを承知していなかったとするものが 8 事業者 (57.1%) で、このうち、ダイオキシン類の届出が必要であることを承知していなかったとするものが 5 事業者、ダイオキシン類のみを届け出ればよいと誤解していたとするものが 3 事業者、②届出対象であることを見落としていた等の理由によるものが 6 事業者 (42.9%) となっている。</p> <p>c 届出内容の変更の届出状況</p> <p>第一種指定化学物質の取扱量については、化管法第 5 条において届出事項</p>	<p>表 1 - (1) - ㉗ ～㉘</p> <p>表 1 - (1) - ㉙ ～㉚</p>

勧 告	説明図表番号														
<p>とはされていないが、化管法第2条において事業者が排出量等届出を行う必要があるか否かを判断する要件の一つとなっている。</p>															
<p>18道府県等において、排出量等届出が行われた後に、届出内容の変更の届出が行われているものは、14年度届出で363件、15年度届出で123件となっており、これらの主な内容は次のとおりである。</p>	表1-(1)-㉗														
<table border="1" data-bbox="341 398 1120 616"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th colspan="2">年度別の件数</th> </tr> <tr> <th>平成14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物質の届出の追加</td> <td>129件</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>物質の届出の取下げ</td> <td>41件</td> <td>37件</td> </tr> <tr> <td>物質の届出数値の変更</td> <td>198件</td> <td>62件</td> </tr> </tbody> </table>	事項	年度別の件数		平成14年度	15年度	物質の届出の追加	129件	13件	物質の届出の取下げ	41件	37件	物質の届出数値の変更	198件	62件	
事項		年度別の件数													
	平成14年度	15年度													
物質の届出の追加	129件	13件													
物質の届出の取下げ	41件	37件													
物質の届出数値の変更	198件	62件													
<p>このうち、事業所管省庁や道府県等が事業者に対して取扱量の照会・確認等を行った結果、届出内容の変更の届出が行われているものが平成14年度届出で12件、15年度届出で35件ある。その内訳をみると、</p>	表1-(1)-㉘														
<p>① 当初届出のなかった化学物質について、再確認の結果その取扱量が届出要件に該当していたことが判明し、当該物質について届出の追加が行われたものが14年度届出で5件、15年度届出で2件、</p>	表1-(1)-㉙														
<p>② 届け出た化学物質について、再確認の結果その取扱量が届出要件に該当していなかったことが判明し、当該物質について届出の取下げが行われたものが14年度届出で3件、15年度届出で27件、</p>	表1-(1)-㉚														
<p>③ 届け出た化学物質について、誤解により取扱量を排出量として届け出たこと等が判明し、当該物質について届出数値の変更が行われたものが14年度届出で4件、15年度届出で6件、</p>	表1-(1)-㉛														
<p>となっており、取扱量に係る届出要件の誤解等により届出内容の変更の届出が行われている状況がみられた。また、これらの届出内容の変更の届出があった事業者の事業所管省庁は、いずれも経済産業省となっている。</p>															
<p>(イ) 行政機関における排出量等届出の励行確保のための取組状況</p>															
<p>上述(イ)のように未届出事業者等がみられた行政機関側の原因としては、次のことが挙げられる。</p>															
<p>a 未届出事業者の把握状況等</p>															
<p>(a) 未届出事業者の把握状況</p>															
<p>化管法の所管省である経済産業省及び環境省は、平成15年度の届出期限直後に、都道府県等の化管法担当部局に対する電子メールで、前年度よりも届出数の少ない都道府県等においては、前年度に届出をしたが当該年度は届出をしていない事業者に対し念のための確認を行うよう依頼している。しかし、これまで、未届出事業者のうち、化管法以外の他法令（以下「他法令」という。）においても届出の対象となっているものの把握に有効と考えられる他法令の届出台帳と排出量等届出台帳とを突合して未届出事業者を把握することは示されていない。</p>	表1-(1)-㉜														
<p>また、事業所管省庁の中で、環境省は、平成15年度になって、都道府県の廃棄物担当課に対する文書の中で、市町村、一部事務組合及び民間対象事業所に対して排出量等届出の期限を厳守するよう化管法担当部局と連携して指導を行うよう依頼するとともに、特に市町村及び一部事務組合が設置する一般廃棄物焼却施設についてはすべて排出量等届出の対象になるので、届出状況を確認の上、届出がなされていない施設に対して早急に届出を行うよう催促することを依頼しているが、一部に未届出事業者がみられ、</p>	表1-(1)-㉝														

勧 告	説明図表番号
<p>その結果についてのフォローアップは十分行われていない。また、多くの事業所管省庁では、未届出事業者の把握について都道府県等への助言等は行っていない。</p> <p>次に、18 道府県等における未届出事業者の把握状況をみると、前年度の届出と当該年度の届出とを突合する等により未届出事業者の確認を行っている道府県等においては、実際に未届出事業者を把握している例があり、当該方法は未届出事業者の把握に有効と考えられるが、これを行っているのは、9 道府県等（5 道府県及び4 特例市、50%）となっている。</p> <p>今回、10 道府県における 14 年度届出（合計 1 万 3,726 件）と 15 年度届出（合計 1 万 3,535 件）とを突合したところ、14 年度届出はないが 15 年度届出はあったものが 1,033 事業所あり、逆に、14 年度届出はあったが 15 年度届出はないものが 1,224 事業所となっている。このように届出事業者の入れ替わりがある中で、前年度の届出と当該年度の届出とを突合する方法は未届出事業者を把握する方法として有効であるが、当該方法だけでは、新たに届出義務が生じたが未届出である事業者や前年度と当該年度共に届出を怠っている事業者などの未届出事業者を把握することはできない。</p> <p>このようなことから、他法令の届出の対象となる事業者については、これらの届出台帳と排出量等届出台帳とを突合して未届出事業者を把握する方法が有効と考えられるが、この方法により把握しているのは 18 道府県等中 5 道府県等（2 道府県及び3 特例市、27.8%）となっている。</p>	<p>表 1 - (1) - ㉔ ～ ㉕</p> <p>表 1 - (1) - ㉖</p> <p>表 1 - (1) - ㉗</p>
<p>(b) 届出漏れ化学物質のある事業者の把握状況</p> <p>届出漏れを防止するため、都道府県等に対し届出漏れの有無を確認するための助言等特段の措置を講じている事業所管省庁はない。なお、化管法の所管省である経済産業省及び環境省が都道府県等向けに作成した化管法に係る事務処理マニュアルの中で、特別要件施設の保有が考えられる事業所について、ダイオキシン類や水質汚濁防止法の排出基準項目に当たる 29 の化学物質を含め、必要な化学物質の届出がなされているかを点検項目の一つとして示している。</p> <p>次に、18 道府県等における届出漏れ化学物質のある事業者の把握状況をみると、そのような事業者を把握するための対策を特に講じているところはない。</p> <p>しかし、上述(ア) b で届出漏れがみられたダイオキシン類については、当該届出事業者がダイオキシン類の届出義務を有するか否かをダイオキシン類特措法による特定施設届出台帳との照合により容易に把握できるものである。また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成 13 年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号。以下「化管法施行規則」という。）の規定により、一般廃棄物事業者や下水道事業者等の届出対象物質が限定されているものについては、届出対象物質の一覧との照合により容易に届出漏れの有無を確認することができるものである。こうしたことから、届出漏れを把握するためには、都道府県等に対し、具体的な手法を示すことが重要である。</p> <p>b 排出量等届出制度の周知状況</p> <p>化管法制定後の平成 12 年度から 15 年度までの排出量等届出制度の</p>	<p>表 1 - (1) - ㉘</p> <p>表 1 - (1) - ㉙</p>

勧 告	説明図表番号
<p>周知状況を見ると、化管法の所管省である経済産業省及び環境省は、事業者を対象とした共催による説明会を全国で、12年度に12か所、13年度に15か所、14年度に12か所、15年度に4か所で開催するとともに、共同で事業者へのダイレクトメールの送付を13年度に9万部、15年度に1万1千部送付している。また、経済産業省及び環境省はそれぞれ排出量等届出制度等を解説したホームページを開設しているほか、経済産業省では、事業者団体未加入者は中小規模の事業者が多いと考えられるとして、平成15年度に、独立行政法人中小企業基盤整備機構のメールマガジンや全国の商工会及び商工会議所に対する郵送による情報提供等を実施している。</p> <p>事業所管省庁別にみると、民間事業者を所管しておらず、燃料小売業として届出対象となる自衛隊駐屯地等のみを所管する防衛庁では、同駐屯地等を対象として毎年度説明会を開催している。また、民間事業者を所管する事業所管省庁では、①所管する事業者の一部及び事業者団体のうち主なものに対し、毎年度周知文書を送付するとともに、所管する業種の一部について、都道府県の当該業種を担当する部局の会議を通じて周知しているところ(国土交通省)、②所管する事業者や事業者団体等に対し平成13年度においてのみ周知文書を送付しているところ(文部科学省)、③所管する事業者団体又は所管する国の機関に対し、上述の経済産業省及び環境省の主催する説明会に出席するよう、平成13年度においてのみ案内しているところ(財務省、文部科学省)、④所管する事業者や事業者団体等に対して文書を送付するなどの周知は行っておらず、所管する業種の一部についてのみ、都道府県の当該業種を担当する部局の会議を通じて周知するにとどまっているところ(厚生労働省、農林水産省)がみられる。</p> <p>しかし、上述(ア) a 及び b のとおり、平成14年度及び15年度の両年度とも未届出又は届出漏れのあった事業者の未届出等の理由をみると、制度の不知や内容の理解不十分とするものが、それぞれ、32事業者(農林水産省所管が4事業者、経済産業省所管が17事業者、国土交通省所管が3事業者、環境省所管が8事業者)、14事業者(経済産業省所管が9事業者、国土交通省所管が1事業者、環境省所管が4事業者)みられ、事業者に対し、制度の存在やその内容が浸透していない状況がみられる。</p> <p>また、上述(ア) c の届出内容の変更の届出については、いずれも、事業者が、届出に当たって取扱量に係る届出要件の誤解や届出書記載内容の確認が十分でないことなどに起因するもので、制度を理解した上で正確な届出をすることについて、事業者に浸透していないことが一因と考えられる。</p> <p>イ 未届出事業者に対する措置</p> <p>化管法第24条において、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処するとされている。人の健康等に有害であるおそれのある化学物質の環境への排出量を広く把握するという排出量等届出制度の趣旨からすると、未届出事業者については、届出を励行させる必要がある。</p> <p>事業所管省庁は、それぞれ、最終的に排出量等届出を受ける立場にあり、届出を励行させるためには、都道府県等が届け出るよう督促してもこれに応じない事業者については、都道府県等からの報告により把握した上で、適切な対応をとることが求められる。</p> <p>今回調査した未届出事業者の把握に取り組んでいる都道府県等の中には、15年度届出において、把握した未届出事業者に対して届け出るよう督促しているが未</p>	<p>表1-(1)-㉑</p> <p>表1-(1)-㉒</p>

勸告	説明図表番号
<p>届出のままとなっているものが4道府県等で11事業者みられる。</p> <p>この11事業者の事業所管省庁はいずれも経済産業省となっており、4道府県等では、同省から督促に応じない事業者について報告するよう求められていないことから、同省に報告していない。また、経済産業省においては、督促に応じない事業者を把握しておらず、督促を行っていない。</p> <p>したがって、関係省庁は、排出量等届出の励行を確保する観点から、連絡会議を活用するなどして、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 未届出事業者については、都道府県等に対し、前年度の届出状況並びにダイオキシン類特措法等他法令に基づく届出台帳及び都道府県の商工労働関係部局が発行する地域の企業要覧等を活用することなどにより、その把握に努め、これらの事業者へ届出を励行させるよう、必要な助言を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>また、届出漏れ化学物質のある事業者については、都道府県等に対し、ダイオキシン類特措法の特定施設台帳との照合、届出対象物質が限定されている業種に係る当該物質一覧との照合等により、その把握に努め、これらの事業者へ適切な届出を励行させるよう、必要な助言を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>さらに、事業者団体未加入者を含む届出対象事業者に対する排出量等届出制度の周知啓発については、これまでの取組状況や未届出等の理由を踏まえ、届出が着実かつ正確に行われるよう、効果的に実施すること。</p> <p style="text-align: center;">(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>② 届出の督促に応じない事業者については、都道府県等から報告を求めることにより的確に把握した上で、厳正な措置を講ずること。</p> <p style="text-align: right;">(経済産業省)</p>	

表 1 - (1) - ①

化管法の法制化の背景及び法律の概要

【法制化の背景】

- ・ 化学物質の管理及び環境の保全に対する国民の関心の急速な高まり。
- ・ OECDは、加盟国がP R T R (P R T R=Pollutant Release and Transfer Register の略) 制度を導入するよう 1996年2月に勧告
- ・ 海外では、米国、カナダ、英国、オランダ、オーストラリアなどで法制化済み。
- ・ 化学品審議会(現：化学物質審議会、以下同じ)は1998年9月に、中央環境審議会は同年11月に法制化の必要性を提言

【法律の概要】

- (1) 対象物質の選定
 

人の健康を損なうおそれがある等の性状があり、環境中に存在する物質を選定(政令指定)(法第2条第2項、第3項)

  - \* 政令指定に当たり、環境の保全に係る化学物質の管理についての国際動向、科学的知見等を踏まえ、人の健康及び生態系への被害等が未然防止されるよう十分配慮
  - \* 選定に当たり、環境大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣は、あらかじめそれぞれの審議会の意見を聴かなければならない。
    - ・ 中央環境審議会(環境省)      ・ 化学物質審議会(経済産業省)      ・ 薬事・食品衛生審議会(厚生労働省)
- (2) 化学物質管理指針の策定
 

国は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、化学物質管理指針を定める。(法第3条第1項)

  - \* 指針における事業者が講ずべき措置
    - ・ 管理体制の整備や化学物質の排出量の抑制に関する措置
    - ・ 化学物質の使用量の合理化を図るための措置
    - ・ リスク・コミュニケーションに関する措置
    - ・ 性状取扱情報の有効活用に関する措置
- (3) 化学物質の排出量等の届出の義務付け
  - ① 事業者は、化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、都道府県経由で国(事業所管省庁)に届出(義務化)(法第5条)
    - \* 都道府県は経由に際し、意見を付することができる。
    - \* 営業秘密に係る情報は、直接国(事業所管省庁)へ届出  
都道府県は営業秘密とされた届出事項に関し、国に説明を求めることができる。

(注) 事業所管省庁：防衛庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
  - ② 環境省及び経済産業省は共同で、届け出られた情報を物質ごとに、業種別、地域別等に集計・公表するとともに都道府県に提供(法第8条)
  - ③ 環境省及び経済産業省は共同で、①で届け出られた排出量以外の、家庭、農地、自動車等からの排出量を推計して集計し、②と併せて公表(法第9条)
  - ④ 国は営業秘密を確保しつつ、個別事業所の情報を開示(法第11条)
  - ⑤ 事業者は、国が定める技術的な指針に留意しつつ化学物質の管理を改善・強化するとともに、その環境への排出や管理の状況等について関係者の理解の増進に努力(法第4条)
- (4) 国による調査の実施
  - 国は排出量等届出の集計結果等を踏まえて環境モニタリング調査及び人の健康等への影響に関する調査を実施(法第12条)
    - \* 都道府県は、国が行う上記調査について意見を述べるができる。
- (5) 性状取扱情報(MSDS=Material Safety Data Sheetの略)の交付の義務付け
  - 事業者が対象化学物質の譲渡等を行うに際し、相手方に対して当該化学物質の性状及び取扱いに関する情報を提供(義務化)(法第14条)
- (6) 国及び地方公共団体による支援措置等(法第17条)
  - ① 化学物質の有害性等に関する科学的知見の充実
  - ② 化学物質の性状等に関するデータベースの整備
  - ③ 事業者に対する技術的助言
  - ④ 化学物質の管理状況等に関する国民の理解増進の支援
  - ⑤ ③及び④のための人材育成
- (7) 見直し条項
 

法律の施行(平成13年1月6日)後7年を経過した場合について、施行状況について検討を加え必要な措置を講ずる。(法附則第3条)

(注) 化管法及び経済産業省、環境省の公表資料に基づき、本省が作成した。



表 1 - (1) - ②

化管法で対象とされる化学物質

事項 区分	法律上の定義	化管法施行令で指定された化学物質 ( )内は主な用途
第一種指定化学物質	<p>次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状、<u>その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる</u>化学物質で政令で定めるものをいう。</p> <p>① 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの。</p> <p>② 当該化学物質の自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が①に該当するもの。</p> <p>③ 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの。</p> <p style="text-align: right;">【化管法第 2 条第 2 項】</p>	<p style="text-align: center;">354 物質</p> <p>【第一種指定化学物質の例】 トルエン* (合成原料、溶剤) キシレン* (合成原料、溶剤) 砒素及びその無機化合物* クロロホルム* (溶剤、消毒剤) ダイオキシン類 (非意図的生成物) トリリクロロエチレン (洗浄剤、溶剤) 石綿 カドミウム及びその化合物*</p> <p style="text-align: right;">【化管法施行令第 1 条】</p>
第二種指定化学物質	<p>次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>その有する物理的・化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存することとなることが見込まれる</u>化学物質 (第一種指定化学物質を除く。) で政令で定めるものをいう。</p> <p>① 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの。</p> <p>② 当該化学物質の自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が①に該当するもの。</p> <p>③ 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの。</p> <p style="text-align: right;">【化管法第 2 条第 3 項】</p>	<p style="text-align: center;">81 物質</p> <p>【第二種指定化学物質の例】 アセトアミド (溶剤) p-アニシジン (染料) トリクロロアセトニトリル* (農薬、染料)</p> <p style="text-align: right;">【化管法施行令第 2 条】</p>

- (注) 1 化管法等に基づき、当省が作成した。  
2 「化管法施行令で指定された化学物質」欄で\*を付したものは毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)で規制されている毒劇物に該当するものである。

表1-(1)-③

化管法の対象化学物質と関係法令における対象化学物質との重複状況  
(単位：物質)

区分	化管法のみの規制	毒劇法と重複	労安法と重複	消防法と重複	海洋汚染防止法と重複	大気汚染防止法と重複	水質汚濁防止法と重複	ダイオキシン類特措法との重複
第1種(354)	55	107	234	195	91	15	32	1
第2種(81)	25	15	34	39	38	20	3	0
計(435)	80	122	268	234	129	35	35	1

- (注) 1 「化学物質管理促進法対象化学物質全データ」(化学工業日報社、平成13年7月発行)等に基づき当省が作成した。  
2 大気汚染防止法の指定物質については、有害大気汚染物質(中央環境審議会答申の234物質)を除いている。  
3 「毒劇法」とは毒物及び劇物取締法、「労安法」とは労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、「海洋汚染防止法」とは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)をいう。

表1-(1)-④

化管法及び関係法令による届出等の要件

区分	◎化管法	◎毒劇法	労安法
届出対象事業者等	対象業種：製造業、金属鉱業、電気業、ガス業等23業種 常用雇用者数：21人以上 年間取扱量：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上(発ガン性物質は0.5t以上) ※ただし、当初2年間は、5t以上	毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者(すべての業者、規模等による除外規定なし) ただし、化管法と重複する可能性があるのは化学工業等の一部の製造業種のみ。	製造業者 (ジクロロベンジジン等7物質とその化合物等を製造するもの) ただし、化管法と重複する可能性があるのは化学工業等の一部の製造業種のみ。
性状取扱情報	第1種、第2種化学物質及びそれを含有する製品の製造業者、加工業者、卸売業者、小売業者(規模等による除外規定なし)	毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者(規模等による除外規定なし)	製造事業者、提供する事業者(規模等による除外規定なし)
区分	消防法	海洋汚染防止法	◎大気汚染防止法
届出対象事業者等	・危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所設置の許可業者 ・圧縮アセチレンガス等の貯蔵、取扱の届出業者(規模等による除外規定なし)	海洋施設(すべての国民、船舶、航空機および海洋施設が規制対象であるが、事前の届出が必要なのは海洋施設のみ。規模等による除外規定なし) ただし、化管法と重複する可能性がある業種なし。	・ばい煙発生施設設置者 ボイラー等の32の施設について一定規模以上の能力のある施設 ・粉じん発生施設 一定規模以上の能力のある施設
性状取扱情報	・危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所設置の許可業者 ・圧縮アセチレンガス等の貯蔵、取扱の届出業者	—	—
区分	◎水質汚濁防止法	◎ダイオキシン類対策特別措置法	
届出対象事業者等	・有害物質 有害物質を排出する全事業場 ・その他の汚濁物質 国=日平均排水量50m <sup>3</sup> 以上(都道府県の上乗せ規定有り) ・地下浸透水 有害物質を排出する全事業場	特定施設設置者 工場又は事業場に設置される施設のうち、鉄鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設で、ダイオキシン類を発生し大気中に排出し、又はこれを含む汚水もしくは廃液を排出する施設	
性状取扱情報	—	—	

- (注) 1 化管法等に基づき、当省が作成した。  
2 ◎は、都道府県が届出先となっているものである。

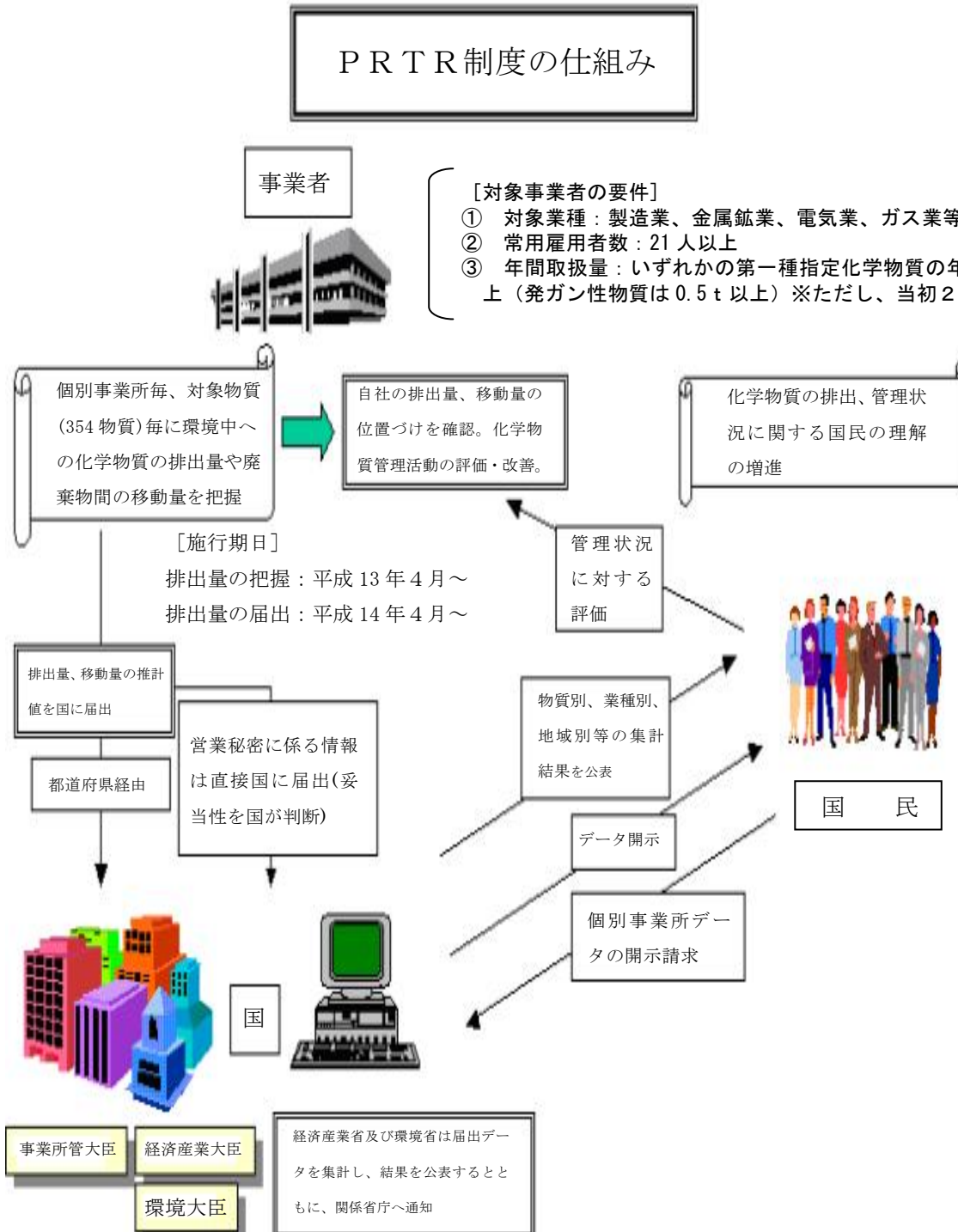
表 1 - (1) - ⑤

排出量等届出制度の仕組み

排出量等届出 (Pollutant Release and Transfer Register) 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境 (大気、水、土壌) への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に対して届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を推計し、公表する制度で、平成 13 年 4 月から実施されている。

排出量等届出制度には、次のような多面的な意義が期待されている。

- 事業者による自主的な化学物質の管理の改善の促進
- 行政による化学物質対策の優先度決定の際の判断材料
- 国民への情報提供を通じた、化学物質の排出状況・管理状況への理解の増進



(注) 経済産業省及び環境省の公表資料に基づき、当省が作成した。

表 1 - (1) - ⑥

海外主要国における P R T R 制度の概要

国 名	制 度	対象物質	対象業種・施設	届出されたデータの扱い	開始時期
米 国	T R I (有害物質排出目録)	667 物質	製造業等 (業種指定。従業員数 及び年間取扱量で裾 切り)	施設毎・州毎・物質毎・業 界毎のデータを公表	1986 年
カ ナ ダ	N P R I (全国汚染物質排出 目録)	273 物質	製造業等 (業種指定。従業員数 及び年間取扱量で裾 切り)	施設毎・州毎・物質毎のデ ータを公表	1993 年
オースト ラリア	N P I (全国汚染物質目録)	90 物質	製造業 (年間取扱量で裾切 り)	個別データ及び集計デー タを公表	1998 年
英 国	C R I (汚染目録)	183 物質	製造業等 (業種を列挙。年間排 出量で裾切り)	物質毎・地域毎のデータを 公表 (個別施設データは請 求により開示)	1990 年
オランダ	E I S ・ I E I (個別排出目録制度) ・ C E I (集計排出目録制度)	180 物質	環境管理法上の許可 が必要とされる施設 等	物質毎・地域毎のデータを 公表 (個別企業データは請 求により開示)	1974 年
日 本	P R T R (排出量等届出)	354 物質	製造業等 (業種を列挙。従業員 数及び年間取扱量で 裾切り)	集計データを公表 (個別データは請求により 開示)	2001 年 4 月 より排出量 の把握及び 推計開始

(注) 1 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

2 制度の略称は次のとおりである。

米 国・・・T R I : Toxics Release Inventory

カ ナ ダ・・・N P R I : National Pollutant Release Inventory

オーストラリア・・・N P I : National Pollutant Inventory

英 国・・・C R I : Chemical Release Inventory

オランダ・・・E I S : Emission Inventory System

I E I : Individual Emission Inventory System (企業からの自主的な報告  
をもとに大規模な固定発生源 (約 700) の排出データを集め、これ  
をもとに排出削減の自主的協定が政府との間で結ばれる)

C E I : Collective Emission Inventory System ( I E I の対象とならな  
い中小企業及び非固定発生源からの排出データを集めるためのシス  
テム)

表 1 - (1) - ⑦

## 排出量等届出制度の概要

項目	内 容
対象物質 (化管法第 2 条第 2 項)	排出量等届出制度の対象となる化学物質は、「第一種指定化学物質」として定義されており、具体的には、人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する(暴露可能性がある)と認められる物質として、政令で 354 物質が指定
対象事業者 (化管法第 5 条第 1 項)	<p>排出量等届出の対象となる第一種指定化学物質等取扱事業者は、化管法第 2 条において、第一種指定化学物質の製造者、業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品(以下、これらを「第一種指定化学物質等」という。)を使用する者等のうち、金属鉱業、製造業、下水道業等 23 の業種<sup>(注 1)</sup>の事業者であって、以下の要件に該当するものとされている。</p> <p>1 次のいずれかに該当すること。</p> <p>i) いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 トン以上(発がん性の高い物質は 0.5 トン以上)の事業所を有すること(ただし、制度導入当初 2 年間(平成 14 年度及び 15 年度の届出)は、年間取扱量 5 トン以上(発がん性の高い物質<sup>(注 2)</sup>を除く。)の事業所が対象)。</p> <p>ii) 事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成又は排出することが見込まれる下水道業等特定の業種の事業者にあつては、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)で定める下水道終末処理施設等特定の施設<sup>(注 3)</sup>を設置していること。</p> <p>2 事業者単位で常時使用する従業員の数が 21 人以上であること。</p> <p><b>(注 1) 対象業種</b></p> <p>① 金属鉱業 ② 原油・天然ガス鉱業 ③ 製造業 ④ 電気業 ⑤ ガス業 ⑥ 熱供給業 ⑦ 下水道業 ⑧ 鉄道業 ⑨ 倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。) ⑩ 石油卸売業 ⑪ 鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。) ⑫ 自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。) ⑬ 燃料小売業 ⑭ 洗濯業 ⑮ 写真業 ⑯ 自動車整備業 ⑰ 機械修理業 ⑱ 商品検査業 ⑲ 計量証明業(一般計量証明業を除く。) ⑳ 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。) ㉑ 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。) ㉒ 高等教育機関(附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。) ㉓ 自然科学研究所</p> <p>・公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象。</p> <p><b>(注 2) 特定第一種指定化学物質(12 種類)</b></p> <p>・石綿 ・エチレンオキシド ・カドミウム及びその化合物 ・六価クロム化合物 ・クロロエチレン ・ダイオキシン類 ・ニッケル化合物 ・砒素及びその無機化合物 ・ベリリウム及びその化合物 ・ベンジリジジ=トリクロリド ・ベンゼン ・メトキサレン(別名)</p> <p><b>(注 3) 特別要件施設</b></p> <p>・鉱山保安法上の関連施設 ・下水道終末処理施設</p> <p>・一般廃棄物処理施設 ・産業廃棄物処理施設 ・ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設</p>
届出事項 (化管法第 5 条第 2 項)	<p>排出量等届出制度では、対象事業者は年度ごとに所有する事業所における第一種指定化学物質の排出量及び移動量を把握し、事業所ごとに、その事業所の所在地の都道府県を経由して以下の事項を国に届け出ることとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者名</li> <li>・事業所名及び所在地</li> <li>・事業所において常時使用する従業員の数</li> <li>・事業所において行われる事業が属する業種</li> <li>・第一種指定化学物質ごとの排出量及び移動量</li> </ul>
排出量等の算出方法 (化管法第 5 条第 1 項、化管法施行規則第 2 条)	<p>化学物質の排出量や移動量は、機器の運転条件や原材料の性状等の様々な影響を受けるため、実測により把握することが実際的でない場合がある。</p> <p>このため、排出量等届出では、実測以外の方法でも排出量等を把握してよいこととなっている。</p>

項目	内 容
排出先・移動先の区分 (化管法施行規則第4条第2項)	排出量及び移動量については、以下の区分に従い、対象化学物質の排出量・移動量を算出・把握して届出ることとなっている。 1 排出量・・・① 大気への排出 ② 公共用水域への排出 ③ 当該事業所における土壌への排出 ④ 当該事業所における埋立処分 2 移動量・・・① 下水道への移動 ② 当該事業所の外への移動
届出方法等 (化管法第5条第2項、化管法施行規則第5条、第11条)	1 届出期間 毎年度4月1日から6月30日の間 2 届出方法 ① 書面 ② 磁気ディスク ③ 電子情報処理組織のいずれかの方法
対応化学物質分類名への変更 (化管法第6条)	第一種指定化学物質等取扱事業者は、届出に係る第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものである場合、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、省令で定める分類の名称をもって主務大臣から経済産業大臣及び環境大臣に通知を行うよう主務大臣に請求を行うことができることとなっている。
届出事項の通知 (化管法第7条第1項)	主務大臣は、法第5条第2項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を経済産業大臣及び環境大臣に通知することとされている。
届出事項の集計等 (化管法第8条第1項から第5項)	1 経済産業大臣及び環境大臣は、主務大臣から通知された事項について、経済産業省令、環境省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録 2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項の規定による記録をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項（以下「ファイル記録事項」という。）のうち、主務大臣が河管する事業を行う事業所に係るものを当該主務大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知 3 経済産業大臣及び環境大臣は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、ファイル記録事項を集計 4 経済産業大臣及び環境大臣は、遅滞なく、法第8条第3項の規定により集計した結果を主務大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表 5 主務大臣及び都道府県知事は、法第8条第2項の規定による通知があったときは、当該通知に係る事項について集計するとともに、その結果を公表することができる。
国による推計（化管法第9条）	事業者からの届出対象外となっている第一種指定化学物質の排出量については、国（経済産業大臣・環境大臣）が推計を行うこととされている。推計の対象は以下のとおり。 1 対象業種を営む事業者からの排出量 従業員20人以下の事業者、年間取扱量1トン未満の事業所など 2 非対象業種からの排出量 農業・建設業などで使用される製品に着目 → 農薬、接着剤、塗料など 3 家庭からの排出量 一般家庭で使用される製品に着目 → 化粧品、防虫剤、消臭剤など 4 移動体からの排出量 自動車、二輪車、特殊自動車（トラクタ、フォークリフトなど）、鉄道、船舶、航空機の運行に伴う排出ガス中の対象物質に着目
開示請求への対応（法第10条・第11条）	開示請求の資格に制限はなく、開示請求（郵送可）後、国は速やかにデータを開示（①用紙への出力 ②フロッピーディスクへの複写 ③CD-Rへの複写）する。
罰則（法第24条）	排出量等届出の対象事業者が当該届出を行わず、又は虚偽の報告を行った場合、20万円以下の過料

(注) 化管法等に基づき当省が作成した。

表1-(1)-⑧

## 化管法関係省庁の役割分担

化管法 根拠条項	内 容	法所管省 (経済産業 省・環境省)	事業所管省庁
第3条第1項	化学物質管理指針の策定	○	
第3項	化学物質管理指針の策定・変更の協議	○	
第4項	化学物質管理指針の公表	○	
第5条第2項	排出量等の届出	○	○
第6条第1項	対応化学物質分類名の請求	○	○
第3項	対応化学物質分類名の自治体への通知	○	○
第4項	対応化学物質分類名の請求を認める場合の通知	○	○
第5項	対応化学物質分類名の請求を認めない場合の通知	○	○
第7項	対応化学物質分類名の認否に係る期間の延長	○	○
第8項	対応化学物質分類名維持の請求	○	○
第7条第1項	排出量等届出の経済産業大臣・環境大臣への通知	○	○
第2項	対応化学物質分類名を維持する場合の経済産業大臣・環境大臣、都道府県知事への化学物質名の通知	○	○
第3項	対応化学物質分類名を維持しない場合の経済産業大臣・環境大臣、都道府県知事への化学物質名の通知	○	○
第4項	環境大臣による対応化学物質分類名による届出に対する説明請求	環境省	
第8条第1項	通知された届出事項のファイルの記録	○	
第2項	主務大臣・都道府県知事へのファイル記録事項の通知	○	
第3項	ファイル記録事項の集計	○	
第4項	集計結果の主務大臣・都道府県知事への通知、公表	○	
第5項	主務大臣・都道府県知事による集計、公表	○	○
第9条第1項	届出排出量以外の排出量の算出	○	
第2項	届出排出量以外の排出量の算出結果の集計、公表	○	
第10条第1項	開示請求権	○	○
第11条	ファイル記録事項の開示	○	○
第15条第1項	性状取扱情報の提供違反者に対する勧告	経済産業省	
第2項	性状取扱情報の提供違反者が勧告に従わなかった場合の公表	経済産業省	
第16条	性状取扱情報の提供に係る報告の徴収	経済産業省	
第18条	第一種指定化学物質、第二種指定化学物質を定める政令の制定等に係る審議会等の意見聴取	○	厚生労働省

(注) 1 化管法等に基づき、当省が作成した。

2 「○」は所掌していることを示す。

表 1 - (1) - ⑨

対象業種と事業所管省庁及び実地調査対象事業者数

業 種	区 分	事 業 所 管 省 庁															
		経済産業省		環境省		防衛庁		財務省		文部科学省		厚生労働省		農林水産省		国土交通省	
		対象業種	調査数	対象業種	調査数	対象業種	調査数	対象業種	調査数	対象業種	調査数	対象業種	調査数	対象業種	調査数	対象業種	調査数
金属鉱業		○	1														
原油・天然ガス鉱業		○															
製造業																	
	食料品製造業												○	8			
	飲料・たばこ・飼料製造業(以下を除く)												○	1			
	酒類製造業							○	1								
	たばこ製造業							○									
	繊維工業	○	5														
	衣服・その他の繊維製品製造業	○															
	木材・木製品製造業(家具を除く)	○											○				
	家具・装備品製造業	○	4														
	パルプ・紙・紙加工品製造業	○	6														
	出版・印刷・同関連産業	○	6														
	化学工業(以下を除く)	○	51														
	塩製造業							○									
	医薬品製造業											○	5				
	農業製造業												○				
	石油製品・石炭製品製造業	○	4														
	プラスチック製品製造業	○	17														
	ゴム製品製造業	○	3														
	なめし革・同製品・毛皮製造業	○	1														
	窯業・土石製品製造業	○	4														
	鉄鋼業	○	9														
	非鉄金属製造業	○	13														
	金属製品製造業	○	14														
	一般機械器具製造業	○	14														
	電気機械器具製造業(以下を除く)	○	22														
	電子応用装置製造業	○										○					
	電気計測器具製造業	○										○					
	輸送用機械器具製造業(以下を除く)	○	6														
	鉄道車両・同部分品製造業																○
	船舶製造・修理業、船用機関製造業																○
	精密機械器具製造業(以下を除く)	○	3														
	医療用機械器具・医療用品製造業	○										○		○			
	武器製造業																
	その他の製造業	○	3														
電気業		○															
ガス業		○															
熱供給業		○															
下水道業																	○ 47
鉄道業																	○ 2
倉庫業																	○ 4
石油卸売業		○	18														
鉄スクラップ卸売業		○	4														
自動車卸売業		○	2														
燃料小売業		○	4														2
洗濯業												○					
写真業		○															
自動車整備業																	○ 2
機械修理業		○															
商品検査業		○															
計量証明業		○															
一般廃棄物処理業													○	27			
産業廃棄物処分業													○	2			
高等教育機関																	
自然科学研究所		○				○		○		○	1		○		○	2	○
実地調査事業者合計			214		29		2		1		1		5		11		55

- (注) 1 業種及び各事業所管省庁の関係は、「P R T R届出書記入要領(平成 15 年 3 月 経済産業省・環境省)」に基づき、  
 当省が作成した。
- 2 調査数欄の数字は、今回、当省が実地調査した事業者数である。
- 3 自然科学研究所は、主たる研究対象に最も近い事業が属する業種により、また、地方公共団体の公務については、  
 公務の具体的内容に対する業種により、それぞれ事業所管省庁が異なる。
- 国の機関については、その営む事業にかかわらず、当該機関を所管する省庁が事業所管省庁となる。
- 4 「防衛庁」欄の「調査数」2箇所は、燃料小売業として届出のある自衛隊駐屯地等である。



表1-(1)-⑩

化管法の施行に係る関係省庁の連絡会議における協議事項

開催年月日	協議事項
平成11年5月11日	①特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案をめぐる最近の動向について ②特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対する論点について
平成12年6月30日	①今後の法施行準備について ②排出量等算出マニュアルの作成について ③電子情報処理組織の準備について
平成12年12月26日	①今後のPRTTR制度実施に向けた準備について ②主務省令案の概要と検討事項 ③電子情報処理組織の整備について
平成13年5月25日	①平成13年度法施行準備計画について ②届出受付関連事務のために必要な費用について ③PRTTR排出量等算出マニュアルについて ④普及・啓発について
平成13年7月27日	○PRTTR関係審議会資料について
平成13年12月11日	①政令案について ②主務省令案の内容説明と今後の進め方について
平成14年2月4日	①法の略称について ②法施行に係る主務大臣の業務について -PRTTR事務処理マニュアル(案)の説明- ③今後の作業について
平成14年8月2日	①事業者からの排出量・移動量の届出状況(平成13年度分) ②「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき国が算出する届出量の推計方法に関する考え方について(案)」に対するパブリックコメントの結果概要等について
平成14年10月29日	①近況報告等 ②今後のスケジュール ③開示請求への対応について ④公表について
平成14年12月26日	①進捗状況及び今後のスケジュール ②主務大臣へのファイル記録事項及び集計結果の通知について ③公表について ④開示請求について
平成15年3月10日	①開示請求への対応について ②その他(公表に係る資料構成、事務処理マニュアルの改訂方針 他)
平成15年7月17日	①化管法の概要について ②PRTTR届出書の事務処理等について ③開示請求への対応について
平成15年9月11日	①手続電子化への対応について ②化管法の施行状況について
平成15年12月9日	①手続電子化に伴う化管法関係法令の改正等について ②公表に向けた届出事項の確認に係る事務処理について
平成16年3月4日	①手続オンライン化に伴う化管法施行規則の改正について ②PRTTRデータについて i 化管法第8条第2項及び第4項に基づく通知について ii 公表・開示に係るスケジュールについて ③平成16年度の届出に係る準備について i 届出に係るスケジュールについて(案) ii PRTTR事務処理マニュアルの改訂について

(注) 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

表1-(1)-⑩

排出量等届出データの集計・公表状況（平成15年度届出）

**【集計・公表しているデータの項目等】**

「第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令」（経済産業省・環境省令）に基づき集計する、化学物質別、都道府県別、業種別（45業種）、従業員数別などの集計表（4,464種類）

〔集計表の内訳〕

- [1] 届出排出量・移動量の集計  
全国／都道府県別及び全業種／業種別：2,208種類
- [2] 従業員数別の平均排出量・移動量の集計  
全国／都道府県別及び業種別：2,160種類
- [3] 届出外排出量の集計  
全国／都道府県別：48種類
- [4] 移動体の排出量の集計  
全国／都道府県別：48種類

**【平成14年度における化学物質の排出量・移動量の概要】**

**① 排出量等届出に係る集計結果**

平成14年度1年間に届出対象となる事業者が把握し、平成15年4月1日から6月30日までに届け出られた全国で34,517（34,820\*）事業所からの排出量・移動量について、全国・全物質で集計したところ、排出量が、290千トン（313千トン\*）、移動量が217千トン（216千トン\*）、排出量と移動量の合計では508千トン（529千トン\*）であった。

（\*＝13年度実績の集計結果）

総排出量の内訳としては、大気への排出が256千トン（総排出量比：88%）、公共用水域への排出が12千トン（同：4.1%）、事業所内の土壌への排出が0.30千トン（同：0.10%）、事業所内の埋立処分が22千トン（同：7.7%）となっており、一方、総移動量の内訳としては、事業所外への廃棄物としての移動が214千トン（総移動量比：99%）、下水道への移動が3.0千トン（同：1.4%）となっている。

届出排出量・移動量の上位10物質の合計は、367千トンで、上位10物質は、トルエン（170千トン）、キシレン（59千トン）、塩化メチレン（34千トン）、マンガン及びその化合物（29千トン）、鉛及びその化合物（17千トン）、N，N-ジメチルホルムアミド（13千トン）、クロム及び三価クロム化合物（13千トン）、エチルベンゼン（13千トン）、ふっ化水素及びその水溶性塩（10千トン）、エチレングリコール（8.4千トン）の順となっている。

**② 全国の届出外排出量の集計結果**

国が推計を行った届出対象外の排出量（対象業種からの届出対象外の排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量、自動車などの移動体からの排出量）については、全国の合計で589千トンであり、内訳は以下のとおりである。

- i) 対象業種からの届出外排出量：251千トン（構成比43%）
- ii) 非対象業種からの届出外排出量：123千トン（同21%）
- iii) 家庭からの届出外排出量：62千トン（同10%）
- iv) 移動体からの届出外排出量：154千トン（同26%）

**③ 届出排出量と届出外排出量の合計**

届出排出量と届出外排出量の合計は880千トンであり、このうち届出排出量は290千トン（構成比33%）、また届出外排出量は、対象業種251千トン（同29%）、非対象業種123千トン（同14%）、家庭62千トン（同7.0%）で、移動体154千トン（同17%）を併せた589千トン（同67%）となっている。

（注） 経済産業省及び環境省の公表資料に基づき、当省が作成した。

表 1 - (1) - ⑫ 業種別の届出事業所数・排出量・移動量 (平成 15 年度)

業種名	届出数	届出排出量 (kg/年)					届出移動量 (kg/年)			届出排出量・ 移動量合計 (kg/年)	割合
		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物移動	下水道 への移動	合計		
金属鉱業	18	16,026	165,905	9,400	6,956,610	7,147,941	7,120	0	7,120	7,155,061	1.41%
原油・天然ガス鉱業	30	325,070	164,468	0	0	489,537	150	0	150	489,687	0.10%
製造業	10,483	251,794,668	6,899,681	52,207	15,481,867	274,228,426	211,591,009	2,961,199	214,552,207	488,780,629	96.23%
食料品製造業	337	350,771	12,238	75	0	363,084	430,040	35,268	465,308	828,392	0.16%
飲料・たばこ・飼料製 造業	98	2,859	1,078	1	0	3,938	6,436	0	6,436	10,374	0.00%
繊維工業	213	5,427,816	1,261,921	80	0	6,689,817	2,825,662	817,241	3,642,902	10,332,719	2.03%
衣服・その他の繊維製 品製造業	41	151,850	30,741	0	0	182,592	523,821	7,701	531,522	714,113	0.14%
木材・木製品製造業	227	2,796,480	0	22	0	2,796,502	249,708	194	249,902	3,046,404	0.60%
家具・装備品製造業	99	1,575,191	400	0	0	1,575,592	408,498	156	408,654	1,984,245	0.39%
パルプ・紙・紙加工品 製造業	308	21,124,153	335,710	0	550	21,460,414	2,675,493	13,223	2,688,716	24,149,130	4.75%
出版・印刷・関連連産 業	300	21,548,713	77	0	0	21,548,791	6,283,780	11,480	6,295,260	27,844,051	5.48%
化学工業	2,088	35,125,199	3,183,172	1,223	328,208	38,637,802	88,455,497	1,173,995	89,629,492	128,267,294	25.25%
石油製品・石炭製品製 造業	175	1,155,321	18,279	54	0	1,173,654	1,850,956	15,420	1,866,375	3,040,029	0.60%
プラスチック製品製 造業	828	30,829,624	413,274	79	0	31,242,977	11,347,634	397,070	11,744,704	42,987,680	8.46%
ゴム製品製造業	225	12,585,396	66,066	7	0	12,651,468	2,251,306	24,517	2,275,823	14,927,291	2.94%
なめし革・同製品・毛 皮製造業	24	487,422	1,201	0	0	488,623	116,831	25,800	142,631	631,254	0.12%
窯業・土石製品製造業	446	9,241,954	43,982	78	3,404	9,289,418	8,067,137	9,050	8,076,187	17,365,605	3.42%
鉄鋼業	307	4,744,452	527,140	0	1,921,365	7,192,957	33,799,598	11,987	33,811,586	41,004,543	8.07%
非鉄金属製造業	480	2,727,233	440,288	54	13,163,668	16,331,244	6,071,573	29,648	6,101,221	22,432,465	4.42%
金属製品製造業	1,297	18,123,908	88,078	22	0	18,212,008	8,066,735	41,010	8,107,745	26,319,753	5.18%
一般機械器具製造業	469	8,476,297	930	4	43,210	8,520,441	2,898,551	3,731	2,902,282	11,422,723	2.25%
電気機械器具製造業	1,076	9,939,822	402,934	2	9,500	10,352,258	23,569,935	203,452	23,773,387	34,125,645	6.72%
輸送用機械器具製造業	901	52,732,099	43,903	43,056	11,833	52,830,891	7,671,358	35,454	7,706,812	60,537,702	11.92%
精密機械器具製造業	160	1,639,388	6,074	0	0	1,645,462	748,338	39,219	787,557	2,433,019	0.48%
武器製造業	5	35,202	133	0	0	35,335	7,970	0	7,970	43,305	0.01%
その他の製造業	379	10,973,518	22,062	7,450	129	11,003,158	3,264,152	65,583	3,329,735	14,332,893	2.82%
電気業	108	128,212	6,277	0	0	134,489	147,186	350	147,536	282,024	0.06%
ガス業	43	15,261	0	0	0	15,261	47,350	0	47,350	62,611	0.01%
熱供給業	5	5,619	0	0	0	5,619	0	1,200	1,200	6,819	0.00%
下水道業	1,507	80	4,343,087	0	0	4,343,168	59,559	542	60,102	4,403,269	0.87%
鉄道業	41	100,090	7,660	0	0	107,750	126,326	3,724	130,050	237,800	0.05%
倉庫業	126	735,204	0	0	0	735,204	92,105	0	92,105	827,309	0.16%
石油卸売業	593	405,904	0	0	0	405,904	81,096	0	81,096	487,000	0.10%
鉄スクラップ卸売業	8	13	6,500	0	0	6,513	26,200	0	26,200	32,713	0.01%
自動車卸売業	39	4,220	132	52	0	4,404	71,036	968	72,004	76,408	0.02%
燃料小売業	18,386	1,406,623	110,000	243,000	0	1,759,623	6,094	8	6,102	1,765,725	0.35%
洗濯業	115	402,410	18,244	0	0	420,654	559,970	16,355	576,325	996,979	0.20%
写真業	1	9,800	0	0	0	9,800	2,500	0	2,500	12,300	0.00%
自動車整備業	164	130,333	85	0	0	130,418	556,170	4,815	560,985	691,403	0.14%
機械修理業	18	70,391	0	0	0	70,391	51,448	232	51,680	122,071	0.02%
商品検査業	5	11,068	0	0	0	11,068	8,020	0	8,020	19,088	0.00%
計量証明業	11	4,167	1	0	0	4,168	40,420	0	40,420	44,588	0.01%
一般廃棄物処理業	2,083	3,736	66,893	0	2,358	72,988	210,435	942	211,376	284,364	0.06%
産業廃棄物処分業	527	23,136	241,835	59	146	265,177	447,347	903	448,250	713,427	0.14%
高等教育機関	73	22,317	1	0	0	22,318	69,532	2,667	72,199	94,516	0.02%
自然科学研究所	133	61,978	666	0	0	62,644	296,430	1,223	297,653	360,297	0.07%
全業種合計	34,517	255,676,328	12,031,434	304,718	22,440,983	290,453,463	214,497,502	2,995,127	217,492,629	507,946,092	100%
割合 (%)		50.34%	2.37%	0.06%	4.42%	57.18%	42.23%	0.59%	42.82%	100%	

(注) 1 経済産業及び環境省の公表資料に基づき、本省が作成した。  
 2 「届出排出量」欄において、「大気」は大気への排出、「公共用水域」は公共用水域への排出、「土壌」は事業所内の土壌への排出、「埋立」は事業所内の埋立処分をいう。  
 3 「廃棄物移動」は事業所外への廃棄物としての移動をいう。  
 4 排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ(ダイオキシン類を除き小数点第1位まで)の合計について小数点第1位で四捨五入し、整数表示したもの。本集計表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合がある。

表1-(1)-⑬ 都道府県別の届出事業所数・排出量・移動量（平成15年度）

都道府県	届出数	届出排出量 (kg/年)					届出移動量 (kg/年)			届出排出量・ 移動量合計 (kg/年)	割合
		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物移動	下水道 への移動	合計		
北海道	1,961	2,178,669	478,719	98,028	6,856,694	9,612,110	1,091,340	4,300	1,095,640	10,707,750	2.11%
青森県	344	442,314	217,063	145,001	14	804,393	198,161	28	198,190	1,002,582	0.20%
岩手県	455	1,168,442	75,489	0	0	1,243,931	1,009,376	33,819	1,043,195	2,287,126	0.45%
宮城県	673	1,700,287	83,866	7,400	108,943	1,900,496	2,266,174	13,601	2,279,774	4,180,271	0.82%
秋田県	505	935,157	190,677	0	11,057,900	12,183,733	1,129,547	960	1,130,507	13,314,241	2.62%
山形県	525	753,117	63,340	0	0	816,457	1,812,531	19,244	1,831,775	2,648,231	0.52%
福島県	852	7,700,181	505,046	0	650	8,205,877	9,963,006	460	9,963,466	18,169,343	3.58%
茨城県	967	15,312,222	177,039	0	232	15,489,493	8,927,505	749,551	9,677,056	25,166,549	4.95%
栃木県	696	8,967,837	108,652	52	0	9,076,542	3,540,709	2,250	3,542,958	12,619,500	2.48%
群馬県	657	8,687,479	123,494	260	460	8,811,693	3,743,656	88,451	3,832,107	12,643,800	2.49%
埼玉県	1,362	17,672,525	288,278	74	0	17,960,877	10,112,314	89,562	10,201,876	28,162,753	5.54%
千葉県	1,183	10,490,245	376,266	8	100,133	10,966,652	14,109,049	5,957	14,115,006	25,081,658	4.94%
東京都	1,087	3,535,992	745,594	12	0	4,281,598	2,566,514	47,773	2,614,287	6,895,884	1.36%
神奈川県	1,540	10,742,151	407,825	9	533,620	11,683,605	10,370,159	125,582	10,495,741	22,179,346	4.37%
新潟県	1,005	3,683,534	456,281	2	251,429	4,391,245	2,319,748	4,086	2,323,834	6,715,079	1.32%
富山県	575	2,691,383	234,077	50	0	2,925,510	4,815,215	80	4,815,295	7,740,806	1.52%
石川県	491	2,682,206	567,951	0	210	3,250,367	1,668,134	399,270	2,067,404	5,317,771	1.05%
福井県	374	2,859,579	433,501	0	0	3,293,080	5,605,137	118,453	5,723,590	9,016,670	1.78%
山梨県	345	2,382,087	10,485	0	0	2,392,572	1,293,550	285	1,293,835	3,686,407	0.73%
長野県	1,191	2,960,069	114,324	2	1,900	3,076,295	1,875,187	26,524	1,901,711	4,978,005	0.98%
岐阜県	773	7,650,534	179,232	0	0	7,829,766	3,433,415	65,444	3,498,859	11,328,624	2.23%
静岡県	1,474	23,933,582	359,844	43	2,300	24,295,769	7,719,490	69,134	7,788,624	32,084,392	6.32%
愛知県	2,071	21,605,075	467,720	0	51,644	22,124,440	14,597,496	141,060	14,738,556	36,862,996	7.26%
三重県	549	8,577,402	364,645	4	0	8,942,051	5,026,010	1,238	5,027,248	13,969,299	2.75%
滋賀県	513	6,041,960	29,200	0	0	6,071,160	6,841,098	33,968	6,875,067	12,946,227	2.55%
京都府	535	2,742,281	143,491	0	242	2,886,014	2,425,225	140,208	2,565,433	5,451,446	1.07%
大阪府	1,642	7,671,322	666,866	1,003	0	8,339,191	11,319,467	247,063	11,566,529	19,905,720	3.92%
兵庫県	1,542	9,604,761	419,689	5	1,416,378	11,440,834	15,946,433	73,366	16,019,799	27,460,633	5.41%
奈良県	293	1,610,933	28,644	0	0	1,639,577	650,367	362,513	1,012,881	2,652,458	0.52%
和歌山県	234	902,696	65,359	80	0	968,135	3,655,470	8,538	3,664,008	4,632,144	0.91%
鳥取県	265	924,862	21,554	0	0	946,416	705,797	32,000	737,797	1,684,213	0.33%
島根県	275	1,800,517	122,548	0	79,825	2,002,889	1,574,158	23	1,574,181	3,577,070	0.70%
岡山県	854	7,228,271	316,225	100	55,845	7,600,441	15,023,674	26,981	15,050,655	22,651,097	4.46%
広島県	878	8,237,902	352,138	81	103,445	8,693,567	3,573,337	24,797	3,598,134	12,291,701	2.42%
山口県	567	8,749,589	1,008,225	0	0	9,757,814	15,637,692	460	15,638,152	25,395,966	5.00%
徳島県	285	1,863,548	44,431	0	0	1,907,979	843,772	214	843,985	2,751,964	0.54%
香川県	339	3,894,007	54,856	65	0	3,948,928	2,242,995	9,618	2,252,613	6,201,541	1.22%
愛媛県	425	6,431,809	582,049	3	530	7,014,390	3,175,789	3,021	3,178,810	10,193,200	2.01%
高知県	185	306,393	24,414	0	0	330,807	104,769	525	105,295	436,102	0.09%
福岡県	1,270	9,065,128	528,269	0	15,818	9,609,215	5,185,086	13,499	5,198,585	14,807,800	2.92%
佐賀県	381	1,553,874	24,302	0	0	1,578,176	896,442	918	897,359	2,475,535	0.49%
長崎県	475	2,588,447	15,471	5	0	2,603,922	496,143	1,959	498,102	3,102,025	0.61%
熊本県	596	2,863,170	192,357	5,623	2,770	3,063,920	1,915,667	4,758	1,920,425	4,984,346	0.98%
大分県	333	1,368,969	57,476	37,409	0	1,463,853	1,151,303	634	1,151,937	2,615,790	0.51%
宮崎県	351	497,793	144,795	0	1,800,000	2,442,588	1,731,254	2,516	1,733,770	4,176,358	0.82%
鹿児島県	468	348,613	142,833	9,400	0	500,846	193,472	440	193,912	694,758	0.14%
沖縄県	156	67,414	16,837	0	0	84,251	14,666	0	14,666	98,917	0.02%
合計	34,517	255,676,328	12,031,434	304,718	22,440,983	290,453,463	214,497,502	2,995,127	217,492,629	507,946,092	100%
割合 (%)		50.34%	2.37%	0.06%	4.42%	57.18%	42.23%	0.59%	42.82%	100%	

- (注) 1 経済産業及び環境省の公表資料に基づき、当省が作成した。  
 2 「届出排出量」欄において、「大気」は大気への排出、「公共用水域」は公共用水域への排出、「土壌」は事業所内の土壌への排出、「埋立」は事業所内の埋立処分をいう。  
 3 「廃棄物移動」は事業所外への廃棄物としての移動をいう。  
 4 排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ（ダイオキシン類を除き小数点第1位まで）の合計について小数点第1位で四捨五入し、整数表示したもの。本集計表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合がある。

表1-(1)-⑭ 都道府県別の届出排出量及び届出外排出量（平成15年度）

都道府県	届出数	届出排出量 (Kg/年)	届出外排出量 (kg/年)					排出量合計 (kg/年)	割合
			対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計		
北海道	1,961	9,612,110	4,777,526	7,978,793	1,541,008	7,787,793	22,085,120	31,697,229	3.60%
青森県	344	804,393	1,502,619	2,768,357	1,045,269	1,961,344	7,277,589	8,081,981	0.92%
岩手県	455	1,243,931	1,914,219	1,659,905	943,243	2,340,724	6,858,092	8,102,023	0.92%
宮城県	673	1,900,496	2,705,554	2,034,742	1,028,717	3,033,128	8,802,141	10,702,638	1.22%
秋田県	505	12,183,733	2,071,533	1,261,814	794,420	1,685,192	5,812,959	17,996,692	2.05%
山形県	525	816,457	2,933,847	1,428,235	612,884	1,827,575	6,802,541	7,618,997	0.87%
福島県	852	8,205,877	4,280,056	1,970,686	1,337,593	2,991,825	10,580,160	18,786,037	2.14%
茨城県	967	15,489,493	6,222,592	4,918,973	1,744,924	4,498,882	17,385,371	32,874,863	3.74%
栃木県	696	9,076,542	5,309,521	2,023,080	1,187,498	3,226,578	11,746,677	20,823,219	2.37%
群馬県	657	8,811,693	6,673,386	3,781,703	1,404,154	3,095,454	14,954,697	23,766,389	2.70%
埼玉県	1,362	17,960,877	16,377,373	4,814,549	3,036,278	6,798,959	31,027,159	48,988,036	5.57%
千葉県	1,183	10,966,652	5,891,212	6,207,832	2,951,847	5,864,478	20,915,368	31,882,020	3.62%
東京都	1,087	4,281,598	25,595,282	10,740,586	2,877,524	9,530,157	48,743,549	53,025,147	6.03%
神奈川県	1,540	11,683,605	10,284,592	4,519,844	2,259,489	7,026,562	24,090,487	35,774,092	4.07%
新潟県	1,005	4,391,245	7,020,286	2,626,386	1,480,799	3,659,276	14,786,746	19,177,991	2.18%
富山県	575	2,925,510	2,621,221	1,095,655	512,599	1,569,562	5,799,036	8,724,546	0.99%
石川県	491	3,250,367	3,342,681	1,182,995	605,471	1,601,864	6,733,011	9,983,378	1.14%
福井県	374	3,293,080	2,449,832	737,070	418,165	1,272,809	4,877,876	8,170,956	0.93%
山梨県	345	2,392,572	2,486,372	844,286	560,241	1,592,008	5,482,907	7,875,479	0.90%
長野県	1,191	3,076,295	6,183,671	2,857,614	1,067,914	3,704,827	13,814,027	16,890,321	1.92%
岐阜県	773	7,829,766	7,582,542	1,783,074	1,145,981	2,997,504	13,509,101	21,338,867	2.43%
静岡県	1,474	24,295,769	11,742,565	3,705,226	2,468,651	5,293,149	23,209,591	47,505,360	5.40%
愛知県	2,071	22,124,440	21,470,358	5,581,050	3,812,416	8,197,947	39,061,771	61,186,211	6.96%
三重県	549	8,942,051	3,924,258	1,609,272	1,248,657	2,882,590	9,664,777	18,606,828	2.12%
滋賀県	513	6,071,160	2,426,652	1,007,272	528,144	2,227,934	6,190,002	12,261,162	1.39%
京都府	535	2,886,014	4,639,158	1,354,467	939,300	2,927,492	9,860,418	12,746,431	1.45%
大阪府	1,642	8,339,191	25,981,680	5,633,653	2,905,192	7,497,243	42,017,768	50,356,958	5.73%
兵庫県	1,542	11,440,834	10,829,710	3,041,131	1,872,022	5,748,033	21,490,896	32,931,729	3.74%
奈良県	293	1,639,577	2,357,852	818,149	731,334	1,542,248	5,449,583	7,089,160	0.81%
和歌山県	234	968,135	2,126,095	1,566,752	1,036,661	1,502,194	6,231,701	7,199,836	0.82%
鳥取県	265	946,416	828,439	873,200	409,300	894,261	3,005,199	3,951,615	0.45%
島根県	275	2,002,889	1,227,592	766,686	639,506	1,184,690	3,818,473	5,821,363	0.66%
岡山県	854	7,600,441	3,332,319	1,538,127	1,260,189	2,886,109	9,016,744	16,617,186	1.89%
広島県	878	8,693,567	5,475,901	2,080,860	1,596,844	3,696,353	12,849,958	21,543,525	2.45%
山口県	567	9,757,814	1,658,466	1,139,604	986,555	2,279,684	6,064,308	15,822,122	1.80%
徳島県	285	1,907,979	1,753,712	1,237,552	803,476	1,197,636	4,992,375	6,900,354	0.78%
香川県	339	3,948,928	2,159,953	892,595	809,571	1,394,424	5,256,543	9,205,471	1.05%
愛媛県	425	7,014,390	2,239,583	1,924,331	1,184,313	2,236,298	7,584,525	14,598,915	1.66%
高知県	185	330,807	1,176,206	1,559,332	706,711	1,274,620	4,716,869	5,047,676	0.57%
福岡県	1,270	9,609,215	6,129,647	3,927,041	2,478,962	5,716,558	18,252,208	27,861,423	3.17%
佐賀県	381	1,578,176	1,364,034	1,102,383	640,234	1,363,502	4,470,153	6,048,328	0.69%
長崎県	475	2,603,922	1,719,058	1,804,984	1,009,903	1,963,629	6,497,574	9,101,496	1.03%
熊本県	596	3,063,920	1,884,584	3,584,982	1,152,794	2,689,734	9,312,093	12,376,014	1.41%
大分県	333	1,463,853	1,455,096	1,318,748	908,735	1,870,224	5,552,802	7,016,656	0.80%
宮崎県	351	2,442,588	1,469,188	2,585,614	837,125	1,664,299	6,556,226	8,998,814	1.02%
鹿児島県	468	500,846	2,117,590	3,750,346	1,410,261	2,627,140	9,905,337	10,406,183	1.18%
沖縄県	156	84,251	1,173,347	1,041,886	729,183	1,613,258	4,557,674	4,641,925	0.53%
合計	34,517	290,453,463	250,888,953	122,681,421	61,662,057	153,850,003	589,082,435	879,535,898	100%
割合 (%)		33.02%	28.53%	13.95%	7.01%	17.49%	66.98%	100%	

(注) 1 経済産業及び環境省の公表資料に基づき、当省が作成した。  
 2 「対象業種」とは、対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの、「非対象業種」とは、対象業種以外の業種の事業者からの排出量、「家庭」とは家庭からの排出量、「移動体」とは移動体からの排出量をいう。  
 3 排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ（ダイオキシン類を除き小数点第1位まで）の合計について小数点第1位で四捨五入し、整数表示したもの。本集計表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合がある。

表 1 - (1) - ⑮

## 事業所管省庁別届出件数と実地調査対象事業者数

(単位：事業所、%)

区分 省庁名	平成14年度届出		平成15年度届出		今回の行政 評価・監視	
	報告事 業所数	割合	報告事 業所数	割合	実地調査 事業者数	割合
経済産業省	29,186	83.8%	28,754	83.3%	214	67.3%
環境省	2,428	7.0%	2,577	7.5%	29	9.1%
防衛庁	114	0.3%	107	0.3%	2	0.6%
財務省	47	0.1%	43	0.1%	1	0.3%
文部科学省	90	0.3%	85	0.2%	1	0.3%
厚生労働省	430	1.2%	409	1.2%	5	1.6%
農林水産省	652	1.9%	575	1.7%	11	3.5%
国土交通省	1,873	5.4%	1,967	5.7%	55	17.3%
計	34,820	100.0%	34,517	100.0%	318	100.0%

(注) 経済産業省、環境省の公表資料に基づき、当省が作成した。

表1-(1)-⑯ 届出概況調査結果

- ① 本調査は、14年度の排出量等届出集計結果から全国で化学物質の排出量の多かった化学工業、プラスチック製品製造業、輸送用機械器具製造業の3業種を対象として、10道府県において、この3業種に属する事業者について、道府県等の商工関係部局や労働関係部局が発行する地域の企業要覧等に登載されている約8,300事業者（化学工業約2,000事業者、プラスチック製品製造業約3,000事業者、輸送用機械器具製造業約3,200事業者）を基に、事業者規模が21人以上と見込まれるものの中から一定数の間隔で事業者を抜き出す方法等により397事業者（化学工業143事業者、プラスチック製品製造業129事業者、輸送用機械器具製造業125事業者）を抽出し、郵送等により第一種指定化学物質等の取扱状況及び平成14年度の排出量等の届出状況を照会した。
- ② この照会に対し回答があったのは342事業者（化学工業124事業者、プラスチック製品製造業104事業者、輸送用機械器具製造業114事業者）で、このうち、平成14年度の届出義務があったことが確認できたのは170事業者（化学工業87事業者、プラスチック製品製造業38事業者、輸送用機械器具製造業45事業者）であった。
- ③ この170事業者について、届出概況を調査した結果、14年度届出義務のある第一種指定化学物質のいずれについても排出量等を届け出していない事業者が、プラスチック製品製造業で38事業者中8事業者（21.1%）、輸送用機械器具製造業で45事業者中3事業者（6.7%）、化学工業で87事業者中5事業者（5.7%）、3業種合計で16事業者（9.4%）みられた。

（単位：事業者、%）

区分	3業種全体						化学工業						プラスチック製品製造業						輸送用機械器具製造業					
	企業要覧等登載事業者数	抽出した事業者数	回答があった事業者数	うち、届出義務のある事業者数(a)	(a)のうち、未届出事業者数(b)	未届出の割合(b)/(a)	企業要覧等登載事業者数	抽出した事業者数	回答があった事業者数	うち、届出義務があった事業者数(c)	(c)のうち、未届出の事業者数(d)	未届出の割合(c)/(d)	企業要覧等登載事業者数	抽出した事業者数	回答があった事業者数	うち、届出義務があった事業者数(e)	(e)のうち、未届出の事業者数(f)	未届出の割合(e)/(f)	企業要覧等登載事業者数	抽出した事業者数	回答があった事業者数	うち、届出義務があった事業者数(g)	(g)のうち、未届出の事業者数(h)	未届出の割合(h)/(g)
北海道	162	31	31	24	2	8.3%	51	11	11	8	0	0.0%	68	10	10	8	2	25.0%	43	10	10	8	0	0.0%
宮城県	130	45	41	8	0	0.0%	25	15	13	5	0	0.0%	48	15	14	1	0	0.0%	57	15	14	2	0	0.0%
埼玉県	116	30	9	9	0	0.0%	32	10	5	5	0	0.0%	65	10	2	2	0	0.0%	19	10	2	2	0	0.0%
神奈川県	994	34	29	14	2	14.3%	205	14	13	8	0	0.0%	273	10	8	3	1	33.3%	516	10	8	3	1	33.3%
愛知県	2,631	53	53	18	0	0.0%	425	11	11	10	0	0.0%	722	22	22	1	0	0.0%	1,484	20	20	7	0	0.0%
大阪府	2,559	37	30	10	3	30.0%	789	15	13	7	2	28.6%	1,245	11	6	1	0	0.0%	525	11	11	2	1	50.0%
兵庫県	1,107	82	69	32	1	3.1%	375	36	32	24	1	4.2%	517	26	17	6	0	0.0%	215	20	20	2	0	0.0%
広島県	434	20	20	20	4	20.0%	52	5	5	5	1	20.0%	87	5	5	5	2	40.0%	295	10	10	10	1	10.0%
福岡県	72	33	33	8	0	0.0%	38	10	10	4	0	0.0%	18	10	10	1	0	0.0%	16	13	13	3	0	0.0%
熊本県	117	32	27	27	4	14.8%	5	16	11	11	1	9.1%	61	10	10	10	3	30.0%	51	6	6	6	0	0.0%
計	8,322	397	342	170	16	9.4%	1,997	143	124	87	5	5.7%	3,104	129	104	38	8	21.1%	3,221	125	114	45	3	6.7%

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - ⑰

平成 14 年度、15 年度ともに排出量等届出義務のある事業者における届出状況実地調査（都道府県別）

【実地調査の方法】

- ① 届出対象事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号。以下「ダイオキシン類特措法」という。）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）等による届出の対象となる場合がある。また、都道府県の商工労働関係部局が発行する地域の企業要覧等には多くの事業者が掲載されている。これらを踏まえ、排出量等届出がない事業者を比較的簡易に把握することができる方法として、当省が、ダイオキシン類特措法等による届出の台帳、都道府県の企業要覧等を活用して、業種、従業者数等から判断して、排出量等届出の対象事業者に該当するとみられる事業者を抽出し、これらの抽出した事業者と 14 年度届出の台帳にある事業者と突合して届出がなかった事業者を把握する方法を用いた。
- ② この把握方法により、16 道府県内の事業者の中から 94 事業者を選定し、実地調査を行った。

（単位：事業者）

区分 道府県名	実地調査対象事業者				(B)の事業者 の届出状況	(C)の事業者 の届出状況	(D)の事業者の届出状況	
	未届出の可能性 があると見込んで選定した事業者 (A)	(A)のうち平成14年度に排出 量等届出義務のある事業者(B)	(A)のうち平成15年度に排出 量等届出義務のある事業者(C)	(A)のうち平成14年度、15年 度ともに排出量等届出義務のある 事業者(D)	平成14年度未 届出	平成15年度未 届出	平成14年度のみ 未届出	平成14年度、15 年度の両年度とも未届出 (E)
北海道	6	6	5	5	6	5		5
青森県	1	1	1	1	1	1		1
宮城県	10	7	7	7	7	6	1	6
茨城県	6	2	2	2	2	2		2
埼玉県	4		4			1		
神奈川県	11	5	6	5	5	4	1	4
愛知県	5	4	5	4	4		4	
三重県	5	3	2	2	3	2		2
京都府	5	3	4	3	3	4		3
大阪府	4	1	1	1	1	1		1
兵庫県	9	6	8	6	6	1	5	1
広島県	7	6	6	6	6	5	1	5
岡山県	3	1	1	1	1		1	
福岡県	7	2	2	2	2	2		2
宮崎県	3							
熊本県	8	8	8	8	8	6	2	6
計	94	55	62	53	55	40	15	38

（注）当省の調査結果による。





表 1 - (1) - ⑱ 他法令台帳、前年度届出台帳等を手がかりとして未届出事業者を把握した例

**【事例 1】**

北海道管区行政評価局では、北海道内の事業者調査において、次の台帳等をもとに届出対象事業者に該当するとみられる 6 事業者を選定し、実地調査を行った。その結果、この 6 事業者のうち、14 年度及び 15 年度ともに届出義務があったものは 5 事業者で、この 5 事業者は、14 年度、15 年度の両年度とも未届出であったことが判明した。

○ **下水道事業者名簿（2 事業者）**

社団法人北海道土木協会が作成した「2003 北海道の下水道」に登載された下水道事業者数は 164 であり、これと平成 14 年度排出量等届出名簿と突合した結果、届出のなかったものが 5 事業者みられた。

このうち、2 事業者を実地に調査した結果、2 事業者とも 14 年度、15 年度の両年度とも届出義務がありながら、両年度とも未届出であったことが判明した。

○ **一般廃棄物最終処分場の名簿（1 事業者）**

北海道（環境生活部）が作成した「一般廃棄物最終処分場の概要」に登載された一般廃棄物最終処分業者は 171 であり、これと 14 年度排出量等届出名簿を突合した結果、届出のなかったものが 27 事業者みられた。

このうち、1 事業者を実地に調査した結果、同事業者は 14 年度、15 年度の両年度とも届出義務がありながら、両年度とも未届出であったことが判明した。

○ **工場総覧（2 事業者）**

北海道（商工観光労働部）が作成した「北海道工場総覧」に登載されたプラスチック製品製造業者は 204 で、このうち、従業員 21 人以上の 68 事業者と平成 14 年度排出量等届出名簿を突合した結果、届出のなかったものが 60 事業者みられた。

このうち、2 事業者を実地に調査した結果、2 事業者とも 14 年度、15 年度の両年度とも届出義務がありながら、両年度とも未届出であったことが判明した。

○ **事業者団体の会員名簿（1 事業者）**

日本製菓工業協会の会員会社一覧に登載された 79 事業者のうち、北海道に工場を有するのは 2 事業者あり、これと平成 14 年度排出量等届出名簿を突合した結果、届出のなかったものが 1 事業者みられた。

この事業者を実地に調査した結果、14 年度は届出義務がありながら未届出であったことが判明した。なお、15 年度は取扱量が 5 t 以下で届出義務はなかった。

**【事例 2】**

関東管区行政評価局では、神奈川県内の事業者調査において、次の台帳等をもとに届出対象事業者に該当するとみられる 11 事業者を選定し、実地調査を行った。その結果、14 年度及び 15 年度ともに届出義務があったものが 5 事業者あり、このうち、14 年度のみ未届出であるものが 1 事業者、14 年度、15 年度の両年度とも未届出であったものが 4 事業者みられた。

○ **ごみの最終処分場一覧表（2 事業者）**

「平成 13 年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要（平成 15 年 3 月）」中の「ごみの最終処分場埋立状況一覧表」に登載されている施設は 19 施設あり、これと 14 年度排出量等届出事業者名簿と突合した結果、届出のなかったものが 3 事業者みられた。

このうち 2 事業者を実地に調査した結果、2 事業者とも 14 年度、15 年度の両年度とも届出義務がありながら、両年度とも未届出であったことが判明した。

○ **ダイオキシン類特定施設リスト（4 事業者）**

「ダイオキシン類自主測定結果一覧表」に登載されている事業所は 417 事業者であり、これと平成 14 年度排出量等届出事業者名簿及び「神奈川県技術情報データベース」（神奈川県産業技術総合研究所がホームページで情報提供。県内約 4,100 事業所の業種、従業員数、主要製品、設備機械、取扱材料等を登載）等で、業種、従業員数からみて届出のなかったものを 4 事業者特定した。

この 4 事業者を実地に調査した結果、14 年度 15 年度の両年度とも届出義務のあるものが 3 事業者で、そのうち 14 年度のみ未届出であったものが 1 事業者、両年度とも未届出であったものが 2 事業者あったことが判明した。

(注) 当省の調査結果による。

表1-(1)-⑳

## 排出量等未届出の理由等（都道府県別）

（単位：事業者、％）

区 分 道 府 県 名	平成14年度、15年度の 両年度とも未届出の事 業者数	未届の理由					
		事業者団 体 に加入して いないもの	届出制度の 存在を承知 していない ことを理由 として挙げ ているもの	対象事業者で あること、対 象物質である ことについて 誤解があり、 届出を行わな かったとして いるもの (注2)	行政機関か ら連絡を受 けて届出さ れるものと誤 解しているもの	届出を失 念している もの	その他 (注3)
北海道	5	1	2	2		1	
青森県	1	1		1			
宮城県	6	3	3	1	1		1
茨城県	2			1		1	
埼玉県							
神奈川県	4	2	1	3			
愛知県							
三重県	2	1		1		1	
京都府	3	2	1	1	1		
大阪府	1			1			
兵庫県	1		1				
広島県	5	2	2	1	1		1
岡山県							
福岡県	2	1	1				1
宮崎県							
熊本県	6	5	2	4			
計	38	18	13	16	3	3	3
	100.0%	47.4%	34.2%	42.1%	7.9%	7.9%	7.9%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「未届出」の理由欄の「対象事業者であることや対象物質について誤解があり、届出を行わなかったとしているもの」欄に該当する16事業者の主な理由は、次のとおりである。

- ・事業者として常時雇用者数21人以上が要件であることについて、事業者を事業所と勘違いし事業所の常時雇用者数が20人以下であるため届出が必要ないと勘違いしていた：6事業者
- ・ダイオキシン類特措法で規定する特定施設を有している場合、届出が必要であることを理解していなかった：6事業者
- ・最終処分場が届出の対象になることを知らなかった：1事業者
- ・金属くず等に含まれる鉛等を原料として黄銅棒、黄銅線等を製造しているが、鉛については再利用であり届出の必要はないと認識していた：1事業者
- ・界面活性剤の原料をメーカーから購入し、研究所内で調合の上、製造した同活性剤を卸しているが、化学物質はすべて製品に転化しているため届出の必要はないと認識していた：1事業者
- ・取扱量が10t以上ある場合に届出の対象になると誤解していた：1事業者

3 未届出の理由の「その他」3件の内訳は、「担当者の長期入院」や「担当者の異動」等を理由としているものである。

表1-(1)-㉑

排出量等未届出の理由等（業種別）

（単位：事業者、％）

業種	区分	平成14年度、15年度の両年度とも未届出の事業者数	未届の理由						
			事業者団体に加入していないもの	届出をなしていない理由	制度を知っていないもの	対象となる排出物と誤届かい	事業者とつながらず、あるいは、なすことを行たものの誤届かい	行政連絡も関係ないもの	届出を失念しているもの
金属鉱業									
原油・天然ガス鉱業									
製造業	食料品製造業	3		3（農）					
	飲料・たばこ・飼料製造業（以下を除く）								
	酒類製造業								
	繊維工業								
	衣服・その他の繊維製品製造業								
	木材・木製品製造業（家具を除く）								
	家具・装備品製造業								
	パルプ・紙・紙加工品製造業								
	出版・印刷・同関連産業	1	1	1（経）					
	化学工業（以下を除く）	4	2		2（経）	1（経）			1（経）
	医薬品製造業								
	石油製品・石炭製品製造業								
	プラスチック製品製造業	6	1	3（経）	1（経）	1（経）	1（経）		
	ゴム製品製造業	1				1（経）			
	なめし革・同製品・毛皮製造業								
	窯業・土石製品製造業								
	鉄鋼業								
	非鉄金属製造業	5	3		4（経）			1（経）	
	金属製品製造業	1		1（経）					
	一般機械器具製造業	1	1	1（経）					
	電気機械器具製造業	1	1						1（経）
	輸送用機械器具製造業								
	精密機械器具製造業								
武器製造業									
その他の製造業									
	小計	23	9	9	7	3	2	2	
電気業									
ガス業									
熱供給業									
下水道業		3			3（国）				
鉄道業									
倉庫業									
石油卸売業									
鉄スクラップ卸売業									
自動車卸売業									
燃料小売業		2	2	1（経）				1（経）	
洗濯業									
写真業									
自動車整備業									
機械修理業									
商品検査業									
計量証明業									
一般廃棄物処理業		8	6	3（環）	4（環）		1（環）		
産業廃棄物処分業		1	1		1（環）				
高等教育機関									
自然科学研究所		1			1（農）				
	合計	38	18	13	16	3	3	3	
		100.0%	47.4%	34.2%	42.1%	7.9%	7.9%	7.9%	

（注）1 当省の調査結果による。

2 （経）は経済産業省所管、（環）は環境省所管、（農）は農林水産省所管、（国）は国土交通省所管をいう。

表1-(1)-㉔ 未届出事業者の事業者団体への加入状況

(単位：事業者)

未届出の有無について調査対象とした事業者数(A)	(A)のうち、事業者団体に加入している事業者数			(A)のうち、事業者団体に加入していない事業者数		
	両年度とも届出義務あり			両年度とも届出義務あり		
	未届出			未届出		
94	63	32	20	31	21	18

(注) 当省の調査結果による。

表1-(1)-㉕

平成14年度、15年度ともに排出量等届出義務のある事業者における届出漏れ化学物質の有無の状況(都道府県別)

【実地調査の方法】

- ① 同じ業種の事業者であれば同じ種類の化学物質を排出している可能性があることなどから、同一業種の事業者の届出の状況などを基に、届出義務のある複数の化学物質のうち一部しか届け出ていない事業者である可能性がある事業者を把握することとした。
- ② この把握方法により、16道府県内で、14年度届出及び15年度届出のあった89事業者(うち、特別要件施設を設置するものは34事業者)を選定し、実地調査を行った。

区分 道府県名	実地調査対象事業者	(A)の事業者の届出漏れ化学物質の有無の状況			
	平成14年度、15年度ともに排出量等届出のあった事業者(A)	平成14年度、15年度の両年度とも届出漏れ物質無し	平成14年度のみ届出漏れ化学物質あり	平成15年度のみ届出漏れ化学物質あり	平成14年度、15年度の両年度とも届出漏れ化学物質あり
北海道	7	4			3
青森県	5	4			1
宮城県	3		2	1	
茨城県	2	2			
埼玉県	4	2	2		
神奈川県	9	8	1		
愛知県	4	3	1		
三重県	5	1	2		2
京都府	5	4	1		
大阪府	4	2	2		
兵庫県	9	1	7		1
広島県	5	2	1	1	1
岡山県	5	3	1		1
福岡県	7	5	2		
宮崎県	3	2	1		
熊本県	12	0	7		5
計	89	43	30	2	14
	(A)における割合	48.3%	33.7%	2.2%	15.7%

(注) 当省の調査結果による。

表1-(1)-㉔

平成14年度、15年度ともに排出量等届出義務のある事業者における届出漏れ  
化学物質の有無の状況（業種別）

（単位：事業者）

業 種	区 分	実地調査対象事業者		（A）の事業者の届出漏れ化学物質の有無の状況		
		平成14年度、15年度ともに排出量等届出のあった事業者（A）	平成14年度、15年度の両年度とも届出漏れ物質無し	平成14年度のみ届出漏れ化学物質あり	平成15年度のみ届出漏れ化学物質あり	平成14年度、15年度の両年度とも届出漏れ化学物質あり
金属鉱業						
原油・天然ガス鉱業						
製造業	食料品製造業					
	飲料・たばこ・飼料製造業(以下を除く)					
	酒類製造業					
	繊維工業	1		1(経)		
	衣服・その他の繊維製品製造業					
	木材・木製品製造業(家具を除く)					
	家具・装備品製造業	3	2		1(経)	
	パルプ・紙・紙加工品製造業					
	出版・印刷・同関連産業	2	2			
	化学工業(以下を除く)	14	7	2(経)		5(経)
	医薬品製造業					
	石油製品・石炭製品製造業					
	プラスチック製品製造業	5	2	2(経)		1(経)
	ゴム製品製造業					
	なめし革・同製品・毛皮製造業	1		1(経)		
	窯業・土石製品製造業	2	2			
	鉄鋼業	1		1(経)		
	非鉄金属製造業	2	2			
	金属製品製造業	6	2	2(経)		2(経)
	一般機械器具製造業	11	11			
	電気機械器具製造業	6	3	2(経)		1(経)
	輸送用機械器具製造業	1	1			
	精密機械器具製造業					
	武器製造業					
	その他の製造業					
	小計	55	34	11	1	9
電気業						
ガス業						
熱供給業						
下水道業		21	7	12(国)	1(国)	1(国)
鉄道業						
倉庫業						
石油卸売業						
鉄スクラップ卸売業						
自動車卸売業						
燃料小売業						
洗濯業						
写真業						
自動車整備業						
機械修理業						
商品検査業						
計量証明業						
一般廃棄物処理業		13	2	7(環)		4(環)
産業廃棄物処分業						
高等教育機関						
自然科学研究所						
	合計	89	43	30	2	14
		(A)における割合	48.3%	33.7%	2.2%	15.7%

（注）1 当省の調査結果による。

2 (経)は経済産業省所管、(環)は環境省所管、(国)は国土交通省所管をいう。

3 届出漏れがあった46事業者の所管省庁別内訳は、(経)=21、(環)=11、(国)=14である。

表 1 - (1) - ㉔

届出漏れ化学物質があった理由（都道府県別）

(単位：事業者)

区 分 道 府 県 名	平成14年度、15年度の 両年度とも届出漏れ化 学物質のある事業者数	事業者団 体加入 しないもの	届出漏れ化学物質のあった理由				その他理由に よるもの(注)
			届出漏れ化 学物質の出 てを承知し ていないもの	「ダイオキ シン類」の届 出が必要であ ることを承知 していないこと を理 由に挙げている もの	「ダイオキ シン類」の届 出が必要である ことを承知して いないこと を理 由に挙げている もの	「ダイオキ シン類」のみを 届出すればよ いと誤解して いたもの	
北海道	3	1					3
青森県	1						1
三重県	2		1	1			1
兵庫県	1		1	1			
広島県	1		1	1			
岡山県	1		1	1			
熊本県	5	3	4	1	3		1
合計	14	4	8	5	3		6

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 その他理由によるものは次のとおり。  
 ・「ニッケル化合物」については、特定第一種化学物質に該当し、取扱量が0.5 t以上で届出の対象になることを見落とししていた：1事業者  
 ・取扱量が5 tを超えれば、排出量等が無くても届け出の必要があることを認識していなかった：2事業者  
 ・「EPN」について算出方法を知らなかった：1事業者  
 ・対象となる化学物質の排出量を把握していなかった：1事業者  
 ・取り扱っている製品に含有される化学物質を把握していなかった：1事業者

表 1 - (1) - ㉕

届出漏れ化学物質があった理由（業種別）

(単位：事業者)

区 分 業 種	平成14年度、15年度の 両年度とも届出漏 れ化学物質あり	事業者団 体加入 しないもの	届出漏れ化学物質のあった理由			その他理由に よるもの
			届出漏れ化学 物質について、届 出が必要である ことを承知して いないこと を理 由に挙げている もの	「ダイオキ シン類」の届 出が必要である ことを承知して いないこと を理 由に挙げている もの	「ダイオキ シン類」のみを 届出すればよ いと誤解して いたもの	
製造業	化学工業	5	1	3	3	2
	プラスチック製品製造業	1				1
	金属製品製造業	2		2	2	
	電気機械器具製造業	1				1
	小計	9	1	5	5	4
下水道業	1					1
一般廃棄物処理業	4	3	3		3	1
合計	14	4	8	5	3	6

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - ㉓

排出量等変更届出の提出状況

区 分 事 項		年度別の届出件数等				増減 (B) - (A)
		平成14年度 (A)	事業所管省庁及び道府 県等における取扱量の 確認を端緒としたもの	平成15年度 (B)	事業所管省庁及び道府 県等における取扱量の 確認を端緒としたもの	
変更届出件数(18道府県等分)		363	12	123	35	▲ 240
変更内容	届出物質の追加	129	5	13	2	▲ 116
	届出物質の取下げ	41	3	37	27	▲ 4
	届出数値の変更	198	4	62	6	▲ 136
	その他	41		23		▲ 18

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 1つの変更届出につき、複数の対象物質の補正が行われるケースもあるため、「届出件数」欄の数と「変更内容」の各欄の合計及び「発見者別」欄の数は一致しない。  
 3 平成15年度の27件のうち26件は、届出があった給油所について、第一種指定化学物質である1,3,5-トリメチルベンゼンの取扱量を確認した結果、届出要件に該当しないことを発見したものである。

表 1 - (1) - ㉔

事業所管省庁及び道府県等の取扱量に関する事業者への確認の結果、変更の必要性が判明し、変更届出が行われたもの

(単位：件)

事 項	年 度	平成 14 年度		平成 15 年度		合 計	
			所管省庁		所管省庁		所管省庁
当初届出のなかった化学物質について、再確認の結果その取扱量が届出要件に該当していたことが判明し、当該物質について届出の追加が行われたもの	5		経済産業省	2	経済産業省	7	経済産業省
届け出た化学物質について、再確認の結果その取扱量が届出要件に該当していなかったことが判明し、当該物質について届出の取下げが行われたもの	3		経済産業省	27	経済産業省	30	経済産業省
届け出た化学物質について、誤解により取扱量を排出量として届け出たこと等が判明し、当該物質について届出数値の変更が行われたもの	4		経済産業省	6	経済産業省	10	経済産業省
計	12		経済産業省	35	経済産業省	47	経済産業省

(注) 当省の調査結果による。



表 1 - (1) - ㊸

当初届出のなかった化学物質について、再確認の結果その取扱量が届出要件に該当していたことが判明し、当該物質について届出の追加が行われた例

道府県等	年度	初回届出 年月日 変更届出 年月日	事業所名	業種 (所管省庁)	変更届出の内容	変更の理由	発見者
e 1	平成 14	H14. 5. 28 H14. 9. 9	S s	燃料小売業 (経済産業省)	① 2 物質(キシレン、エチルベンゼン) の追加 ② 従業員人数の修正	国からの依頼に基づき、市が事業者にも照会した結果、年間取扱量の把握の誤り、従業員人数の記入ミスがあったことが判明したため。	国
E	平成 15	H15. 7. 10 H16. 1. 19	K p	化学工業 (経済産業省)	1 物質(有機スズ化合物) の追加	国からの依頼に基づき、県が事業者にも照会した結果、事業者が取扱量について再確認を行い、化学物質移動量について届出が漏れていたことに気づいたため。	国

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - ㊹

届け出た化学物質について、再確認の結果その取扱量が届出要件に該当していなかったことが判明し、当該物質について届出の取下げが行われた例

道府県等	年度	初回届出 年月日 変更届出 年月日	事業所名	業種 (所管省庁)	変更届出の内容	変更の理由	発見者
D	15	H15. 7. 14 H15. 10. 15	S k	金属製品製造業 (経済産業省)	1 物質(トリクロロエチレン) の削除	県の出先機関である環境管理事務所で条例に基づき届出された取扱量を確認したところ、1,600 kg であり届出要件未満であることを発見したため。	県
e 1	15	H15. 6. 26 H15. 12. 11	N a	化学工業 (経済産業省)	3 物質(カドミウム及びその化合物、キシレン、トルエン) の削除	市が、事業者にも照会した結果、年間取扱量が 5 t 未満であったにもかかわらず届出を行っていたことが判明したため。	市

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - ㉑

届け出た化学物質について、誤解により取扱量を排出量として届け出ていること等が判明し、当該物質について届出数値の変更が行われた例

道府県等	年度	初回届出年月日 変更届出年月日	事業所名	業種	変更届出の内容	変更の理由	発見者
E	15	H15. 7. 10 H15. 12. 1	M k	輸送用機械器具製造業 (経済産業省)	2物質(2-アミノエタノール、エチレングリコール)について大気への排出量をゼロとする変更	国からの依頼に基づき、県が事業者へ照会した結果、取扱量を排出量等として届け出ていることに気づいたため。	国
I	15	H15. 6. 27 H15. 10. 6	S h	家具・装備品製造業 (経済産業省)	2物質(ビスフェノールA、6価クロム鉛及びその化合物)について大気への排出量をゼロとする変更	国からの依頼に基づき、県が事業者へ照会した結果、取扱量を排出量等として届け出ていることに気づいたため。	国

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - ㉒ 経済産業省及び環境省が、排出量等届出に関し都道府県等に依頼している内容

<p>(略)</p> <p>2. 届出を行っていない事業者への確認依頼について</p> <p><u>昨年度の届出実績よりも届出数の少ない自治体におかれては、昨年度には届出を行ったが今年度は行っていない事業者に対して、念のため確認方よろしくお願ひします。</u></p> <p>さらに、確認の結果、届出が実際上必要なことが判明した場合には、その主な理由についておおよその傾向を把握のうえ、7月25日現在の届出状況(4. で後述)と併せて御報告をお願いします。</p> <p>なお、届出を失念していた等によりこれから届出を行うこととなる事業者に対しては、直ちに届出を行うよう指導してください。</p> <p>(略)</p>
---

(注) 1 本表は、平成15年7月8日に経済産業省及び環境省が連名で、都道府県・政令指定都市のP R T R担当者宛てに発出した電子メール(件名は、「今回の内容: 化管法第5条第2項に基づく排出量等の届出(平成14年度排出分)等について(重要)」から抜粋したものである。

2 下線は当省が付した。

表 1 - (1) - ㉓ 環境省が、排出量等届出に関し都道府県の廃棄物担当課に対し依頼している内容

<p>(略)</p> <p>なお、P R T R法に基づく届出書につきましては、事業者からP R T R届出担当部局への受付期限は平成15年6月30日(月)となっております。市町村、一部事務組合及び民間対象事業所に対して届出期限厳守が履行できるようP R T R担当部局と連携して徹底した指導をお願いします。特に市町村及び一部事務組合が設置する<u>一般廃棄物焼却施設及び一般廃棄物最終処分施設</u>についてはすべて届出対象となりますので、これらの施設については届出状況(6月末現在)を別添様式により7月11日(金)までに廃棄物対策課まで報告するとともに、<u>届出がなされていない施設に対して早急に届出を行うよう催促をお願いします。</u></p> <p>(略)</p>
---

(注) 1 本表は、平成15年5月12日付け事務連絡「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく届出の支援システムについて(依頼)から抜粋したものである。

2 下線は当省が付した。

表1-(1)-㉔

## 道府県等における未届出事業者の把握状況

区分 道府県等名	前年度届出名簿（パイロット事業名簿を含む。）を基に未届出事業者を把握し、未届出事業者に対し照会を実施	他法令に基づく届出台帳等を基に未届出事業者を把握し、照会を実施	未把握の場合、その理由等
A	×	×	① 排出量等届出の届出対象となる事業所個々の対象物質の取扱量や従業員数等を把握するための基礎資料がないこと。 ② 未届出事業者の把握及び届出の励行指導を行うためには、多大の労力を要することから現行の体制では難しいこと。
a1	○	×	排出量等届出の届出対象となる事業者個々の対象物質の取扱量や従業員数等を把握するための基礎資料がないこと。
B	○	○ ダ、産、他	—
b1	○	○ ダ、水、大	—
D	○	○ ダ、水、大、条	—
d1	○	○ ダ、水、大	—
E	○	×	取扱数量、従業員数を把握するデータがなく、前年度と今年度の照合しか方法はないこと。
e1	○	○ ダ	—
F	×	×	届出の基礎となる化学物質の取扱量や従業員数を県が事前に把握することはできないため。
f1	×	×	法令上把握措置に関する権限がなく、PR等により周知を図っていくしか方法はないと考えているため。
G	○	×	届出要件である従事者数、指定化学物質取扱量を的確に把握する手段がないこと。
H	×	×	排出量等届出制度の周知は、パイロット事業で把握した届出対象と思われる事業者、また、ホームページにより十分行っており、未届出事業者の把握に力を入れるのは限界があり、きりが無い。 また、排出量の多い事業所で届出していないところはないと理解しており、これらの事業所の届出データの精度を上げることが先決と考えていること。
h1	×	×	市内事業者の業種及び従業者数の把握自体が困難であること。

区分 道府県 等名	前年度届出名簿（パイロット事業名簿を含む。）を基に未届出事業者を把握し、未届出事業者に対し照会を実施	他法令に基づく届出台帳等を基に未届出事業者を把握し、照会を実施	未把握の場合、その理由等
I	×	×	未届出事業者を積極的に把握し、届出勧奨することについて、化管法で規定する法定受託事務の範囲外であるため。
i 1	×	×	未届出事業者を積極的に把握し、届出勧奨することについて、化管法で規定する法定受託事務の範囲外であるため。
J	○	×	理由は不明。
j 1	×	×	所管する公害関係等法令に基づく立入調査・説明会・相談の際に周知を図ることに重点をおいているため。
K	×	×	受付審査等の業務多忙等による。
計 1 8	○→ 9 ×→ 9	○→ 5 ×→ 13	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 ○印は実施しているもの、×印は実施していないものである。  
3 「他法令に基づく届出台帳等を基に未届出事業者を把握し、照会を実施」欄の略称は次のとおりである。  
「ダ」→ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設台帳  
「産」→産業廃棄物処理業者許可業者名簿  
「水」→水質汚濁防止法に基づく届出台帳  
「大」→大気汚染防止法に基づく施設台帳  
「条」→生活環境条例等地方公共団体の条例に基づく台帳  
「他」→県内工場通覧等

表1-(1)-㉔

前年度届出台帳又は他法令台帳と突合を行い、未届出事業者に対し督促を行っている道府県等の例

道府県等名	事例の概要
a1	a1では、15年度の届出時に、前年度の届出記録を基に、期限まで届出のなかった147事業者に対し、7月1日付けで「排出量等届出の提出について(お願い)」の葉書による督促を行い、更に電話確認を行った結果、すべて届出が行われた。
B	Bでは、15年度の届出時に、前年度の届出記録を基に、期限まで届出のなかった38事業者に対し、電話で届出の督促を行っており、この結果、1事業者を除く37事業者について届出が行われた。
D	Dでは、15年度の届出時に、前年度の届出記録を基に、期限まで届出のなかった7事業者に対し、口頭指導を行っており、この結果、すべて届出が行われた。
e1	① e1では、15年度の届出時に、前年度の届出記録を基に、期限まで届出のなかった10事業者(13事業所)に対し、電話等で未届出の理由を確認するとともに督促を行った結果、すべて届出が行われた。 ② 平成15年9月頃、ダイオキシン類特措法に基づく特定施設の名簿と、排出量等届出書とを突合した結果、未届出のある事業者(1事業者)を発見し、次年度から適切に届出を行うよう当該事業者に指導した。

(注) 当省の調査結果による。

表1-(1)-㉕ 14年度届出と15年度届出の比較

(単位：事業者、%)

区 分 道府県名	14年度届出			15年度届出		
	届出事業者数 (A)	うち15年度届出 がない事業者数 (B)	(B) / (A)	届出事業者数 (A)	うち14年度届出 がない事業者数 (B)	(B) / (A)
北海道	1,961	158	8.1%	1,961	158	8.1%
宮城県	668	57	8.5%	673	59	8.8%
埼玉県	1,339	118	8.8%	1,362	140	10.3%
神奈川県	1,563	94	6.0%	1,540	71	4.6%
愛知県	2,150	213	9.9%	2,071	136	6.6%
大阪府	1,639	159	9.7%	1,642	163	9.9%
兵庫県	1,515	102	6.7%	1,542	127	8.2%
広島県	908	100	11.0%	878	70	8.0%
福岡県	1,339	109	8.1%	1,270	39	3.1%
熊本県	644	114	17.7%	596	70	11.7%
計	13,726	1,224	8.9%	13,535	1,033	7.6%

(注) 経済産業省及び環境省の資料(排出量等届出データの公表資料)に基づき、当省が作成した。

P R T R届出書チェック要領 (抜粋)

【B. 様式第 1 別紙】	
別紙番号 * (1)	1
第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量	
第一種指定化学物質の名称	ベンゼン
(略)	
(1) 『別紙番号』	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出対象物質 (1 物質につき 1 枚) ごとに号番号の順に並べ、1 から順に連続刷る番号を記入してあるか。</li> <li>・<u>特別要件施設 (下水道終末処理施設、廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法施設) の保有が考えられる事業所の場合、ダイオキシン類や、水質汚濁防止法の排出基準項目に当たる 29 の化学物質を含め、必要な化学物質について別紙の届出がされているか。</u></li> </ul>	
(略)	

- (注) 1 本表は平成 16 年 3 月に経済産業省及び環境省が策定した「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」P R T R事務処理マニュアル (第 3 版) の資料編「P R T R届出書チェック要領」から抜粋したものである。
- 2 下線は当省が付した。

## 経済産業省及び環境省における排出量等届出制度の周知状況

省名 年度	経済産業省	環境省
平成 12 年度	<p>①事業者を対象とした説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者への排出量等届出の説明会の開催（主催：経済産業省・環境省）平成 13 年 3 月に全国 12 カ所において開催、計 16,764 名の参加</li> <li>中小企業総合事業団による講習会を全国 22 都道府県で開催、1,709 名の参加</li> </ul> <p>②研修会等の開催</p> <p>平成 12 年度化学物質総合評価管理研修（内容：排出量等届出制度・性状取扱情報提供制度、化学物質管理、算出方法、都道府県の役割、リスクコミュニケーション等 開催日：平成 12 年 9 月 25 日～29 日 対象者：都道府県等の化管法担当予定者 38 名）</p>	<p>①事業者を対象とした説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対し、排出量等届出の説明会の開催（経済産業省・環境省主催）平成 13 年 3 月に全国 12 カ所において開催、計 16,764 名参加</li> </ul> <p>②研修会等の開催</p> <p>都道府県・政令指定都市化管法担当者会議を開催</p>
13 年度	<p>①事業者を対象とした説明会</p> <p>事業者への排出量等届出の説明会（主催：経済産業省・環境省）平成 14 年 2 月～3 月に全国 15 カ所において開催、11,108 名の参加</p> <p>中小企業総合事業団による講習会を全国 26 カ所で開催、2,130 名の参加</p> <p>②事業者へのダイレクトメール：9 万部（環境省と共通）</p> <p>③研修会等の開催</p> <p>平成 13 年度化学物質総合評価管理研修（内容：化管法の概要、届出、リスクコミュニケーション等 開催日：平成 14 年 2 月 25 日～3 月 1 日 対象者：都道府県等の化管法担当者 38 名）</p>	<p>①事業者を対象とした説明会</p> <p>事業者に対し、排出量等届出説明会の開催（経済産業省・環境省主催）平成 14 年 2 月～3 月に全国 15 カ所において開催、計 11,108 名参加</p> <p>②事業者へダイレクトメール：9 万部（経済産業省と共通）</p> <p>③研修会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・政令指定都市化管法担当者会議（2 回）</li> <li>化学物質行政研修（都道府県、市町村職員対象）</li> </ul>
14 年度	<p>①事業者を対象とした説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者への排出量等届出の説明会（主催：経済産業省）平成 15 年 2 月～3 月に全国 12 カ所において開催、1,183 名の参加</li> <li>中小企業総合事業団による講習会を全国 21 カ所で開催、1,436 名の参加</li> <li>事業者団体及び地方自治体の要請により講演会に出席</li> </ul> <p>②事業者へのダイレクトメール 無し</p> <p>③研修会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・政令指定都市等化管法担当者会議（2 回）（主催：経済産業省・環境省）</li> <li>平成 14 年度化学物質総合評価管理</li> </ul>	<p>①事業者に対する説明会 無し</p> <p>②事業者へのダイレクトメール 無し</p> <p>③研修会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・政令指定都市等化管法担当者会議（2 回）（経済産業省・環境省主催）</li> <li>化学物質行政研修（都道府県、市町村職員対象）</li> </ul>

年度 \ 省名	経済産業省	環境省
	研修（内容：化管法の概要、届出、リスクコミュニケーション等 開催日：平成14年10月21日～25日 対象者：都道府県等の化管法担当者42名）	
15年度	<p>①事業者を対象とした説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者への排出量等届出の説明会（主催：経済産業省・環境省）平成16年2月～3月に全国4カ所において開催、4,007名の参加</li> <li>消費生活センター職員への排出量等届出制度の説明会（主催：経済産業省）平成15年7月に全国6カ所において開催、134名の参加</li> <li>中小企業総合事業団による講習会を全国27カ所で開催、2,083名の参加</li> <li>事業者団体及び地方自治体の要請により講演会に出席</li> </ul> <p>②事業者へのダイレクトメール 1.1万部（環境省と共通）</p> <p>③研修会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・政令指定都市等化管法担当者会議（主催：経済産業省・環境省）</li> <li>平成15年度化学物質総合評価管理研修（内容：化管法の概要、届出、リスクコミュニケーション等 開催日：平成15年10月20日～24日 対象者：都道府県等の化管法担当者37名）</li> </ul> <p>また、同省では、事業者団体未加入者は中小規模の事業者が多いと考えられるとして、①独立行政法人中小企業基盤整備機構のメールマガジン（登録事業者数5万）による情報提供、②全国の商工会、商工会議所に対する郵送による情報提供及び全国の各消費生活センター（542カ所）からの情報発信（特に国民の視点での取組について）を行っている。</p>	<p>①事業者を対象とした説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対し、排出量等届出説明会の案内（経済産業省・環境省主催）平成16年2月～3月に全国4カ所において開催、計4,007名参加</li> </ul> <p>②事業者へのダイレクトメール 1.1万部（経済産業省と共通）</p> <p>③研修会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・政令指定都市等化管法担当者会議（2回）（経済産業省・環境省主催）</li> <li>化学物質行政研修（都道府県、市町村職員対象）</li> </ul>

（注）当省の調査結果による。



表 1-(1)-㊹

経済産業省、環境省を除く事業所管省庁の排出量等届出制度の周知状況

省庁名 (所管する 主な業 種等) 年度	防衛庁 (国の機関 である自衛 隊駐屯地等)	財務省 (酒類製造 業、たばこ製 造業、塩製造 業)	文部科学省 (高等教育 機関)	厚生労働省 (医薬品製 造業、洗濯 業)	農林水産省 (飲料・飼料 製造業(酒類 を除く)、農 薬製造業)	国土交通省 (鉄道車両等 製造業、船舶等 製造業、下水道 業、鉄道業、倉 庫業、自動車整 備業)
平成 12 年度	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
13 年度	○届出義務のある自衛隊駐屯地等の担当者を対象に説明会を2回実施(13年9月及び12月、約30名)	○酒類団体に対し、排出量等届出説明会(経済産業省・環境省主催)の受講を指導	○各国公私立大学、各大学共同利用機関、関係特殊法人、関係独立行政法人に対し、排出量等届出説明会(経済産業省・環境省主催)の受講を案内 ○各国公私立大学、各大学共同利用機関、関係特殊法人、関係独立行政法人に対し、排出量等届出書記入要領を配布	△全国厚生労働関係部局長会議、13年度薬務関係主管課長会議にて、制度の周知及び管内事業者への技術的助言、指導等を円滑に推進するよう要請	未実施	○(社)日本自動車整備振興会連合会等所管する業種の事業者団体のうち主なところや事業者の一部に対し、ポスターや記入要領を配布 △都道府県、政令市の下水道担当部局に法施行の通知 △全国下水道主管課長会議にて周知文書配布
14 年度	○届出義務のある自衛隊駐屯地等の担当者を対象に説明会を2回実施(14年7月及び11月、約25名)	未実施	未実施	△薬務関係主管課長会議において、化管法への取り組みと、管内事業者への技術的助言、指導等を円滑に推進するよう要請	未実施	○(社)日本自動車整備振興会連合会等所管する業種のうち主なところや事業者の一部の事業者団体に対し、ポスターや記入要領を配布 △全国下水道主管課長会議にて周知文書配布
15 年度	○届出義務のある自衛隊駐屯地等の担当者を対象に説明会を1回実施(15年9月、約20名)	未実施	未実施	△薬務関係主管課長会議において、化管法への取り組みと、管内事業者への技術的助言、指導等を円滑に推進するよう要請	△全国家畜衛生主任者会議において、平成15年度から、届出対象の要件として定められている取扱量が5tから1tに変更された旨伝達	○所管する業種の事業者団体のうち主なところに対し、届出要件の取扱量が5tから1tに変更になることを傘下会員に周知依頼。事業者の一部に対し、ポスターや記入要領を配布 △全国下水道主管課長会議にて周知文書配布

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ○は、事業者団体又は事業者に対し、事業所管省庁から直接周知を図っているもの。

△は、都道府県等の担当者に対し制度の周知又は都道府県等を通じた管内事業者への指導を助言しているもの。

表1-(1)-④

## 排出量等届出の督促に応じない事業者の状況

事例の内容	未届出のままとなっている事業者数	主務官庁への通報の有無
<p><b>【事例1 J】</b></p> <p>Jでは、前年度の事業者については、事業所等の廃止等が確認されたものを除き電話で督促を行っており、その際、事業規模の縮小などにより取扱量が届出要件未満となっているもの（対象外事業者）を除いて、届出に応じなかった事業者を無届事業者とみなし、督促を行うこととしている。</p> <p>平成15年度は、期限までに提出の無かった16事業者に対し、Jでは、文書による案内に加え、電話による照会等を行った結果、13年度中に既に閉鎖した事業所など届出対象とはならないものが6事業所あることが判明し、10事業者に電話で督促を実施したが、このうち、届出があったものは2事業者で、8事業者（燃料小売業6、化学工業1、その他製造業1）は未届出のままとなっている。</p>	8事業者	無し
<p><b>【事例2 B】</b></p> <p>Bでは、平成14年度届出をしており、15年度未届出となっている37事業者については電話等で督促を行っている。</p> <p>しかし、このうち、1事業者（燃料小売業）については、未届出のままとなっている。</p> <p>これについて、当該事業者は、届出が必要なことは認識していたが、国が作成したマニュアルは内容が難しく、給油所については、どのような物質が対象となり、どのような計算方法で排出量を算定するのかがよくわからないままに、届出を怠っていたとしている。</p>	1事業者	無し
<p><b>【事例3 K】</b></p> <p>Kでは、近隣住民からの苦情をきっかけとして、ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設（アルミ溶解炉）を持つ無届の1事業者（非鉄金属製造業、2事業所を所管）を発見し、電話で平成15年7月末までに届出書を提出するよう指導している。</p> <p>しかし、この事業者は、期日を過ぎても提出を行っていない。</p>	1事業者	無し
<p><b>【事例4 E】</b></p> <p>Eでは、平成15年の7月上旬に、平成14年度の届出事業所名と平成15年度届出事業所名とを照合することによって未届出事業者を把握し、これら事業者に未届出の理由等を照会することで届出が必要か否かを確認した。</p> <p>その結果、65事業者が未届出であることが判明したため電話等で督促を実施した。</p> <p>しかし、このうち、1事業者（燃料小売業）については、電話による督促と併せて届出書用紙をFAXすることで届出を促したにもかかわらず、未届出のままとなっている。</p> <p>Eでは、経済産業省及び環境省が示した届出の延長期間である「7月末」を超えたことから、それ以降の督促は行っていない。</p>	1事業者	無し

(注) 当省の調査結果による。

(2) 化学物質の排出量等届出データの活用の促進

勸告	説明図表番号
<p>化管法第8条第5項において、経済産業大臣及び環境大臣から排出量等届出に係る事項の通知を受けた主務大臣及び都道府県知事又は特例市の長は、当該通知に係る事項について集計し、その結果を公表することができることとされている。</p> <p>また、化管法第17条第4項において、国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて指定化学物質等の性状及び管理並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解を深めるよう努めるものとされている。</p> <p>このようなことから、都道府県等は、化学物質の排出の状況等に関する国民の理解を増進するため、地域のニーズに応じて届出事項を集計及び公表することや、排出量等届出データを活用して、地域の環境保全対策及び化学物質管理対策を進めることが期待される。</p> <p>さらに、経済産業省及び環境省が、化管法第3条の規定に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、平成12年3月に定めた指定化学物質等取扱事業者<sup>(注)</sup>が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針(平成12年3月30日環境庁・通産省告示第1号。以下「指定化学物質管理指針」という。)の中で、事業者は、</p> <p>① 第一種指定化学物質の排出量や移動量等の把握した情報に基づき、取り扱う指定化学物質について、その有害性、物理的・化学的性状、排出量並びに排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ、指定化学物質を含有する廃棄物の管理や設備の改善等による排出の抑制を図ること、</p> <p>② 第一種指定化学物質の排出状況や事業所内における管理の状況等に関し、報告書の作成、説明会の実施等による事業所周辺の住民等への情報の提供等に努めることにより、国民の理解の増進を図ること、</p> <p>とされている。</p> <p>(注) 指定化学物質の製造者及び業として指定化学物質又は指定化学物質を含有する製品(以下両者を「指定化学物質等」という。)を取り扱う事業者</p>	<p>表1-(2)-① ～②</p>
<p>今回、経済産業省及び環境省、18道府県等、16道府県内の事業者等における排出量等届出データの活用状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 経済産業省及び環境省における排出量等届出データの活用状況</p> <p>経済産業省及び環境省では、化学物質の環境リスク評価<sup>(注)</sup>に当たって排出量等届出データを活用しているなどのほか、次のとおり、事業者及び都道府県等に対して活用事例の情報提供を行っている。</p> <p>(注) 評価対象とする化学物質について、有害性評価と環境経由の暴露量を見積もる暴露評価を行い、両者の結果を比較することによってリスクの程度を判定するもの</p>	<p>表1-(2)-③</p>
<p>(ア) 事業者における活用事例の情報提供</p> <p>経済産業省が所管する独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構では、公開された排出量等届出データを活用することで適切に化学物質のリスク管理を行う社会システムの構築を目的として、平成15年度から、事業者、地方公共団体職員等を対象とした「PRTRデータ活用セミナー」において、一部の業種の事業者の活用事例を紹介している。</p>	<p>表1-(2)-④</p>
<p>(イ) 都道府県等における活用事例の情報提供</p> <p>経済産業省が所管する独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構では、平成15年度から、上述(ア)のセミナーにおいて、都道府県等の取組事例を</p>	<p>表1-(2)-④</p>

勧 告	説明図表番号
紹介している。	
<p>また、環境省では、都道府県等における排出量等届出データの活用の促進を目的として、平成16年度に、各都道府県等におけるホームページ等での公表状況を概括的に取りまとめ、各都道府県等に提供している。</p>	表1-(2)-⑤
イ 事業者における排出量等届出データの活用状況	
<p>16道府県等において、14年度届出及び15年度届出が共にあった182事業者を抽出し、排出量等届出データの活用状況を調査した結果、①化学物質の削減のための基礎資料等に活用していると回答したものが83事業者(45.6%)、②活用するための知識がない等の理由から特に活用していないと回答したものが99事業者(54.4%)となっている。</p>	表1-(2)-⑥ ～⑦
<p>排出量等届出データを活用していると回答した83事業者の活用状況をみると、</p> <p>① 化学物質の削減目標又は削減計画の策定等化学物質管理の基礎データとして利用しているものが69事業者(83.1%)、</p> <p>② 社員教育の資料として活用しているものが16事業者(19.3%)、</p> <p>③ 事業者がホームページ等で公表している環境報告書に排出量等届出データを資料として利用しているものが12事業者(14.5%)、</p> <p>④ 地域住民や見学者を対象とした説明会等における説明資料として利用しているものが3事業者(3.6%)</p>	表1-(2)-⑧ ～⑨
等となっている(複数の事項に該当する事業者がある。)	
<p>このように、排出量等届出データを活用している事業者がある一方で、活用するための知識がない等の理由で活用に至っていない事業者が半数以上ある。</p>	
ウ 道府県等における排出量等届出データの活用状況	
<p>調査した18道府県等における排出量等届出データの公表状況をみると、1道府県等では当該道府県等の作成する環境白書において排出量等届出データの一部を記載するにとどめているが、他の17道府県等では報道発表又はホームページで当該道府県等に係る排出量等届出データを公表している。</p>	表1-(2)-⑩ 表1-(2)-⑪
<p>また、排出量等届出データの公表内容をみると、次のとおり、情報提供の内容を工夫している道府県等がみられた。</p>	
<p>① 集計結果と併せて化学物質の毒性及び有害性に関するデータ、当該化学物質の用途等を公表しているもの(8道府県等)</p> <p>② 市町村別又は広域市町村圏別にデータを集計し、公表しているもの(6道府県等)</p>	
<p>さらに、このほかの排出量等届出データの活用状況をみると、道府県等の中には、住民及び事業者への排出量等届出制度の周知と化学物質の環境への影響に関する意識の啓発を図ることを目的として、事業者と合同で、排出量等届出データを活用したセミナーを開催しているものが3道府県等みられる。</p>	表1-(2)-⑫
<p>なお、10道府県内で特例市以外の13市について、排出量等届出データの活用状況を調査した結果、入手した排出量等届出データを、①市の環境白書へ掲載して住民への周知を図っているもの、②事業者による化学物質の自主管理の促進の指導に活用しているもの等活用しているところが4市みられる。</p>	表1-(2)-⑬ ～⑭
<p>このように、道府県等の排出量等届出データの活用に関する取組は様々である。</p>	
<p>したがって、経済産業省及び環境省は、排出量等届出データの活用を促進する観点から、事業者及び都道府県等における排出量等届出データの活用事例の収集を一層充実するとともに、これを事業者等に提供する必要がある。</p>	

表 1 - (2) - ①

化学物質管理指針の策定及び事業者の責務に関する化管法の規定

**法第 3 条（化学物質管理指針）**

第 1 項 主務大臣は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、化学物質の物理的・化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等（以下「指定化学物質等」という。）の管理に係る措置に関する指針（以下「化学物質管理指針」という。）を定めるものとする。

第 2 項 化学物質管理指針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項
- 二 指定化学物質等の製造の過程におけるその回収、再利用その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項
- 三 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項
- 四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

第 3 項 主務大臣は、化学物質管理指針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

第 4 項 主務大臣は、化学物質管理指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

**第 4 条（事業者の責務）**

指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであること等第 2 条第 2 項各号のいずれかに該当するものであることを認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

表 1 - (2) - ②

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（平 12. 3. 30 環・通告 1）（抄）

本指針は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置を定めるものである。

指定化学物質等取扱事業者は、化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守することはもとより、本指針に留意して、事業所における指定化学物質等の取扱い実態等に即した方法により、指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

なお、本指針においては、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）の定義に従うほか、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質を「指定化学物質」というものとする。

**第 1 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項**

**1 化学物質の管理の体系化**

**(1) 化学物質管理の方針**

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の管理の改善を図るための化学物質管理の方針（以下「方針」という。）を定めること。

**(2) 管理計画の策定**

指定化学物質等取扱事業者は、上記により定めた方針に即して、指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標を設定するとともに、これを達成する時期及び具体的方策を定めた管理計画（以下「管理計画」という。）を策定すること。

**(3) 管理計画の実施**

#### ア 組織体制の整備

指定化学物質等取扱事業者は、管理計画を確実かつ円滑に実施するため、指定化学物質等を取り扱う事業所及び事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる事業所において、管理計画の実施に明確な責任を持ち、当該計画に盛り込まれた措置の実施の権限が与えられた責任者及び担当者を指名すること等により管理責任を明確化すること等により、環境安全部門、購買部門、製造部門等全ての関係する部門において計画に盛り込まれた措置が確実に実施される体制を整備すること。

#### イ 作業要領の策定

指定化学物質等取扱事業者は、管理計画を実施するために必要な指定化学物質等の管理に係る措置の内容を具体的に定めた作業要領（以下「作業要領」という。）を策定すること。

#### ウ 教育、訓練の実施

指定化学物質等取扱事業者は、化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することの重要性を踏まえ、方針、管理計画及び作業要領を周知徹底するとともに、これらの確実かつ円滑な達成又は実施を確保するため、指定化学物質等を取り扱う者、指定化学物質を排出する工程に従事する者及び管理部門の従事者等全ての関係者に対して、その内容に係る教育、訓練を継続的に実施すること。

#### エ 他の事業者との連携

指定化学物質等取扱事業者は、他の指定化学物質等取扱事業者から、指定化学物質等の適切な取扱い等に関する情報の提供等の要請があった場合には、適切な情報の提供等を行うよう努めること。

#### (4) 管理の状況の評価及び方針等の見直し

指定化学物質等取扱事業者は、方針、管理計画及び作業要領に照らして指定化学物質等の管理の状況についての評価を実施するための手順及び体制を確立するとともに、当該評価の結果を方針、管理計画及び作業要領並びに実施体制に反映させることにより、これらの継続的な見直しの実施に努めること。

### 2 情報の収集、整理等

#### (1) 指定化学物質等の取扱量等の把握

指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質の排出量及び移動量を把握し、及び指定化学物質等の管理の改善に資するため、指定化学物質等の取扱量等（製造量、使用量、貯蔵・保管量等）並びに指定化学物質等を取り扱う施設及び設備の設置、運転等の状況を把握すること。

#### (2) 指定化学物質等及び管理技術等に関する情報の収集

指定化学物質等取扱事業者は、利用可能な文献、データベース等を活用することにより、自ら取り扱う指定化学物質等の性状及び取扱い並びにその管理の改善のための技術及び手法に関する情報の収集に努めること。また、当該情報を利用することにより、必要な管理対策を実施すること。

### 3 管理対策の実施

指定化学物質等取扱事業者は、上記二により把握、又は収集した情報に基づいて、取り扱う指定化学物質について、その有害性、物理的・化学的性状、排出量並びに排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、以下の管理対策の実施に取り組むこと。

#### (1) 設備点検等の実施

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を取り扱う場合には、作業要領に従って適正に作業を実施するとともに、指定化学物質等を取り扱う施設及び設備の損傷、腐食等による指定化学物質の漏えいの有無等について定期的に点検し、その結果異常が認められた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずること。

#### (2) 指定化学物質を含有する廃棄物の管理

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質を含有する廃棄物の発生抑制等に努めるとともに、廃棄物が運搬されるまでの間は、適正に保管すること。また、当該廃棄物の処理を委託する場合にあっては、必要な情報を委託業者に提供すること。

#### (3) 設備の改善等による排出の抑制

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を取り扱う施設及び設備について、下記事項に留意しつつ、取り

扱う指定化学物質等の性状及び事業所における取扱い実態に即して漏えい、揮発、浸透等に対する措置を講じることにより、指定化学物質の大気、水及び土壌への排出の抑制に努めること。

ア 水及び土壌への浸透等の防止構造

指定化学物質等の取扱いに係る施設の床面は、指定化学物質の水及び土壌への浸透を防止することができるよう、適切な不浸透性の材質とすること。また、必要に応じ指定化学物質の性状に応じた被覆処理を行う等の浸透防止措置を講ずること。さらに、取り扱う指定化学物質等の量及び態様に応じて、施設の周囲に防液堤、側溝を設置すること等により、指定化学物質の水及び土壌への流出を防止するための適切な措置を講ずること。

イ 大気への揮発等による排出の抑制構造

揮発性の高い指定化学物質等の取扱いにおいて、揮発又は飛散により指定化学物質が大気へ排出されるおそれがある場合には、設備等の密閉構造化等により指定化学物質の大気への排出を抑制するための適切な措置を講ずること。

ウ 排ガス処理設備又は排水処理設備の設置

燃焼、揮発等により指定化学物質が大気へ排出され、又は排水等に含まれて水等へ排出される場合には、その排出量、濃度等の状況に応じ、必要に応じて排ガス処理設備又は排水処理設備を設置するよう努めること。

エ 指定化学物質等の取扱いに係る施設及び設備の維持及び管理

指定化学物質等の取扱いに係る施設及び設備（配管等を含む。）は、地上に設置する等、その維持及び管理が容易に実施できる構造とすること。

(4) 主たる工程に応じた対策の実施

(省略)

第2 指定化学物質等の製造の過程における回収、再利用その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項

(省略)

第3 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項

(1) 体制の整備

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の管理活動に対する国民の理解を深めるため、必要な情報を自ら適切に提供するための窓口を明確化する等、その体制を整備すること。

(2) 情報の提供等

指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質の排出状況を含め、事業活動の内容、指定化学物質等の事業所内における管理の状況等に関し、報告書の作成及び配布、説明会の実施等による事業所周辺の住民等への情報の提供等に努めることにより、国民の理解の増進を図ること。

(3) 国民の理解の増進のための人材の育成

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を取り扱う従業員に対して、指定化学物質等の管理の状況等に関する国民の理解を深めることの必要性について周知するとともに、国民への情報の提供、国民の意識の理解等を円滑に行うための手法等に関する教育及び訓練を実施すること。

第4 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

(1) 体制の整備等

指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条に基づき提供される指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の効率的な活用を図るため、データベースの構築その他の適切な情報提供手段を講ずるとともに、当該指定化学物質等を取り扱う全ての関係者に対し、その周知徹底を図ること。

(2) 情報の活用

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を活用し、事業所からの指定化学物質の排出状況の把握その他第一から第三までに規定する事項の適切な実施を図ること。

表 1 - (2) - ③ 経済産業省及び環境省における排出量等届出データの活用状況

<p><b>【経済産業省】</b></p> <p>① 平成 13 年度以降、化学物質のリスク評価を実施しており、この中で化学物質の有害性評価とともに、排出量等届出データを活用した暴露評価を実施している。</p> <p>この化学物質のリスク評価に位置づけている「化学物質総合評価管理プログラム」の内容の一部は次のとおり。</p>
<p><b>【化学物質のリスク評価及びリスク評価手法の開発】</b></p> <p>リスクが高いと考えられる化学物質の有害性、暴露、リスク評価に係る基礎データの整備を平成 18 年度末までに 180 物質（平成 13 年度は 32 物質、14 年度は 49 物質について整備済）について実施する予定で、これに排出量等届出集計データを活用する予定。</p>
<p>② 業界団体等における化学物質の自主管理状況を把握するに当たって、業種別の排出量等届出データを活用する予定。</p>
<p><b>【環境省】</b></p> <p>① 化管法対象物質等のうち、平成 13 年度から 15 年度までに約 55 物質の基礎情報を収集し、環境リスク評価を進めている。</p> <p>② 平成 14 年度以降、化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する人材として化学物質アドバイザーを育成（平成 15 年度末現在 25 人登録）し、事業者等からの依頼に応じて講師として派遣しており、説明会等において排出量等届出データを活用している。</p> <p>また、平成 13 年度以降、化学物質に関する対話の場として、市民、産業、行政等からなる「化学物質と環境円卓会議」を定期的で開催しており、会議資料として排出量等届出データを活用している。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 化学物質の環境リスク評価とは、評価対象とする化学物質について、①人の健康及び生態系に対する有害性を特定し、用量（濃度）－反応（影響）関係を整理する「有害性評価」と②人及び生態系に対する化学物質の環境経由の暴露量（\*）を見積もる「暴露評価」を行い、両者の結果を比較することによってリスクの程度を判定するものである（環境省公表資料から引用）。

\* 呼吸、飲食、皮膚接触などの経路で化学物質に接した量

3 リスクコミュニケーションとは、化学物質による環境リスク（人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれ）に関する正確な情報を行政、事業者、国民、NGO等のすべての者が共有しつつ、相互に意志疎通を図ること。



表 1 - (2) - ④ 事業者における排出量等届出データ活用事例の情報提供の実施状況（経済産業省）

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、化学物質総合評価管理プログラムの一環として、公開された排出量等届出データを活用することで適切に化学物質のリスク管理を行う社会システムの構築を目的として、大学、都道府県等、市民NGO、企業等、様々な立場の専門家による排出量等届出データの加工・活用事例を、市民、事業者等に紹介するセミナーを開催している。

【平成 15 年度】

平成 15 年 10 月 9 日に東京で開催されたセミナーにおいて、都道府県等の活用事例として、「神奈川県のパ R T R 情報の提供と活用」という題目で神奈川環境化学センター職員から紹介されている。

平成 15 年 10 月 16 日に大阪で開催されたセミナーにおいて、都道府県等の活用事例として、「兵庫県における P R T R 情報の提供と活用」という題目で、(財)ひょうご環境創設協会職員から紹介されている。

また、大阪で開催されたセミナーにおいて、事業者の活用事例として、「化学物質管理・環境ビジネスツールへの展開」という題目で、事業者から紹介されている。

【平成 16 年度】

「P R T R 活用セミナー」を、東京、大阪、札幌、仙台、名古屋、岡山、高松、福岡、那覇の全国 9 箇所で実施している。9 箇所のうち、6 箇所で都道府県等における排出量等届出データの集計結果等について、各都道府県等職員から紹介が行われており、5 箇所で 4 業種の企業の取組事例の紹介が行われている。

実施月日	会場	都道府県等の取組み事例の紹介	企業の取組事例の紹介
6 月 23 日	東京	「神奈川県の P R T R データと化学物質管理」 (神奈川県から紹介)	—
6 月 30 日	大阪	「大阪府の P R T R データと化学物質管理」 (大阪府から紹介)	「企業における化学物質管理とリスクコミュニケーション」 (塗装事業者からの紹介)
6 月 25 日	札幌	「知ってください。札幌市の化学物質」 (札幌市から紹介)	—
6 月 4 日	仙台	「福島県の P R T R データと化学物質管理」 (福島県から紹介)	「企業における化学物質管理とリスクコミュニケーション」 (電気製品製造業者から紹介)
6 月 17 日	名古屋	「愛知県の P R T R データと化学物質管理」 (愛知県から紹介)	「企業における化学物質管理とリスクコミュニケーション」 (化学工業業者から紹介)
6 月 14 日	岡山	—	「企業における化学物質管理とリスクコミュニケーション」 (化学工業業者から紹介)
6 月 16 日	高松	平成 14 年度 P R T R データ集計結果」 (香川県から紹介)	—
6 月 9 日	福岡	—	「企業における化学物質管理とリスクコミュニケーション」 (電気製品製造業者から紹介)
6 月 8 日	那覇	—	—

(注) 1 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「—」は都道府県等の取組事例又は企業の取組事例に関する紹介はなかったもの。

表1-(2)-⑤ 都道府県等における排出量等届出データの活用事例の情報提供の実施状況（環境省）

環境省は、都道府県等における排出量等届出データの活用の促進を目的として、平成16年4月に、全国の都道府県等に対し、排出量等届出の公表状況について、「文書としての公表状況」、「ホームページ上での公表状況」の2つについて、各都道府県等がどこまで細分化して公表しているかを問うアンケートを実施し、その集計結果を7月に都道府県等に対し周知している。

○ アンケートの内容（抜粋）

1. 文書による公表の現状をお答えください。
  - ア. 国の公表した都道府県別の届出データをそのまま引用して公表している。
  - イ. 国の公表した都道府県別の届出外データをそのまま引用して公表している。
  - ウ. 届出データをブロック別に細分化して公表している。
  - エ. 届出外データをブロック別に細分化して公表している。
  - オ. 届出データを市(区)町村別に細分化して公表している。
  - カ. 届出外データを市(区)町村別に細分化して公表している。
  - キ. 公表していない。
  
2. ホームページ上での公表の現状をお答えください。
  - ア. 国の公表した都道府県別の届出データをそのまま引用して公表している。
  - イ. 国の公表した都道府県別の届出外データをそのまま引用して公表している。
  - ウ. 届出データをブロック別に細分化して公表している。
  - エ. 届出外データをブロック別に細分化して公表している。
  - オ. 届出データを市(区)町村別に細分化して公表している。
  - カ. 届出外データを市(区)町村別に細分化して公表している。
  - キ. 公表していない。

○ 集計結果（概略）

【都道府県における排出量等届出データの公表の現状】

47都道府県で無回答であった3県を除く44都道府県の文書による公表状況をみると、文書による公表をしているところは31県(70.5%)、していないところは13県(29.5%)となっている。また、44都道府県のうち、ホームページで公表をしているところは34県(77.3%)、していないところは10県(22.7%)となっている。更に、文書でもホームページでも公表していないところは7県となっている。

【特例市における排出量等届出データの公表の現状】

15市のうち、文書による公表をしているところは10市(66.7%)、していないところは5市(33.3%)となっている。また、15市のうち、ホームページで公表をしているところは12市(80.0%)、していないところは3市(20.0%)となっている。更に、文書でもホームページでも公表していないところは2市となっている。

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

表1-(2)-⑥

## 事業者における排出量等届出データの活用状況（道府県別）

（単位：事業者、％）

区分 道府県	調査対象事業者	Aの事業者の排出量等届出データの活用状況	
	平成14年度、15年度ともに排出量等届出のあった事業者（A）	活用していると回答した事業者	活用していないと回答した事業者
北海道	17	7	10
青森県	10	2	8
宮城県	16	7	9
茨城県	6	4	2
埼玉県	7	2	5
神奈川県	15	13	2
愛知県	9	4	5
三重県	10	3	7
京都府	8	4	4
大阪府	6	3	3
兵庫県	17	11	6
広島県	12	5	7
岡山県	11	3	8
福岡県	13	7	6
宮崎県	7	3	4
熊本県	18	5	13
計	182	83	99
	100.0%	45.6%	54.4%

（注）当省の調査結果による。

表1-(2)-⑦

## 事業者における排出量等届出データの活用状況（業種別）

業 種	区 分	調査対象事業者	Aの事業者の排出量等届出データの活用状況				
		平成14年度、15年度ともに排出量等届出のあった事業者（A）	活用しているとする事業者（B）	B/A	活用していないとする事業者（C）	C/A	
金属鉱業		1	1	100.0%		0.0%	
原油・天然ガス鉱業							
製造業	食料品製造業	1		0.0%	1	100.0%	
	飲料・たばこ・飼料製造業(以下を除く)						
	酒類製造業						
	繊維工業	3	3	100.0%		0.0%	
	衣服・その他の繊維製品製造業						
	木材・木製品製造業（家具を除く）						
	家具・装備品製造業	3	3	100.0%		0.0%	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	3	3	100.0%		0.0%	
	出版・印刷・同関連産業	2	1	50.0%	1	50.0%	
	化学工業(以下を除く)	34	21	61.8%	13	38.2%	
	医薬品製造業						
	石油製品・石炭製品製造業	3	1	33.3%	2	66.7%	
	プラスチック製品製造業	7	4	57.1%	3	42.9%	
	ゴム製品製造業						
	なめし革・同製品・毛皮製造業	1		0.0%	1	100.0%	
	窯業・土石製品製造業	4	1	25.0%	3	75.0%	
	鉄鋼業	8	6	75.0%	2	25.0%	
	非鉄金属製造業	6	6	100.0%		0.0%	
	金属製品製造業	7	3	42.9%	4	57.1%	
	一般機械器具製造業	11	10	90.9%	1	9.1%	
	電気機械器具製造業	13	9	69.2%	4	30.8%	
	輸送用機械器具製造業	3	2	66.7%	1	33.3%	
	精密機械器具製造業						
	武器製造業						
	その他の製造業	2	1	50.0%	1	50.0%	
		小計	112	74	66.1%	37	33.0%
	電気業						
ガス業							
熱供給業							
下水道業	41	5	12.2%	36	87.8%		
鉄道業							
倉庫業							
石油卸売業	9	1	11.1%	8	88.9%		
鉄スクラップ卸売業							
自動車卸売業	2	2	100.0%		0.0%		
燃料小売業	3		0.0%	3	100.0%		
洗濯業							
写真業							
自動車整備業							
機械修理業							
商品検査業							
計量証明業							
一般廃棄物処理業	14		0.0%	14	100.0%		
産業廃棄物処分量	1		0.0%	1	100.0%		
高等教育機関							
自然科学研究所							
	合計	182	83	45.6%	99	54.4%	

(注) 当省の調査結果による。

表1-(2)-⑧

## 事業者の排出量等届出データの活用の類型別状況

(単位：事業者数)

排出量等届出データの活用方法の類型	活用していると回答した事業者
排出量等届出データを化学物質の削減目標又は削減計画の策定等化学物質管理の基礎データとして利用	69
排出量等届出データを社員教育の資料として活用	16
事業者がホームページ等で公表している環境報告書に排出量等届出データを資料として利用	12
排出量等届出データを地域住民や見学者への説明会等における説明資料として利用	3
その他方法で利用	6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 排出量等届出データの活用方法の類型別に複数回答した事業者を含む。

表1-(2)-⑨

## 事業者における排出量等届出データの活用状況

業種	区分	内 容
化学工業	活用していると回答した事業者の活用の内容	<p>○ 化管法の届出対象物質の排出量を平成12年度実績より30%削減する目標を掲げており、排出量等届出データを削減目標の達成状況を評価する指標として用いている。また、排出量等届出データを事業所内で開示し、製造工程の見直しなど各部署における排出量等届出物質の削減の取組の促進を図っている。 (Nk：神奈川県)</p> <p>○ ①化学物質の排出削減状況をみるための指標、②平成15年9月16日の川崎地区の地域対話集会（日本レスポンシブルケア協議会（社団法人日本化学工業協会が中心となって設立）が実施）の説明資料に記載する排出量等のデータ、③従業員に対する化学物質の排出削減の意識啓発、に活用している。 (Ak：神奈川県)</p> <p>○ 排出量等届出制度をきっかけとして排出量等が多いと実感したため、第一種指定化学物質であるトルエン、ジクロロエタンをなるべく気化で外に逃がさないように、冷却装置の設備改善を行った。また、届出データについては、本社が発行している環境・安全報告書の中で届出物質名を公表している。 (Ma：熊本県)</p>
	活用していないと回答した事業者の未活用の理由	<p>○ 現状は活用していない。届出データが2回分と少なく、ある程度のデータ蓄積がなされた時点において、有効な活用が期待できると考えている。 (Sk：京都府)</p> <p>○ 自社の届出データについては、特に活用していない。また、他社の化学物質の排出量・移動量データの開示請求による活用の余地については、当事業所では類似の規模の同業他社（総合香料メーカー）が少数であること、香料製造工程が多様なことから、単純に比較は出来ず、現在の届出データはあまり参考にならない。 (Ok：岡山県)</p>

業種	区分	内 容
プラスチック製品製造業	活用していると回答した事業者の活用の内容	<p>○ 環境への取組などを報告する「環境・社会報告書」の中に、全社分及び事業所ごとの化管法対象物質の物質数、排出量、移動量等のデータを掲載し、地域や住民代表者、当該事業所施設見学者等の説明に役立てている。また、事業所内の設備の改造や取扱物質の代替等を検討し、排出量削減に努めている。</p> <p>(K o : 岡山県)</p> <p>○ 塗装工程で使用するシンナー、塗料及びPCV樹脂の可塑剤が排出量等届出対象化学物質であり、排出量等届出データは、①シンナー、塗料の使用量削減、②PCV樹脂のリサイクルを進めることによる廃棄物としての移動量を削減、に利用している。</p> <p>(K k : 熊本県)</p>
	活用していないと回答した事業者の未活用の理由	— (未活用の理由を説明した事業者なし)
窯業・土石製品製造業	活用していると回答した事業者の活用の内容	<p>○ 排出量等届出データは、同業他社の排出量との比較に利用しており、その結果、自社の排出量が多いことがわかったため、集塵装置の改良など排出量の削減対策を講じることとした。</p> <p>(N y : 三重県)</p>
	活用していないと回答した事業者の未活用の理由	<p>○ 現在のところ、特に活用はしていない。どのように活用すべきなのかといった十分な知識が備わっていないことが挙げられるが、原材料の見直しに関しては、品質管理グループに置いて、ポリノニルフェニルエーテルの含有原料を非含有原料に切り替えが可能か実験・検討中である。</p> <p>(A i : 茨城県)</p>
鉄鋼業	活用していると回答した事業者の活用の内容	<p>○ 排出量等届出データ（主たる5物質）を掲載した「環境報告書」を作成し、ホームページで公表している。</p> <p>また、排出量等届出データを開示請求して入手し、同業他社のデータと比較しており、当社で排出量の多いジクロロメタン（145）、ダイオキシン類（179）について削減方策を検討中である。</p> <p>(Y h : 兵庫県)</p>
	活用していないと回答した事業者の未活用の理由	<p>○ 現在までのところ、具体的に活用した事例はないが、当該工場で作成している「指定化学物質管理規定」に基づき、今後、取扱物質の削減や代替について検討する方向にあるので、その際に活用していきたいと考えている。</p> <p>(K t : 岡山県)</p>
非鉄金属製造業	活用していると回答した事業者の活用の内容	<p>○ グループ親会社から排出量等届出物質について、物質ごとに、①排出量削減目標（2001年を基準として、2009年までの各年における削減率）、②前記削減率を達成するための方法に関する書面の提出を求められており、当該書類作成に際して、排出量等届出データを活用している。</p> <p>(M h : 京都府)</p>
	活用していないと回答した事業者の未活用の理由	— (未活用の理由を説明した事業者なし)

業種	区分	内 容
金属 製品 製造 業	活用している と回答した事業者の 活用の内容	○ 当工場では、従来、資材（化学物質含有製品）である塗料や溶剤の購入量・使用量は把握していたが、資材に含まれる化学物質ごとの使用量を把握していなかった。 化管法に基づく届出書を作成することにより、化学物質ごとの使用量を把握することができ、これにより排出量等届出対象化学物質の使用量の削減の動きにつなげることができた。具体例として、従来塗料の希釈に使用していたシンナー類について、トルエンを含まないものに代替したり、フッ化水素を使用しない製造方法に変えたりしている。  (T i : 大阪府)
	活用していないと回答した事業者の未活用の理由	— (未活用の理由を説明した事業者なし)
一般 機械 器具 製造 業	活用している と回答した事業者の 活用の内容	○ 事業所として、キシレン、トルエンの削減に取り組んでおり、その基本資料として活用している。  (M i : 愛知県)
	活用していないと回答した事業者の未活用の理由	— (未活用の理由を説明した事業者なし)
電気 機械 器具 製造 業	活用している と回答した事業者の 活用の内容	○ ISO14001 の取得を目標に環境管理活動を実施しており、排出量等届出データはその際の資料として活用している。また、化学物質の管理強化及び削減を行う上での資料として活用。  (H n : 北海道)
	活用していないと回答した事業者の未活用の理由	○ ① グループの環境報告書にデータを掲載し公表している（取扱量 0.01t 以上の物質） ② 地元工場のサイトに環境報告書データを掲載し公表している（取扱量 0.01t 以上の物質） ③ 環境目的・目標の一環として「化学物質使用量削減活動」を推進しており、削減対象物質の中に排出量等届出対象物質も含めている。  (T y : 三重県)
	活用していないと回答した事業者の未活用の理由	○ 現在特に利用していないが、排出量の削減対策に利用することを検討している。  (A n : 宮崎県)
下水道業	活用している と回答した事業者の 活用の内容	○ 当該処理場では化管法の排出の届出書類を下水道事務所にも写しの提出を求めている。当該届出書の写しを参考として、有害物質の合算と分析値の比較検討を進めており、事業所に対する移動物質の排出抑制指導に活用しているほか処理場内での物質の流れに注目し、公共用水域への排出抑制を図ることとしている。  (K f : 茨城県)

業種	区分	内 容
		<p>○ 毎年1回、流域市町村の水質担当者を集めて研修会を行っている。この研修会で、各々の市町村の特定施設(事業場)に対し、水質管理に留意することについての指導を行うよう促したが、この資料として排出量等届出データを活用した。</p> <p>(I s : 宮城県)</p>
	活用していないと回答した事業者の未活用の理由	<p>○ 本施設では、化管法の施行にかかわらず、水質汚濁防止法に基づき、重金属類に係る水質検査を年2回実施し、排水基準に適合するよう適切な施設の維持管理を図っており、排出量等届出データの活用例等は特にない。しかし、これまでは対象化学物質の排出総量の把握という概念がなかったが、今後、施設管理上の指標として活用していきたい。</p> <p>(I n : 北海道)</p> <p>○ 下水道施設については、水処理方法、流入水量及び接続先の状況から他施設との比較が難しいこともあり、放流水の排出基準を遵守した施設の運転・管理を実施することとしているだけで、排出量等届出データについては見てもいないし、活用等も特に考えてはいない。</p> <p>(I j : 北海道)</p> <p>○ 有害物質の排出は水質検査により監視しているが、排出量については特に気を止めておらず排出量等届出データの活用も特にない。</p> <p>(Y j : 熊本県)</p>
石油製品・石炭製品製造業	活用していると回答した事業者の活用の内容	<p>○ 当該地域は、ベンゼンの大気排出量が多い地区との指摘があるため、以前から当該地域におけるベンゼン自主管理協議会において排出量の削減に取り組んでいる。この結果は、県の指導もあって地域の住民に周知するとの考えから町広報誌に毎年の削減結果を公表している。</p> <p>(K k : 茨城県)</p>
	活用していないと回答した事業者の未活用の理由	<p>— (未活用の理由を説明した事業者なし)</p>

(注) 当省の調査結果による。



表 1 - (2) - ⑩

排出量等届出データについて、ホームページでは公表せず、概要を出版物  
 の中で記述するに止まっている道府県等の例

道府県等名	排出量等届出データの活用状況
K	Kでは、①公表した場合、住民に無用の不安感を煽る、②排出量等届出制度の趣旨は、化学物質に対する事業者自らの意識の向上を図るもので、行政機関による公表が特に重要とは考えていない等を理由にホームページでの公表は行っていない。 なお、Kは、平成 16 年 3 月 10 日に環境白書を発行しており、排出量等届出状況については、制度の概要、K全体の排出量、排出量の多い順に上位 5 物質名を半ページ程度に記載している。

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (2) - ⑪

道府県等における排出量等届出データの公表状況

区分 道府県等	種別 排出量等届出データの公表の有無	平成16年8月未現在で公表している排出量等届出データ(年度は届出年度)	公表事項									公表方法				
			概要	業種別・排出量等	物質別・排出量等	非届出対象業種及び家庭等届出外排出量	自動車等移動体からの排出量	毒性データ・用途等	都道府県別集計結果	市町村別又は広域市町村圏別集計結果	従業者数別集計結果	報道発表	HP	白書・報告書等	パンフレット等の作成・配布等	
A	県	○	14年度分	○	○	○	○	○	×	—	×	×	○	○	○	○
a 1	特	○	14年度分	○	○	○	○	○	×	—	—	×	×	○	×	○
B	県	○	15年度分	○	○	○	○	○	○	—	○	×	○	○	○	×
b 1	特	○	15年度分	○	○	○	×	×	×	—	—	×	×	○	×	○
D	県	○	15年度分	○	○	○	○	○	○	—	○	×	○	○	×	×
d 1	特	○	15年度分	○	○	○	×	×	○	—	—	×	—	○	—	—
E	県	○	15年度分	○	○	○	○	○	○	—	○	×	○	○	×	×
e 1	特	○	15年度分	○	○	○	×	×	×	—	—	×	—	○	○	×
F	県	○	15年度分	○	○	○	×	×	○	—	△	×	○	○	×	×
f 1	特	○	15年度分	○	○	○	×	×	×	—	—	×	×	○	×	×
G	県	○	15年度分	○	○	○	○	○	○	—	○	×	○	○	×	×
H	県	○	15年度分	○	○	○	○	○	×	—	×	×	○	○	×	○
h 1	特	○	15年度分	○	○	○	×	×	×	—	—	○	○	○	×	×
I	県	○	15年度分	○	○	○	○	○	×	—	×	×	○	○	×	×
i 1	特	○	15年度分	○	○	○	×	×	△	—	—	—	○	○	×	○
J	県	○	15年度分	○	○	○	×	×	○	—	△	×	○	○	○	×
j 1	特	○	15年度分	○	○	○	×	×	×	—	—	×	○	○	○	×
K	県	○	14年度分	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
道府県等計	—	18	14年度分=3 15年度分=15	18	17	17	8	8	8	—	6	1	12	17	6	5

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「種別」欄の「県」は道府県、「特」は特例市である。  
 3 「○」は実施しているもの、「×」は実施していないもの、「—」は非該当である。  
 4 「毒性データ・用途等」欄で△は、用途等のみ公表しているものである。  
 5 「市町村別又は広域市町村圏別集計結果」欄で、○は市町村別集計結果を公表しているもの、△は広域市町村圏別集計結果を公表しているものである。

表 1 - (2) - ⑫

排出量等届出データを公表以外に活用している道府県等の例

道府県等名	排出量等届出データの活用状況
D	<p>① Dでは、化管法並びに条例の施行に伴い、人の健康や生態系等に有害な恐れのある化学物質に関する情報提供及びリスクコミュニケーションを活用した新たな化学物質対策の進め方について検討するため懇話会を設置しており、その検討内容は、i) 排出量等届出制度の現状と課題、ii) 条例の仕組み、iii) Dにおける排出量等届出データの解析方法、iv) Dにおける排出量等届出データの公表方法、v) リスクコミュニケーションのあり方等となっている。(過去3回開催：平成14年9月18日、同11月27日、平成15年3月8日)。</p> <p>② Dにおける同データの活用状況をみると、Dでは、①の懇談会の検討結果を踏まえて、平成13年度以降、7件の地域説明会等(地域説明会1件、パネルディスカッション2件、意見交換会等2件、研修会1件、リスクコミュニケーション事業1件)を実施し、住民、事業者等へのより一層の排出量等届出制度と化学物質の環境への影響に関する意識の啓発に努めている。</p> <p><b>【化管法地域説明会】</b>                  目的：PRTR制度及びPRTRデータを活用したリスクコミュニケーションの普及を図るため、事業者、市民、市町村職員等を対象として、PRTR制度の仕組みと意義、公表データの内容及びリスクコミュニケーションの必要性等に関する説明会を開催。                  実施日：平成15年3月19日                  参加人員：530人</p> <p><b>【パネルディスカッション】</b>                  目的：有害な化学物質による環境リスクを低減していくためには、住民、環境NPO、事業者、行政等が化学物質に関するリスクコミュニケーションに関する理解を深めることが大切であるとしてパネルディスカッションを開催。                  実施日：平成15年2月14日                  参加人員：332人</p> <p><b>【環境NPOとの意見交換会】</b>                  目的：環境NPOは、環境分野に関する専門的な知識や情報を持ち、地域に密着した活動を行っている。こうした環境NPOが行政とは異なる独自の判断で、自由にPRTR届出データを加工して公表したり、リスクコミュニケーションの普及を行うことが期待されているため、環境NPOの活動実態を把握すると共にリスクコミュニケーションの普及に向けたDとの連携の可能性について意見交換を実施。                  実施日：平成15年2月6日                  参加人員：15人(環境NGO10人、D5人)</p> <p><b>【環境リスク解説者育成研修会】</b>                  目的：化学物質問題についての住民からの相談を受けたり、説明会等で解説できる人材を育成し、地域や所属団体等における活動を通じてリスクコミュニケーションの普及啓発を進めるため開催。                  活用方法：住民や市町村等からの人材派遣の要請に応えられるよう研修修了生の中から希望する者を「環境リスク解説者研修修了生名簿」に登載し、活用を努める。                  実施日：平成15年3月10日及び12日                  受講者：56人(環境NP018人、環境カウンセラー15人、市町村職員等23人)</p> <p><b>【リスクコミュニケーションモデル事業】</b>                  目的：リスクコミュニケーションの普及を進めるためには、リスクコミュニケーションの場の開催に至るまでの手順や進行方法等について検討する必要があるため、モデル事業としてリスクコミュニケーションを試行的に実施し、課題の把握と対応策の検討を行うため実施                  実施方法：                  ・同事業は、環境NPOの協力を得て、同ネットの自主的な計画の下に実施。                  ・同事業を円滑に運営するため、関係者(学識経験者、県民、事業者、環境NPO、県、市町村)による運営委員会を設置し、リスクコミュニケーションの具体的な実施方法</p>

道府県等名	排出量等届出データの活用状況
	<p>について検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境問題、リスクコミュニケーション、事業者の生産活動や環境活動等について理解を深めるため、事前に環境セミナー、工場見学（平成14年度は、Ti（株）k製造所及びWs（株）T工場）を実施し、さらに、関係者が意見交換を行うリスクコミュニケーションを実施。</li> </ul> <p>実施日等：環境セミナー、平成15年2月19日 工場見学（上記2事業者について、それぞれ平成15年3月10日、同3月19日）</p> <p>平成15年度は、Hg（株）S製作所の協力を得て、平成16年3月16日に事業者による環境保全活動報告、意見交換会等を実施</p>
E	<p>Eは、平成15年11月、e3において、e3所在の事業所（フィルム製造業）及びe3との共催により環境対話集会を開催し、参加者114人（市民約50人、企業約50人、行政関係約10人）を対象に、次のような、排出量等届出データを活用した化学物質の排出状況に関する講演等を行っている。</p> <p><b>【環境対話集会の概要】</b></p> <div data-bbox="347 766 1469 943" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>工場の紹介ビデオ上映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場見学（環境保全関連施設を中心に）</li> <li>講演1「工場の環境管理の取り組み-化学物質管理を中心として-」</li> <li>講演2「PRTRデータからみるM市の化学物質の排出状況」</li> <li>意見交換会</li> </ul> </div> <p>Eでは、これにより、参加者の多くが、このような対話の機会を求めており、企業が開催する姿勢を評価していること、相互に意見交換することで工場の取り組みや化学物質に関する理解を深めることができたことを確認したとしている。また、対話は、情報を共有し信頼関係の醸成ができることから、今後ともこのような対話を重ねて内容を深めていくことが大切と思われるとしている。なお、Eは、この対話集会の結果について、平成16年3月18日にホームページに掲載している。</p>
e1	<p>e1では、平成16年3月18日、化学物質に関するリスクコミュニケーションのための会を立ち上げている。その概要は次のとおりである。</p> <div data-bbox="300 1290 1469 1709" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 目的</p> <p>e1における化学物質による環境リスクの低減を図り、より安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与するため、その一環として、化学物質の環境リスクに関する市民、事業者、行政の情報及び意見交換の場を構築し、相互理解を深め、リスクコミュニケーションを推進する。</p> <p>○ 取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民、事業者、行政が、化学物質の環境リスクについて情報及び意見交換を行うとともに、その内容について広く発信する。</li> <li>市民、事業者、行政を対象として、化学物質に関する勉強会、報告会等を開催する。など</li> <li>会の構成 市民6人、事業者5人、行政6人、有識者1人</li> </ul> </div>

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (2) - ⑬

## 市における排出量等届出データの活用状況

調査対象市	排出量等届出データの活用状況	
	活用している	活用していない
13	4	9

- (注) 1 当省の調査結果による  
 2 活用していない理由は、  
 i) 排出量等届出データが開示請求により入手可能であることが知らなかった、  
 ii) 公表は県の事務として理解しており、市としてデータを公表する考えはなかった、  
 iii) 届出データについては、未だ、平成 13 年度 1 年分のみであり、排出量等の増減、物質別の変動等のデータの蓄積がないこと等

表 1 - (2) - ⑭

## 排出量等届出データを活用している市の例

調査対象市	排出量等届出データの活用状況
a 2	a 2 では、環境省（紙情報、HP）及び A（紙情報及び CD-R）から平成 13 年度の排出量等届出データを入手しており、入手した排出量等届出データに基づき、a 2 における業種別の届出排出量・移動量を集計のうえ、下水道終末処理場への流入水の監視、施設の運転・管理にすため、下水道担当部局への情報提供を行っている。 また、a 2 では、環境基本条例に基づき作成している環境白書（平成 15 年度版）において、排出量等届出制度の概要及び市内における指定化学物質の排出状況等について掲載し、市民に環境の現況等を理解してもらえよう公表している。
e 2	e 2 では、E から提供を受けた排出量等届出データを基に、土壌汚染対策、有害大気汚染物質や環境ホルモン等のモニタリング調査の基礎資料として利用している。
g 1	① G から提供を受けた排出量等届出データを基に、平成 13 年度の排出量等届出実績として、「暮らしと P R T R」を 1 万部作成している。これは、法第 17 条第 3 項の趣旨をふまえ、住民の理解を深めるために作成しているもので、今後、保健福祉センター（23 ヶ所に設置）及び消費者センター等に配備する予定としている。 ② 集計結果をホームページに掲載予定。
g 2	① G から提供を受けた排出量等届出データを基に、g 2 における化学物質の排出量・移動量並びに G が推計した届出外の排出量等を毎年発行している環境白書に掲載している。 ② 化学物質の多量排出事業所に対する届出データの算出方法等の確認及び化管法の趣旨に基づく自主管理の促進指導を図る一環として、事業規模からみて大きくないものの排出量が多い事業所について、データの算出方法等を確認し、自主管理の促進を指導しており、平成 15 年度は、3 事業所を訪問している。

(注) 当省の調査結果による。

## 2 化学物質の性状取扱情報提供制度の効果的な実施

勸告	説明図表番号
<p>指定化学物質等取扱事業者は、化管法第 14 条第 1 項において、指定化学物質等を他の事業者に対して譲渡し、又は提供するときは、その譲渡等の時まで、その譲渡等の相手方に対し、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（以下「性状取扱情報」という。）を文書又は磁気ディスクの交付等の方法により提供しなければならないとされている。</p>	表 2-① ～②
<p>また、経済産業大臣は、化管法第 15 条第 1 項において、上述の化管法第 14 条第 1 項の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、当該事業者に対し、同項の規定に従って必要な情報を提供すべきことを勧告することができることとされ、第 15 条第 2 項において、勧告を受けた指定化学物質等取扱事業者が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとされている。</p>	表 2-①
<p>さらに、経済産業大臣は、化管法第 16 条において、指定化学物質等取扱事業者に対し、性状取扱情報の提供に関し報告をさせることができるとされている。</p>	
<p>今回、16 道府県内の事業者における性状取扱情報の提供及び受領状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>ア 性状取扱情報の提供及び受領状況</p>	
<p>(ア) 性状取扱情報の提供状況</p>	
<p>性状取扱情報提供制度については、16 道府県内において抽出した性状取扱情報の提供が必要な 112 指定化学物質等取扱事業者のすべてが承知していた。しかし、当省の調査時点において、この 112 事業者における性状取扱情報の提供状況をみると、性状取扱情報の提供が必要な指定化学物質等の譲渡等に際して、性状取扱情報を提供しなかった（一部の指定化学物質等について提供しなかった場合を含む。）ことのある事業者が 14 事業者（12.5%）みられた。</p>	表 2-③ ～④
<p>また、性状取扱情報を提供しなかった 14 事業者がこれら情報を提供しなかった理由をみると、①性状取扱情報を提供すべきだが、相手から要求がなかったので提供しなかった（3 事業者、21.4%）、②商品数が多いことから、すべてに性状取扱情報を作成するのは容易ではない（2 事業者、14.3%）というように、性状取扱情報の提供の必要性を認識しながら提供していないものや、③原料の供給元に加工した製品を納入しているため性状取扱情報の提供が必要と考えなかった（3 事業者、21.4%）、④自社製品以外の他者の製品についても提供が必要なことを知らなかった等（2 事業者、14.3%）というように、性状取扱情報提供制度の理解不足を理由としているもの等が多い。</p>	表 2-⑤
<p>(イ) 性状取扱情報の受領状況</p>	
<p>16 道府県内において抽出した、性状取扱情報の提供が必要な指定化学物質等の譲渡等を受けることとなる 265 事業者について、当省の調査時点における性状取扱情報の受領状況をみると、性状取扱情報の提供を受けなかった（一部の指定化学物質等について提供を受けなかった場合を含む。）ことのある事業者が 54 事業者（20.4%）みられた。</p>	表 2-⑥ ～⑦
<p>この 54 事業者のうち、指定化学物質等の譲渡元又は提供元に対して、性状取扱情報の提供の要求（一部の指定化学物質等についての要求を含む。）を行ったことがある事業者は 24 事業者（44.4%）で、このうち、提供の要求を行ったにもかかわらず性状取扱情報が提供されなかった（一部の指定化学物質等について提供されなかった場合を含む。）ことのある事業者は 5 事業者（20.8%）みられた。</p>	
<p>この 5 事業者のうち、提供されなかった理由を把握することができた 3 事業者についてその理由をみると、①添加物などについて企業秘密とされた、②（譲渡元等の）自社製品については提供されたが、他メーカーの製品については提供されなかった、③零細企業のため作成能力が無いと説明されたとなっており、指定化学物質等の譲渡元等における性状取扱情報提供制度の趣旨や内容の理解不足を原因としているものが多い。</p>	表 2-⑧
<p>イ 性状取扱情報を提供しない事業者に対する勧告等の実施状況</p>	

勸告	説明図表番号
<p>性状取扱情報は、指定化学物質等について、その取扱上及び保管上の注意、物理的及び化学的性状、漏出時の必要な措置、有害性及び暴露性、廃棄上及び輸送上の注意等の情報であり、指定化学物質等を譲渡又は提供された事業者が適切な自主管理を行う上で重要なものである。</p> <p>しかし、上述アのとおり、性状取扱情報について、提供しなかったことのある事業者は 12.5%、提供を受けなかったことのある事業者は 20.4%であり、性状取扱情報の提供は十分でない状況がみられた。</p> <p>経済産業省における、性状取扱情報の提供状況を把握するための取組をみると、上述の報告の徴収や事業者からの性状取扱情報提供制度に関する相談を通じて、性状取扱情報を提供しない事業者の把握を含めた性状取扱情報提供制度の実施状況を把握する仕組み（把握方法、把握時期等）が整備されておらず、性状取扱情報の提供状況も把握されていないため、性状取扱情報を提供しない事業者に対する指導は行われていない。このようなことから、性状取扱情報を提供しない事業者に対する勧告や勧告に従わなかった事業者の公表も行われていない。</p> <p>したがって、経済産業省は、事業者による性状取扱情報の提供の励行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 講習会・研修会などを通じて、性状取扱情報を提供しない原因に対応した有効な啓発を行うこと。</p> <p>② 報告の徴収等を通じた性状取扱情報提供制度の実施状況を把握する仕組みを整備し、性状取扱情報を提供しない事業者を把握した場合には、勧告及び公表を含めた適切な措置を講ずること。</p>	

表 2 - ①

性状取扱情報の提供に係る化管法の規定

<p>第三章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等 (指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供)</p> <p>第十四条 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時まで、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供しなければならない。</p> <p>2 指定化学物質等取扱事業者は、前項の規定により提供した指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供した相手方に対し、変更後の当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、前二項に規定する情報の提供に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。</p> <p>(勧告及び公表)</p> <p>第十五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、当該指定化学物質等取扱事業者に対し、同項の規定に従って必要な情報を提供すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた指定化学物質等取扱事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第十六条 経済産業大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定化学物質等取扱事業者に対し、その指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供に関し報告をさせることができる。</p>
---

表 2 - ②

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令 (抄)  
(平成 12 年 通商産業省令第 401 号)

<p>(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法)</p> <p>第二条 法第十四条第一項及び第二項の経済産業省令で定める方法は、ファクシミリ装置を用いた送信その他の方法であって、その方法により提供することについて指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方が承諾したものとする。</p> <p>(提供しなければならない情報)</p> <p>第三条 指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条第一項又は第二項の規定に基づき提供する指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報 (以下「性状取扱情報」という。) に次の事項を含めなければならない。</p> <p>一 次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項</p> <p>ア 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合 次の (1) から (3) までに掲げる事項</p> <p>(1) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称</p> <p>(2) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の令別表第一又は別表第二における該当する号の番号</p> <p>(3) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の第一種指定化学物質 (特定第一種指定化学物質を除く。)、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別</p> <p>イ 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合 次の (1) から (5) までに掲げる事項</p> <p>(1) 当該製品の名称</p> <p>(2) 当該製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質 (以下「含有指定化学物質」という。) の名称 (当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る第一種指定化学物質の質量又は第二種指定化学物質の質量 (令別表第二第九号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するインジウムの質量、同表第四十四号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するタリウムの質量、同表第五十号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するテルルの質量。以下「第二種指定化学物質」という。))</p>
--

の割合が一パーセント以上のもの及び当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る特定第一種指定化学物質の割合が〇・一パーセント以上のものに限る。)

(3) 含有指定化学物質の令別表第一又は別表第二における該当する号の番号

(4) 含有指定化学物質の第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く。）、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別

(5) 当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質質量、特定第一種指定化学物質質量又は第二種指定化学物質質量のそれぞれの割合

二 当該指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先

三 当該指定化学物質等が漏出した際に必要な措置

四 当該指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意

五 当該指定化学物質等の物理的・化学的性状

六 当該指定化学物質等の安定性及び反応性

七 当該指定化学物質等の有害性

八 当該指定化学物質等の暴露性

九 当該指定化学物質等の廃棄上の注意

十 当該指定化学物質等の輸送上の注意

(提供することができる情報)

第四条 前条各号に掲げるもののほか、指定化学物質等取扱事業者は、性状取扱情報に次の事項を含めることができる。

一 前条第七号及び第八号に定める事項の内容の要約

二 当該指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急処置

三 当該指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置

四 当該指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置

五 当該指定化学物質等について適用される法令

六 前各号に掲げるもののほか、当該指定化学物質等取扱事業者が必要と認める事項

(第三条各号に定める事項の記載の方法)

第五条 第三条各号に掲げる事項は、邦文で記載（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録することを含む。次項において同じ。）するものとする。

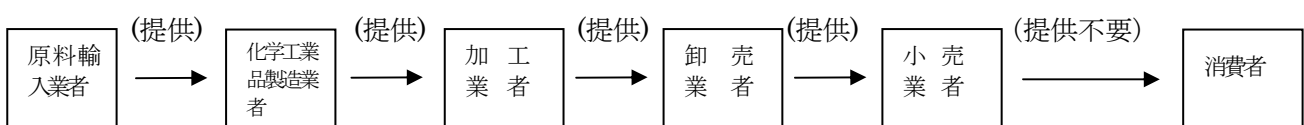
2 第三条第一号イ(5)に定める当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質質量、特定第一種指定化学物質質量又は第二種指定化学物質質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載するものとする。

(性状取扱情報の提供が必要となる場合)

第六条 性状取扱情報の提供は、指定化学物質等を譲渡し、又は提供することに行わなければならない。

2 前項の規定は、同一の事業者に対し同種の指定化学物質等を継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において既に当該指定化学物質等に関する性状取扱情報の提供が行われているときは、適用しない。ただし、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方から当該指定化学物質等に関する性状取扱情報の提供を求められたときは、この限りではない。

(参考) 性状取扱情報提供の概要



(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。



表2-③

## 性状取扱情報の提供状況（道府県別）

（単位：事業者、％）

区分 道府県名	調査対象事業者数	Aのうち、性状取扱情報を提供している事業者数		Aのうち、性状取扱情報を提供していない事業者数	
	指定化学物質の譲渡に際し、性状取扱情報の提供が必要とされている事業者数（A）		うち、事業者団体未加入事業者		うち、事業者団体未加入事業者
北海道	8	8	1		
青森県	3	1		2	
宮城県	6	3		3	2
茨城県	8	8			
埼玉県	9	7		2	
神奈川県	3	2		1	
愛知県	4	3	1	1	
三重県	5	3		2	
京都府	8	8	2		
大阪府	11	11	1		
兵庫県	15	15	2		
広島県	10	8	1	2	1
岡山県	8	8	1		
福岡県	8	7	1	1	
宮崎県	2	2			
熊本県	4	4	2		
計	112	98	12	14	3
		87.5%	12.2%	12.5%	21.4%

（注）当省の調査結果による。

表2-④

## 性状取扱情報の提供状況（業種別）

（単位：事業者、％）

業種	区分	調査対象事業者数 指定化学物質の譲渡に 際し、性状取扱情報の 提供が必要とされてい る事業者数（A）	Aのうち、性状取扱情 報を提供している事業 者数		Aのうち、性状取扱情 報を提供していない事 業者数	
				うち、事業 者団体未加 入事業者		うち、事業 者団体未加 入事業者
金属鉱業		1	1			
原油・天然ガス鉱業						
製造業	食料品製造業					
	飲料・たばこ・飼料製造業(以下を除く)					
	酒類製造業					
	繊維工業	1	1			
	衣服・その他の繊維製品製造業					
	木材・木製品製造業（家具を除く）					
	家具・装備品製造業	1	1	1		
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1			
	出版・印刷・同関連産業					
	化学工業(以下を除く)	40	38	7	2	
	医薬品製造業	2	2			
	石油製品・石炭製品製造業	3	2		1	
	プラスチック製品製造業	4	4			
	ゴム製品製造業					
	なめし革・同製品・毛皮製造業					
	窯業・土石製品製造業	3	3			
	鉄鋼業	6	6	1		
	非鉄金属製造業	7	6		1	
	金属製品製造業	2	2			
	一般機械器具製造業					
	電気機械器具製造業	1	1			
	輸送用機械器具製造業					
	精密機械器具製造業					
	武器製造業					
	その他の製造業	1			1	1
	小計	72	67	9	5	1
電気業						
ガス業						
熱供給業						
下水道業						
鉄道業						
倉庫業		1			1	
石油卸売業		17	11	1	6	2
鉄スクラップ卸売業						
自動車卸売業						
燃料小売業						
洗濯業						
写真業						
自動車整備業						
機械修理業						
商品検査業						
計量証明業						
一般廃棄物処理業						
産業廃棄物処分業						
高等教育機関						
自然科学研究所						
その他		21	19	2	2	
合計		112	98	12	14	3
			87.5%	12.2%	12.5%	21.4%

(注) 当省の調査結果による。

表2-⑤

性状取扱情報の提供が必要であるにもかかわらず提供していなかった事業者の未提供の理由

(単位：事業者、%)

未交付の理由区分	事業者	
	数	割合
性状取扱情報を交付すべきだが、相手から要求がなかったため交付しなかった	3	21.4%
原料の供給元に加工した製品を納入しているため性状取扱情報の提供が必要と考えなかった	3	21.4%
取扱製品（塗料）の数が多く、その全てについて用意できないため	2	14.3%
自社以外の他者が製造した製品についても交付が必要なことを知らなかったため	1	7.1%
メーカーからは性状取扱情報を入手しているが、これを販売している小売店にも交付しなければいけないということ知らなかったため	1	7.1%
支店から相手方に交付しているため	1	7.1%
元売が相手方に交付しているため	1	7.1%
不明	2	14.3%
合 計	14	100.0%

(注) 当省の調査結果による。

表2-⑥

性状取扱情報の受領状況（道府県別）

(単位：事業者、%)

道府県名	調査対象事業者数	Aのうち、性状取扱情報を提供されなかったことのある事業者数（一部未提供を含む。） (B)	B / A
	指定化学物質の譲受に伴い、性状取扱情報を提供される事業者数 (A)		
北海道	20		0.0%
青森県	10	3	30.0%
宮城県	20	4	20.0%
茨城県	14	2	14.3%
埼玉県	12	5	41.7%
神奈川県	25	3	12.0%
愛知県	14	2	14.3%
三重県	12		0.0%
京都府	16	7	43.8%
大阪府	18	3	16.7%
兵庫県	29	9	31.0%
広島県	21	7	33.3%
岡山県	17	2	11.8%
福岡県	18	3	16.7%
宮崎県	6	1	16.7%
熊本県	13	3	23.1%
計	265	54	20.4%

(注) 当省の調査結果による。

表2-⑦

## 性状取扱情報の受領状況（業種別）

（単位：事業者、％）

業種	区分	調査対象事業者数	Aのうち、性状取扱情報を提供されなかったことのある事業者数（一部未提供を含む。）（B）	B/A
		指定化学物質の譲受等に伴い、性状取扱情報を提供される事業者数（A）		
金属鉱業		1		0.0%
原油・天然ガス鉱業				
製造業	食料品製造業	5	3	60.0%
	飲料・たばこ・飼料製造業（以下を除く）	1		0.0%
	酒類製造業	1		0.0%
	繊維工業	5		0.0%
	衣服・その他の繊維製品製造業			
	木材・木製品製造業（家具を除く）			
	家具・装備品製造業	4	1	25.0%
	パルプ・紙・紙加工品製造業	6		0.0%
	出版・印刷・同関連産業	6	1	16.7%
	化学工業（以下を除く）	51	4	7.8%
	医薬品製造業	5	1	20.0%
	石油製品・石炭製品製造業	3	2	66.7%
	プラスチック製品製造業	16	6	37.5%
	ゴム製品製造業	3	1	33.3%
	なめし革・同製品・毛皮製造業	1	1	100.0%
	窯業・土石製品製造業	4		0.0%
	鉄鋼業	9	3	33.3%
	非鉄金属製造業	10	5	50.0%
	金属製品製造業	13	2	15.4%
	一般機械器具製造業	14		0.0%
	電気機械器具製造業	22	3	13.6%
	輸送用機械器具製造業	6	1	16.7%
	精密機械器具製造業	3		0.0%
武器製造業				
その他の製造業	3	1	33.3%	
	小計	191	35	18.3%
電気業				
ガス業				
熱供給業				
下水道業	11	2	18.2%	
鉄道業	2		0.0%	
倉庫業	4	2	50.0%	
石油卸売業	18	2	11.1%	
鉄スクラップ卸売業				
自動車卸売業	2	1	50.0%	
燃料小売業	6	1	16.7%	
洗濯業				
写真業				
自動車整備業	2		0.0%	
機械修理業				
商品検査業				
計量証明業				
一般廃棄物処理業	2	1	50.0%	
産業廃棄物処分量	1	1	100.0%	
高等教育機関	1	1	100.0%	
自然科学研究所	2	2	100.0%	
その他	22	6	27.3%	
	合計	265	54	20.4%

（注）当省の調査結果による。

表 2 - ⑧

性状取扱情報の提供を求めたにもかかわらず、提供されなかった例

【事例1】	添加剤などについて企業秘密にあたるとして教えてくれない	(K株式会社)
【事例2】	自社製品の性状取扱情報については交付されたが、他メーカー（特に輸入品）のものは交付を受けていない	(株式会社E)
【事例3】	零細企業が作成する薬品（例えば、陶芸の上薬）では、作成能力が無いことを理由に交付されない	(I株式会社)

(注) 当省の調査結果による。

### 3 化学物質の自主管理の促進

#### (1) 管理方針等に基づく化学物質の自主管理の促進

勸告	説明図表番号
<p>上述1(2)のとおり、経済産業省及び環境省が、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針として定めた指定化学物質管理指針において、同事業者は、</p> <p>① 指定化学物質等の管理の改善を図るための化学物質管理の方針(以下「管理方針」という。)の策定、</p> <p>② 管理方針に則して、指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標の設定、これを達成する時期及び具体的方策を定めた管理計画(以下「管理計画」という。)の策定</p> <p>等が求められている。</p> <p>また、指定化学物質等取扱事業者は、化管法第4条において、指定化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないとされている。</p>	
<p>今回、経済産業省及び環境省における管理方針及び管理計画(以下「管理方針等」という。)の策定に係る周知状況並びに16道府県内の指定化学物質等取扱事業者である219事業者における管理方針等の策定状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>ア 管理方針等の周知状況等</p> <p>経済産業省及び環境省は、毎年度全国で実施している化学物質の排出量等届出制度の説明会において、併せて管理方針等の策定の必要性について説明を行っている。</p>	表3-(1)-①
<p>しかしながら、16道府県から抽出した管理方針等の策定が必要と考えられる219事業者が管理方針等の策定について承知しているか調査したところ、①管理方針を策定しなければならないことを承知していない事業者が112事業者(51.1%)、②管理計画を策定しなければならないことを承知していない事業者が113事業者(51.6%)と過半数の事業者が承知していない状況がみられた。なお、事業者団体への未加入事業者は、加入事業者に比べて、管理方針等の策定の必要性について承知していない割合が高くなっていた。</p>	表3-(1)-② ～③
<p>イ 管理方針等の策定状況</p> <p>219事業者における管理方針等の策定状況をみると、①管理方針を策定していない事業者が120事業者(54.8%)、②管理計画を策定していない事業者が122事業者(55.7%)と過半数の事業者が策定していない状況がみられた。なお、事業者団体への未加入事業者は、加入事業者に比べて、管理方針等を策定していない割合が高くなっていた。</p>	表3-(1)-⑤ ～⑥ 表3-(1)-⑦
<p>さらに、管理方針等の不策定事業者における不策定の理由をみると、①管理方針の策定が求められていることを知らなかった事業者が89事業者(74.2%)、②管理計画の策定が求められていることを知らなかった事業者が84事業者(68.9%)と、管理方針等の策定の必要性という基本的事項に関する認識不足によるものがその多くを占めている。</p>	表3-(1)-⑧
<p>したがって、経済産業省及び環境省は、事業者における指定化学物質等の自主管理を促進する観点から、事業者に対し、講習会、研修会、事業者団体等を通じて、指定</p>	

勸告	説明図表番号
化学物質管理指針における管理方針等の策定及びその必要性について一層の周知を図る必要がある。	

表3-(1)-①

## 経済産業省及び環境省における管理方針等の周知状況

区分 年度	経済産業省	環境省
平成 13年度	事業者への排出量等届出の説明会において、化学物質管理指針の説明・周知	事業者への排出量等届出説明会において、化学物質管理指針を説明
14年度	事業者への排出量等届出の説明会において、化学物質管理指針の説明・周知	無
15年度	化学物質の管理体制について事業者から聴取するとともに、化学物質管理の事例を作成し、排出量等届出の説明会において説明し、管理体制の必要性について周知	事業者への排出量等届出説明会において、化学物質管理指針を説明

(注) 経済産業省及び環境省の資料に基づき、当省が作成した。



表3-(1)-②

## 管理方針等の承知状況（道府県別）

（単位：事業者、％）

区分 道府県名	調査対象事業者 管理方針等を策定する 必要がある事業者数 (A)	管理方針				管理計画			
		Aのうち、管理方針 の策定の必要性を承 知している事業者数		Aのうち、管理方針 の策定の必要性を承 知していない事業者 数		Aのうち、管理計 画の策定の必要性 を承知している事 業者数		Aのうち、管理計 画の策定の必要性を承 知していない事業者 数	
	うち、事業 者団体未加 入事業者	うち、事業 者団体未加 入事業者	うち、事業 者団体未加 入事業者	うち、事業 者団体未加 入事業者	うち、事業 者団体未加 入事業者	うち、事業 者団体未加 入事業者	うち、事業 者団体未加 入事業者	うち、事業 者団体未加 入事業者	
北海道	17	5		9	2	5		9	2
青森県	10	5	2	5	1	5	2	5	1
宮城県	16	2	1	14	4	2	1	14	4
茨城県	11	8		3		8		3	
埼玉県	12	10		2		10		2	
神奈川県	17	14		3		14		3	
愛知県	14	2		12	3	2		12	3
三重県	12	5		7		5		7	
京都府	12	6	2	6	2	6	2	6	2
大阪府	10	5		5		5		5	
兵庫県	24	13	1	11	2	13	1	11	2
広島県	18	6	1	12	2	5		13	3
岡山県	13	6	3	7		6	3	7	
福岡県	17	7		10	5	7		10	5
宮崎県	6	3	1	2		3	1	2	
熊本県	10	6	2	4	2	6	2	4	2
計	219	103	13	112	23	102	12	113	24
		47.0%	12.6%	51.1%	20.5%	46.6%	11.8%	51.6%	21.2%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象事業者は項目1(1)ア(ア)a、bで対象とした118事業者（特別要件施設のみに係る事業者を除く）及び項目2で対象とした事業者のうち、排出量等届出の対象外業種を含めた業種の中から、項目1の事業者選定と同様の方法で選定した101事業者である。

3 北海道及び宮崎県の(A)欄の事業者数は、管理方針等の承知状況が不明な事業者が含まれているため、承知している事業者と承知していない事業者の合計数と一致しない。

表3-(1)-③

## 管理方針等の承知状況（業種別）

（単位：事業者、％）

業種	区分	調査対象事業者 管理方針等を策定 する必要がある事 業者数（A）	管理方針				管理計画			
			Aのうち、管理方針 の策定の必要性を承 知している事業者数		Aのうち、管理方針 の策定の必要性を承 知していない事業者 数		Aのうち、管理計画 の策定の必要性を承 知している事業者数		Aのうち、管理計画 の策定の必要性を承 知していない事業者 数	
				うち、事業 者団体未加 入事業者		うち、事業 者団体未加 入事業者		うち、事業 者団体未加 入事業者		うち、事業 者団体未加 入事業者
金属鉱業		1	1			1				
原油・天然ガス鉱業										
製造業	食品製造業	2			2			2		
	飲料・たばこ・飼料製造業(以下を除く)	1	1	1		1	1			
	酒類製造業	1	1			1				
	繊維工業	5	3		2	3		2		
	衣服・その他の繊維製品製造業									
	木材・木製品製造業（家具を除く）									
	家具・装備品製造業	4	3	2	1	3	2	1		
	パルプ・紙・紙加工品製造業	5	2		3	2		3		
	出版・印刷・同関連産業	6	2		4	3	2	4	3	
	化学工業(以下を除く)	48	26	4	22	5	26	4	22	
	医薬品製造業	3	3				3			
	石油製品・石炭製品製造業	3	2		1		2		1	
	プラスチック製品製造業	15	5		10	2	5		10	
	ゴム製品製造業	2			2				2	
	なめし革・同製品・毛皮製造業	1			1				1	
	窯業・土石製品製造業	4	4				4			
	鉄鋼業	9	6	1	3		6	1	3	
	非鉄金属製造業	10	7		2		7		2	
	金属製品製造業	13	4		9	1	4		9	
	一般機械器具製造業	14	10		4	1	10		4	
	電気機械器具製造業	20	9	1	11	5	9	1	11	
	輸送用機械器具製造業	6	2		4		2		4	
	精密機械器具製造業	1			1	1			1	
	武器製造業									
	その他の製造業	2	2	1			2	1		
	小計	175	92	10	82	18	92	10	82	
電気業										
ガス業										
熱供給業										
下水道業										
鉄道業	2	1		1		1		1		
倉庫業	2	1		1	1	1		1	1	
石油卸売業	16	3	1	13	2	2		14	3	
鉄スクラップ卸売業										
自動車卸売業	2			2				2		
燃料小売業	6	3	2	3	2	3	2	3	2	
洗濯業										
写真業										
自動車整備業	2			2				2		
機械修理業										
商品検査業										
計量証明業										
一般廃棄物処理業										
産業廃棄物処分業										
高等教育機関	1	1				1				
自然科学研究所	1			1				1		
その他	11	1		7		1		7		
合計	219	103	13	112	23	102	12	113	24	
		47.0%	12.6%	51.1%	20.5%	46.6%	11.8%	51.6%	21.2%	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 非鉄金属製造業及びその他の業種の（A）欄の事業者数は、管理方針等の承知状況が不明な事業者が含まれているため、承知している事業者と承知していない事業者の合計数と一致しない。

表3-(1)-④

## 管理方針等の承知状況（事業者団体加入別）

（単位：事業者、％）

	管理方針			管理計画		
	事業者団体 加入事業所	事業者団体 未加入事業所	合計	事業者団体 加入事業所	事業者団体 未加入事業所	合計
承知している	90	13	103	90	12	102
	49.5%	35.1%	47.0%	49.5%	32.4%	46.6%
承知していない	89	23	112	89	24	113
	48.9%	62.2%	51.1%	48.9%	64.9%	51.6%
不明	3	1	4	3	1	4
	1.6%	2.7%	1.8%	1.6%	2.7%	1.8%
合計	182	37	219	182	37	219

（注）当省の調査結果による。

表3-(1)-⑤

## 管理方針等の策定状況（道府県別）

（単位：事業者、％）

区分 道府県名	調査対象事業者 管理方針等を策定する 必要がある事業者数 (A)	管理方針				管理計画			
		Aのうち、管理方針を策定している事業者数		Aのうち、管理方針を策定していない事業者数		Aのうち、管理計画を策定している事業者数		Aのうち、管理計画を策定していない事業者数	
		うち、事業者団体未加入事業者		うち、事業者団体未加入事業者		うち、事業者団体未加入事業者		うち、事業者団体未加入事業者	
北海道	17	4		10	2	4		10	2
青森県	10	4		6	3	4		6	3
宮城県	16	9	1	7	4	9	1	7	4
茨城県	11	7		4		6		5	
埼玉県	12	11		1		10		2	
神奈川県	17	13		4		12		5	
愛知県	14	4		10	3	9	1	5	2
三重県	12	7		5		8		4	
京都府	12	3	1	9	3	3	1	9	3
大阪府	10	3		7		3		7	
兵庫県	24	8	1	16	2	5		19	3
広島県	18	5	1	13	2	4		14	3
岡山県	13	6	2	7	1	4	1	9	2
福岡県	17	5		12	5	6		11	5
宮崎県	6	1		5	1	1		5	1
熊本県	10	6	2	4	2	6	2	4	2
計	219	96	8	120	28	94	6	122	30
		43.8%	8.3%	54.8%	23.3%	42.9%	6.4%	55.7%	24.6%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 管理方針等の策定の有無については、化管法に基づく管理方針等の他、化管法以外の化学物質関係法令等に基づく化学物質の管理に係る計画・要領等を策定している場合を含む。

3 北海道の(A)欄の事業者数は、管理方針等の策定状況が不明な事業者が含まれているため、承知している事業者と承知していない事業者の合計数と一致しない。

表3-(1)-⑥

## 管理方針等の策定状況（業種別）

（単位：事業者、％）

業種	区分	調査対象事業者 管理方針等を策定する必要がある事業者数（A）	管理方針				管理計画				
			Aのうち、管理方針を策定している事業者数		Aのうち、管理方針を策定していない事業者数		Aのうち、管理計画を策定している事業者数		Aのうち、管理計画を策定していない事業者数		
			うち、事業者団体未加入事業者		うち、事業者団体未加入事業者		うち、事業者団体未加入事業者		うち、事業者団体未加入事業者		
金属鉱業		1	1					1			
原油・天然ガス鉱業											
製造業	食料品製造業	2			2					2	
	飲料・たばこ・飼料製造業(以下を除く)	1			1	1				1	1
	酒類製造業	1			1					1	
	繊維工業	5	2		3			2		3	
	衣服・その他の繊維製品製造業										
	木材・木製品製造業（家具を除く）										
	家具・装備品製造業	4	3	2	1			3	2	1	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	5	3		2			3		2	
	出版・印刷・同関連産業	6	1		5	3		1		5	3
	化学工業(以下を除く)	48	20	3	28	6		17	2	31	7
	医薬品製造業	3	3					3			
	石油製品・石炭製品製造業	3	2		1			2		1	
	プラスチック製品製造業	15	7		8	2		7		8	2
	ゴム製品製造業	2			2					2	
	なめし革・同製品・毛皮製造業	1			1					1	
	窯業・土石製品製造業	4	3		1			3		1	
	鉄鋼業	9	6	1	3			5		4	1
	非鉄金属製造業	10	5		5			5		5	
	金属製品製造業	13	4		9	1		4		9	1
	一般機械器具製造業	14	9		5	1		10		4	1
	電気機械器具製造業	20	11	1	9	5		12	1	8	5
	輸送用機械器具製造業	6	2		4			2		4	
	精密機械器具製造業	1			1	1		1	1		
	武器製造業										
	その他の製造業	2	1		1	1		1		1	1
	小計	175	82	7	93	21		81	6	94	22
電気業											
ガス業											
熱供給業											
下水道業											
鉄道業	2		1		1			2			
倉庫業	2		1		1	1		1		1	1
石油卸売業	16		7	1	9	2		5		11	3
鉄スクラップ卸売業											
自動車卸売業	2		2					2			
燃料小売業	6				6	4				6	4
洗濯業											
写真業											
自動車整備業	2		1		1			1		1	
機械修理業											
商品検査業											
計量証明業											
一般廃棄物処理業											
産業廃棄物処分業											
高等教育機関	1				1					1	
自然科学研究所	1				1					1	
その他	11		1		7			1		7	
合計		219	96	8	120	28		94	6	122	30
			43.8%	8.3%	54.8%	23.3%		42.9%	6.4%	55.7%	24.6%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 管理方針等の策定の有無については、化管法に基づく管理方針等の他、化管法以外の化学物質関係法令等に基づく化学物質の管理に係る計画・要領等を策定している場合を含む。

3 その他の業種の（A）欄の事業者数は、管理方針等の承知状況が不明な事業者が含まれているため、承知している事業者と承知していない事業者の合計数と一致しない。

表3-(1)-⑦

## 管理方針等の策定状況（事業者団体加入別）

（単位：事業者、％）

	管理方針			管理計画		
	事業者団体 加入事業所	事業者団体 未加入事業所	合計	事業者団体 加入事業所	事業者団体 未加入事業所	合計
策定している	88	8	96	88	6	94
	48.4%	21.6%	43.8%	48.4%	16.2%	42.9%
策定していない	92	28	120	92	30	122
	50.5%	75.7%	54.8%	50.5%	81.1%	55.7%
不明	2	1	3	2	1	3
	1.1%	2.7%	1.4%	1.1%	2.7%	1.4%
合計	182	37	219	182	37	219

（注）当省の調査結果による。

表3-(1)-⑧

## 管理方針等の不策定の理由等

(単位：事業者、%)

管理方針不策定の理由区分	該当事業者数	
		割合
管理方針の策定が求められていることを知らなかったため	89	74.2%
検討中、策定予定	8	6.7%
管理方針で策定すべき具体的内容が不明なため	6	5.0%
指定化学物質等取扱事業者でないためと考えていたため	3	2.5%
管理方針の主旨を誤解	2	1.7%
従来からの管理方法により対応可能なため	2	1.7%
その他	3	2.5%
不明	7	5.8%
合計	120	100.0%

(単位：事業者、%)

管理計画不策定の理由区分	該当事業者数	
		割合
管理計画の策定が求められていることを知らなかったため	84	68.9%
検討中、策定予定	10	8.2%
管理計画で策定すべき具体的内容が不明なため	6	4.9%
管理計画の主旨を誤解	6	4.9%
指定化学物質等取扱事業者でないためと考えていたため	3	2.5%
従来からの管理方法により対応可能なため	2	1.6%
その他	3	2.5%
不明	8	6.6%
合計	122	100.0%

(注1) 当省の調査結果による。

(注2) 管理方針等の策定の有無については、化管法に基づく管理方針等の他、化管法以外の化学物質関係法令等に基づく化学物質の管理に係る計画・要領等を「管理方針（管理計画）を策定している」に計上しているものがあるため、管理方針等の承知状況の「承知していない」と管理方針等を策定していない理由である「管理方針（管理計画）の策定が求められていることを知らなかったため」の数字は一致しない。

(2) 下水道事業者における化学物質の把握の促進

勸告	説明図表番号
<p>下水道事業者は、化学物質の管理については、指定化学物質等取扱事業者としてこれを適切に行うとともに、排出量等届出については、事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を公共用水域に排出していることから、一般の事業者とは異なり、化管法施行規則第4条の規定により、下水道法の規定に基づく水質検査の対象となる30種類の第一種指定化学物質について、取扱量の多少にかかわらず、その排出量を届け出ることとされている。</p>	<p>表3-(2)-①</p>
<p>化管法の規定に基づく化学物質の排出量の集計結果によれば、全業種から公共用水域への排出量に占める下水道事業者の割合は、14年度届出で35.1%、15年度届出で36.1%となっており、下水道事業者からの排出が公共用水域に与える影響は大きいものとなっている。</p>	<p>表3-(2)-② ～③</p>
<p>今回、14年度届出及び15年度届出に係る集計結果、16道府県内の47下水道事業者における化学物質の把握状況等を調査及び分析した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>ア 第一種指定化学物質の下水道への移動の状況</p>	
<p>14年度届出及び15年度届出における第一種指定化学物質の下水道への移動(注)の状況をみると、14年度届出では、354種類の第一種指定化学物質のうち移動量の多い順に、①N,N-ジメチルホルムアミド、②無水フタル酸、③エチレングリコールとなっており、15年度届出では、同じく、①N,N-ジメチルホルムアミド、②エチレングリコール、③ポリ(オキシエチレン) =アルキルエーテルとなっている。また、両年度とも、移動量の多い上位10物質の下水道への移動量全体に占める割合は約7割となっている。</p>	<p>表3-(2)-④ ～⑦</p>
<p>(注) 化管法上、化学物質を下水道に放流することは、化学物質を事業所の外で処理することに伴って当該化学物質を当該事業所の外に移動させることに該当する。</p>	
<p>イ 第一種指定化学物質の下水道から公共用水域への排出の状況</p>	
<p>14年度届出及び15年度届出における第一種指定化学物質の下水道から公共用水域への排出の状況をみると、30種類の第一種指定化学物質のうち両年度とも排出量の多い順に、①ふっ化水素及びその水溶性塩、②ほう素及びその化合物、③マンガン及びその化合物となっている。また、両年度とも排出量の多い上位10物質の下水道から公共用水域への排出量全体に占める割合は9割強となっている。</p>	<p>表3-(2)-⑧ ～⑨</p>
<p>他方、この上位10物質のうち、上述アの下水道への移動量の多い上位10物質に該当するものは、15年度届出の1物質(ふっ化水素及びその水溶性塩)のみとなっている。これは、下水道事業者は自ら指定化学物質を主体的に取り扱っているのではなく、事業活動に伴って付随的に公共用水域に排出していることから、上述のとおり、届出対象物質が下水道法上の水質検査の対象となる30物質となっていることによるものであるが、実際には、多様な化学物質が下水道から公共用水域に排出されているとみられる。また、下水処理区域にどのような化学物質を取り扱う事業者が多いか等によって、下水道から公共用水域に排出される化学物質の種類・量が異なっていると考えられる。</p>	<p>表3-(2)-④ ～⑤</p>
<p>さらに、下水道法を所管する国土交通省が、平成10年度から12年度にかけて行った調査によれば、公共用水域に排出されることとなる処理水において定量下限値(注)以上の濃度で確認された第一種指定化学物質として、ノニルフェノール、ビスフェノールA等の4物質あるが、この4物質は下水道法に基づく水質検査項目となっていないことから、下水道事業者の排出量等届出の対象物質ではなく、その排出の実態は明らかではない。</p>	<p>表3-(2)-⑩</p>



勸告	説明図表番号
<p>(注) 濃度を正確に示すことができる最低の量</p> <p>なお、国土交通省では、下水道法の規定に基づく 30 物質以外の化学物質を把握するには、把握手法の技術的な確立が必要であるとして、各種の調査・研究を行っており、その結果を踏まえて、下水道事業者等を対象とした指導指針として、下水道から公共用水域への排出量を把握するための技術的ガイドラインの策定について検討することとしている。</p> <p>以上のように、下水道から公共用水域に排出される第一種指定化学物質の排出実態は必ずしも明らかではなく、上述の公共用水域に与える影響の大きさを考えると、排出実態を把握するための手法を整備するとともに、把握手法が確立されている化学物質については、その把握のための下水道事業者の負担にも配慮しつつ、下水道事業者における下水処理区域の特性に応じた的確な排出実態の把握を促進していくことが重要となっている。</p> <p>ウ 下水道事業者における化学物質の把握の取組</p> <p>調査した 47 下水道事業者の中には、平成 15 年度に、届出対象物質ではないビスフェノール A、ホルムアルデヒド等の第一種指定化学物質 8 物質について、事業所排水、流入水及び放流水の実態調査を実施し、その結果を積極的に公表しているものがある。</p> <p>また、国土交通省は、化管法の施行を契機として、下水道事業者が、化学物質の取扱実態に即した方法により管理を行い、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めることが重要であるとして、平成 16 年 3 月に下水道事業者を対象とした指導指針として「化学物質管理計画ガイドライン」の案を策定しており、近々正式な指導指針とすることとしている。この中で、下水道管理者は、下水処理区域の特性に応じて管理対象化学物質を定めることは、化学物質リスク管理上効果的であり、排出量等届出対象物質以外にも多量に流入する化学物質については、分析手法の検討、放流水の測定などを実施することが望ましいとしている。この指導指針の案については、都道府県等からの照会に応じ先行的に配布しており、正式な指導指針としてすべての都道府県等に周知するまでには至っていない。</p> <p>したがって、国土交通省は、化学物質の環境への排出量の的確な把握を推進する観点から、下水道から公共用水域への排出実態の把握について、下水道事業者に対する指導指針の充実・普及や先進的取組事例の情報提供等を通じ、その促進を図る必要がある。</p>	<p>表 3 - (2) - ⑪</p> <p>表 3 - (2) - ⑫</p>

表3-(2)-①

## 下水道事業者が排出量等届出を行うべき化学物質

化学物質の種類	物質番号
亜鉛の水溶性化合物	1
0-エチル=0-4-ニトロフェニル=ホスホノチオアート(別名 EPN)	37
カドミウム及びその化合物	60 ●
クロム及び三価クロム化合物	68
六価クロム化合物	69 ●
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	90
無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	108
N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	110
四塩化炭素	112
1,2-ジクロロエタン	116
1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	117
シス-1,2-ジクロロエチレン	118
1,3-ジクロロプロペン(別名 D-D)	137
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	145
水銀及びその化合物	175
セレン及びその化合物	178
ダイオキシン類	179 ●
テトラクロロエチレン	200
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	204
銅水溶性塩(錯塩を除く。)	207
1,1,1-トリクロロエタン	209
1,1,2-トリクロロエタン	210
トリクロロエチレン	211
鉛及びその化合物	230
砒素及びその無機化合物	252 ●
ふっ化水素及びその水溶性塩	283
ベンゼン	299 ●
ほう素及びその化合物	304
ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB)	306
マンガン及びその化合物	311

(注) 1 法令に基づき当省が作成した。

2 「物質番号」欄で●を付したものは、特定第一種指定化学物質である。

表3-(2)-②

公共用水域への届出排出量の媒体別（業種別）構成(平成14年度届出分)

(単位：t、%)

順位	業種	届出排出量	割合
1	下水道業	4,433	35.1%
2	化学工業	3,297	26.1%
3	繊維工業	1,488	11.8%
4	鉄鋼業	716	5.7%
5	パルプ・紙・紙加工品製造業	595	4.7%
6	電気機械器具製造業	436	3.5%
7	非鉄金属製造業	383	3.0%
8	プラスチック製品製造業	257	2.0%
9	産業廃棄物処分業	195	1.5%
10	原油・天然ガス鉱業	190	1.5%
小計(A)	上位10業種の合計	11,990	94.9%
総量(B)	全業種の合計	12,631	100.0%
総量対比(A)/(B)		94.9%	—

(注) 1 経済産業省及び環境省の公表資料に基づき、当省が作成した。

2 届出排出量は、平成16年3月29日公表の修正値を用い、トン未満は切り捨てた。

表3-(2)-③

公共用水域への届出排出量の媒体別（業種別）構成(平成15年度届出分)

(単位：t、%)

順位	業種	届出排出量	割合
1	下水道業	4,343	36.1%
2	化学工業	3,183	26.5%
3	繊維工業	1,261	10.5%
4	鉄鋼業	527	4.4%
5	非鉄金属製造業	440	3.7%
6	プラスチック製品製造業	413	3.4%
7	電気機械器具製造業	402	3.3%
8	パルプ・紙・紙加工品製造業	335	2.8%
9	産業廃棄物処分業	241	2.0%
10	金属鉱業	165	1.4%
小計(A)	上位10業種の合計	11,310	94.0%
総量(B)	全業種の合計	12,031	100.0%
総量対比(A)/(B)		94.0%	—

(注) 1 経済産業省及び環境省の公表資料に基づき、当省が作成した。

2 届出排出量は、平成16年3月29日公表の修正値を用い、トン未満は切り捨てた。

表3-(2)-④

下水道への届出移動量上位10物質と下水道事業者の排出量等届出の関係(平成14年度届出分)

(単位:t、%)

順位	物質名	物質番号	届出移動量	下水道事業者の届出対象
1	N, N-ジメチルホルムアミド	172	954	×
2	無水フタル酸	312	400	×
3	エチレングリコール	43	388	×
4	ポリ(オキシエチレン)ニルフェニルエーテル	309	282	×
5	2-アミノエタノール	16	255	×
6	ポリ(オキシエチレン)ニアルキルエーテル	307	167	×
7	ニトロベンゼン	240	140	×
8	テレフタル酸	205	136	×
9	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	24	115	×
10	ホルムアルデヒド	310	113	×
小計(A)	上位10物質の合計	—	2,950	×
総量(B)	下水道への移動量の合計	—	3,973	×
総量対比(A)/(B)		—	74.3%	×

(注) 1 経済産業省及び環境省の公表資料に基づき、当省が作成した。

2 「下水道事業者の届出対象」欄の○は届出対象であるもの、×は届出対象外のもの。

3 届出移動量は、平成16年3月29日公表の修正値を用い、トン未満は切り捨てた。

表3-(2)-⑤

下水道への届出移動量上位10物質と下水道事業者の排出量等届出の関係(平成15年度届出分)

(単位:t、%)

順位	物質名	物質番号	届出移動量	下水道事業者の届出対象
1	N, N-ジメチルホルムアミド	172	947	×
2	エチレングリコール	43	307	×
3	ポリ(オキシエチレン)ニアルキルエーテル	307	148	×
4	ニトロベンゼン	240	140	×
5	無水フタル酸	312	120	×
6	ふっ化水素及びその水溶性塩	283	105	○
7	2-アミノエタノール	16	104	×
8	ホルムアルデヒド	310	92	×
9	酸化プロピレン	56	92	×
10	エピクロロヒドリン	54	90	×
小計(A)	上位10物質の合計	—	2,145	×
総量(B)	下水道への移動量の合計	—	2,995	×
総量対比(A)/(B)		—	71.6%	×

(注) 1 経済産業省及び環境省の公表資料に基づき、当省が作成した。

2 「下水道事業者の届出対象」欄の○は届出対象であるもの、×は届出対象外のもの。

3 届出移動量は、平成16年3月29日公表の修正値を用い、トン未満は切り捨てた。

表3-2-⑥ 平成14年度排出量等届出における下水道への届出移動量上位30物質等

下水道への移動物質の上位30物質等(全国)				下水道事業者が届出するべき物質(○印)	用途	毒性症状
順位	物質番号	物質名	届出移動量(kg/年/ダイオキシン類はmg-TEQ/年)			
1	172	N,N-ジメチルホルムアミド	954,525		溶剤(有機合成、ポリマー、色素用)、試薬(ホルミル化剤)、	嘔吐、食欲不振、悪心、腹痛、肝機能障害を起こす。発腫瘍性、催奇形性、変異原性あり。
2	312	無水フタル酸	400,801		合成原料、塗料、ゴム薬品	粘膜に刺激、アレルギー症状、治療難なただれ
3	43	エチレングリコール	388,581		染料 顔料、塗料 香料 溶剤、洗浄剤	皮フ、眼、粘膜に対して刺激性あり、中枢神経系の興奮、機能低下に至る。腎障害。
4	309	ポリ(オキシエチレン)ニソニルフェニルエーテル	282,772		顔料・塗料の添加剤 界面活性剤	経口摂取、皮フ接触により毒性を示す。眼を強く皮フを弱く刺激する。大量のグリコールエーテルは人に対して危険な催奇形性を示す。
5	16	2-アミノエタノール	255,741		溶剤、洗浄剤 界面活性剤 潤滑油添加剤 洗剤 溶剤・界面活性剤等その他 殺虫剤、防虫剤	皮膚、粘膜を刺激する。はなはだしいときは麻酔作用、肺炎、肝腎障害を起こす。中程度の皮膚および激しい眼の刺激剤である。
6	307	ポリ(オキシエチレン)ニアルキルエーテル	167,830		乳化剤、化粧品、医薬品、インキ	
7	240	ニトロベンゼン	140,478		染料 香料 合成中間体 石油工業における選択溶媒、穏やかな酸化剤、溶剤、塵埃防止剤	経口摂取、皮膚接触で中程度の毒性を示す。眼、皮膚の汚染物。メトヘモグロビンの生成によるチアノーゼを起こす。皮膚を通して速やかに吸収。蒸気を吸入するとめまい、頭痛などを起こす。
8	205	テレフタル酸	136,112		重合原料(ポリエステル系合成繊維・樹脂)	吸引した場合有毒、粘膜に刺激
9	24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	115,527		界面活性剤	咽喉痛、皮膚炎
10	310	ホルムアルデヒド	113,657		界面活性剤 殺菌剤、防かび剤、防汚剤 農業全般(中間体を含む) 防腐剤 合成樹脂 合成中間体	皮フ、眼、粘膜に刺激性の毒性がある。のみこむと激しい嘔吐と下痢を起こし衰弱させる潜在的な肺への催腫瘍性を示す。ラット、マウスの実験で発がん性あり。
11	283	ふっ化水素及びその水溶性塩	92,751	○	フロンガス、金属・ガラスの表面処理剤	失明、腹痛、嘔吐、変異原性有り
12	177	ステレン	68,482		合成樹脂 合成中間体	蒸気を吸入すると粘膜刺激作用と中枢神経系に対する作用。動物実験により発がん性を示す。
13	47	エチレンジアミン四酢酸	65,111		加工剤(染色助剤、繊維処理剤)、安定剤	喉の痛み、咳、目の痛み
14	227	トルエン	64,914		溶剤、洗浄剤 医薬、医薬中間体	腹腔内投与により毒性を示す。吸入および経皮により中程度の毒性を示す。皮フおよび眼を刺激する。人の中枢神経系に対する影響および向精神作用あり。
15	54	エピクロロヒドリン	60,301		界面活性剤 殺菌剤、防かび剤、防汚剤 殺虫剤、防虫剤	呼吸中枢の抑制が中心。経口摂取、吸入、腹腔内および皮下投与で毒性あり。発がん性あり。
16	63	キシレン	52,613		溶剤、洗浄剤 合成中間体	経口摂取および吸入により毒性を示す。眼を刺激する。慢性症状として骨髄障害がある。
17	●42	エチレンオキシド	51,094		香料 界面活性剤 洗剤 殺菌剤	目に入ると角膜炎を起こすことがある。蒸気を吸入すると目、皮膚、粘膜を刺激する。多量に吸入すると麻酔作用を起こし死にいたることがある。動物実験で催奇形性発がん性を示す。
18	254	ヒドロキノン	37,610		写真感光材料 染料 合成中間体	経口摂取、腹腔内投与で有毒。動物実験で催新生物性あり。5~12gの経口摂取で致命的
19	29	ビスフェノールA	31,346		高分子材料その他	発赤、咳、頭痛、変異原性有り
20	157	ジニトロトルエン	31,000		火薬、爆薬 染料 合成中間体	毒性あり。動物実験では、催腫瘍性、催奇形性が認められる。刺激性結膜炎を起こし視力障害
21	●232	ニッケル化合物	29,042		顔料、メッキ、電池	吸引有害、皮膚刺激、変異原性有り
22	56	酸化プロピレン	28,000		顔料、塗料 溶剤、洗浄剤 界面活性剤 殺菌剤、防かび剤、防汚剤 医薬、医薬中間体安定剤	角膜炎を起こす。皮膚につくと火傷を起こす。濃厚な蒸気の吸入は鼻、のど、気管支を強く刺激する。動物実験によると催腫瘍性、発がん性を示す。
23	40	エチルベンゼン	25,866		溶剤、洗浄剤 合成中間体	眼に対する刺激作用、眼鼻その他の粘膜を強く刺激、6分間でめまいなどの中枢神経症状を示す。経口摂取および吸入により、皮フ、眼、粘膜を刺激する。動物実験で催奇形性を示す。
24	1	亜鉛の水溶性化合物	23,258	○	金属表面処理、乾電池	皮膚激痛、目の炎症、変異原性有り
25	225	オートルイジン	19,151		染料 溶剤、洗浄剤 溶媒、サッカリン	経口摂取、腹腔内投与で毒性を示す。皮膚接触により中程度の毒性を示す。突然変異原性、発がん性、催新生物性あり。皮膚、眼の刺激剤。ヒトの粘膜に影響があり、激しい全身的な動揺を起こす。
26	304	ほう素及びその化合物	17,778	○	ドーピング剤、ガラス添加剤、消毒剤	飲み込み、吸入は有害
27	44	エチレングリコールモノエチルエーテル	17,711		溶剤、洗浄剤 ワニス除去剤	経口摂取、皮フ投与により中程度の毒性を示す。動物実験では催奇性を示す。目、粘膜を刺激する。
28	95	クロロホルム	16,968		溶剤、洗浄剤 医薬、医薬中間体	ヒトにとって発がん性の疑いあり。動物実験により催奇形性および発がん性を示す。眼の粘膜を刺激する。高濃度の蒸気を吸入すると触れた粘膜表面が刺激される。
29	28	インブレン	16,744		合成樹脂 合成中間体 プテルゴム	眼・粘膜を中程度刺激。2%の濃度でネズミに気管支炎を起こす。
30	241	二硫化炭素	16,002		溶剤、合成原料、加硫促進剤	火傷、角膜炎、神経系障害、変異原性有り

(続き)

下水道への移動物質の上位30物質等(全国)				下水事業業者が届けるべき物質(○印)	用途	毒性症状
順位	物質番号	物質名	届出移動量 (kg/年ダイオキシン類はmg-TEQ/年)			
39	68	クロム及び三価クロム化合物	10,995	○	ステンレス鋼、顔料	下痢、意識喪失
40	●299	ベンゼン	10,408	○	溶剤、洗浄剤 合成中間体	人に対するがん原性を有する恐れあり。吸入、経口、経皮摂取で中枢神経系や血液系に影響あり。ヒトに対する発がん性(骨髄性白血病)が認められる。麻酔作用あり。吸入による慢性毒性あり。
45	311	マンガン及びその化合物	7,751	○	特殊鋼、電池、アルミ缶	頭痛、腹部痙攣、吐き気、変異原性有り
48	207	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	5,567	○	メッキ、農業原料、電池、顔料	皮膚炎症、気管支炎、変異原性有り
53	●69	六価クロム化合物	3,659	○	メッキ、顔料、触媒	結膜炎、吸入でクロム潰瘍、変異原性有り
64	211	トリクロロエチレン	1,319	○	溶剤、洗浄剤 殺虫剤、防虫剤 合成中間体 冷媒 各種添加物等その他 消火剤	急性暴露では強い麻酔作用を示し、高濃度の蒸気を吸入すると急速に意識を失う。動物実験により催奇形性、発がん性、催腫瘍性あり。皮フ、眼を強く刺激する。
69	145	ジクロロメタン	1,001	○	インキ 溶剤、洗浄剤 剥離剤 冷媒 ウレタン発泡助剤	そのままで毒性は少ない。皮フ、粘膜の刺激がややある。肝臓障害は少ない。
79	230	鉛及びその化合物	380	○	バッテリー、顔料	頭痛、腹部痙攣、変異原性有り
80	200	テトラクロロエチレン	379	○	溶剤、洗浄剤 殺虫剤、防虫剤 合成中間体 ドライクリーニング用、金属の脱脂洗浄および乾燥	頭痛、無力感、不眠、記憶力低下、歩行障害、手指の知覚低下など。動物実験により発がん性が認められる。吸入、経口摂取、皮膚接触、皮下投与により中程度の毒性を示す。
86	108	無機シアン化合物	244	○	顔料、花火	頭痛、呼吸困難、血圧下降
93	●179	ダイオキシン類	139	○	(非意図的生成物)	目の刺激、吸入有害、変異原性有り
95	112	四塩化炭素	109	○	合成原料、溶剤	目・鼻の粘膜刺激、頭痛、死亡、変異原性有り
113	116	1, 2-ジクロロエタン	19	○	溶剤、洗浄剤 殺虫剤、防虫剤 医薬、医薬中間体	ヒトの蒸気吸入による中毒例では、頭痛、嗜眠、ときに不眠を訴え、吐気、嘔吐もみえる。
114	●252	砒素及びその無機化合物	16	○	殺虫剤、半導体、防腐剤	皮膚炎、結膜炎、頭痛、死亡、変異原性有り
115	37	EPN	13	○	殺虫剤、防虫剤	非常に毒性が強いため、取扱いには厳重に注意する。
123	178	セレン及びその化合物	8	○	電子工業材料(半導体) 顔料、塗料 触媒 飼料添加剤	かなり強い毒性を示す。動物実験では発腫瘍性を示す。神経病うつ病、胃腸障害等の症状がでる。
125	●60	カドミウム及びその化合物	7	○	顔料、塗料 安定剤、酸化・老化防止剤 合成中間体 ニッケル・カドミ電池、合金	吸入、他の投与、摂取によりヒトに対し毒性あり。経口摂取、腹腔内、皮下、筋肉内、静脈内投与で毒性を示す。飲み込むと急性胃腸炎の症状をきたす。
135	209	1, 1, 1-トリクロロエタン	4	○	溶剤、洗浄剤 溶剤・界面活性剤等その他 繊維のシミ抜き剤、エアロゾル用	ヒトの精神活動、胃腸器官系および中枢神経系に影響あり。皮フに対して中程度の刺激性あり。眼に対して激しい刺激性あり。高濃度で麻酔作用あり。発がん性を示すデータはない。
142	118	cis-1, 2-ジクロロエチレン	2	○	顔料、塗料 香料 溶剤、洗浄剤 合成樹脂 合成中間体	はき気、嘔吐衰弱、震え、けいれんの原因となる。皮フの脱脂作用により皮フ炎となり得る。
143	175	水銀及びその化合物	2	○	乾電池、蛍光灯、触媒	皮膚炎、頭痛、腎障害、変異原性有り
146	110	チオベンカルブ	1	○	除草剤	中程度の毒性。
147	117	塩化ビニリデン	1	○	合成樹脂 合成中間体	動物実験により発がん性や突然変異性を示す。皮フ、粘膜への刺激性あり。吸入による毒性あり。
193	90	CAT	0	○	除草剤	静脈内注射で毒性を示す。動物実験では催腫瘍性を示す。変異原性あり。
215	137	D-D	0	○	殺虫剤、防虫剤 殺線虫剤	経口摂取と吸入により毒性あり。皮フ経路により中程度に有毒。強度の刺激剤。
249	204	チウラム	0	○	殺菌剤、防かび剤、防汚剤 医薬、医薬中間体 加硫剤、加硫促進剤	動物実験では、発がん性、催腫瘍性、催奇形性示す。人の肺組織に影響を及ぼす。急性毒性試験で動物の肝臓、腎臓、脳に障害を起こす。
252	210	1, 1, 2-トリクロロエタン	0	○	溶剤、洗浄剤 潤滑剤 油脂、ワックス	静脈内および皮下投与により毒性を示す。経口摂取、吸入、皮フ接触、腹腔内投与により毒性を示す。皮フ、眼に対して刺激性あり。動物実験で発がん性あり。
308	306	PCB	0	○	コンデンサ、変圧器油	ヒトに対して発がん性の疑いあり。皮フへの影響と肝臓への毒性作用がある。通常、吐き気、体重の減少、黄疸、浮腫、腹痛などの徴候が現れる。肝臓障害が激しいと昏睡となり死亡する。

- (注) 1 経済産業省及び環境省資料の公表資料に基づき、当省が作成した。  
 2 「物質番号」欄で●を付したものは、特定第一種指定化学物質である。  
 3 「用途」欄及び「毒性症状」欄は、経済産業省及び環境省の公表資料及び神奈川県環境科学センターの化学物質安全情報提供システムから引用した。  
 4 「mg - TEQ/年」とは、ダイオキシン類が1年間に何mg排出・移動したかを計る単位である。

表3-(2)-⑦ 平成15年度排出量等届出における下水道への届出移動量上位30物質等

順位	物質番号	物質名	届出移動量 (kg/年、ダイオキシン 類はmg-TEQ/年)	下水 道 事 業 者 が 届 け 出 る べ き 物 質 (○印)	用途	毒性症状
1	172	N,N-ジメチルホルムアミド	947,743		溶剤(有機合成、ポリマー、色素用)、試薬(ホルミル化剤)、	嘔吐、食欲不振、悪心、腹痛、肝機能障害を起こす。発腫瘍性、催奇形性、変異原性あり。
2	43	エチレングリコール	307,418		染料 顔料、塗料 香料 溶剤、洗浄剤	皮膚、眼、粘膜に対して刺激性あり、中枢神経系の興奮、機能低下に至る。腎障害。
3	307	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル	148,746		乳化剤、化粧品、医薬品、インキ	
4	240	ニトロベンゼン	140,000		染料 香料 合成中間体 石油工業における選択溶媒、穏やかな酸化剤、溶剤、塵埃防止剤	経口摂取、皮膚接触で中程度の毒性を示す。眼、皮膚の汚染物。メトヘモグロビンの生成によるチアノーゼを起こす。皮膚を通して速やかに吸収。蒸気を吸入するとめまい、頭痛などを起こす。
5	312	無水フタル酸	120,481		合成原料、塗料、ゴム薬品	粘膜に刺激、アレルギー症状、治療困難なだけ
6	283	ふっ化水素及びその水溶性塩	105,895	○	フロンガス、金属・ガラスの表面処理剤	失明、腹痛、嘔吐、変異原性有り
7	16	2-アミノエタノール	104,506		溶剤、洗浄剤 界面活性剤 潤滑油添加剤 洗剤 溶剤・界面活性剤等その他 殺虫剤、防虫剤	皮膚、粘膜を刺激する。はなはだしいときは麻酔作用、肺炎、肝腎障害を起こす。中程度の皮膚および激しい眼の刺激剤である。
8	310	ホルムアルデヒド	92,686		界面活性剤 殺菌剤、防かび剤、防汚剤 農業全般(中間体を含む) 防腐剤 合成樹脂 合成中間体	皮膚、眼、粘膜に刺激性の毒性がある。のみこむと激しい嘔吐と下痢を起こし衰弱させる潜在的な肺への催腫瘍性を示す。ラット、マウスの実験で発がん性あり。
9	56	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	92,031		顔料、塗料 溶剤、洗浄剤 界面活性剤 殺菌剤、防かび剤、防汚剤 医薬、医薬中間体 安定剤。	角膜炎を起こす。皮膚につくと火傷を起こす。濃厚な蒸気の吸入は鼻、のど、気管支を強く刺激する。動物実験によると催腫瘍性、発がん性を示す。
10	54	エビクロロヒドリン	90,037		界面活性剤 殺菌剤、防かび剤、防汚剤 殺虫剤、防虫剤	呼吸中枢の抑制が中心。経口摂取、吸入、腹腔内および皮下投与で毒性あり。発ガン性あり。
11	205	テレフタル酸	84,000		重合原料(ポリエステル系合成繊維・樹脂)	吸引した場合有毒、粘膜に刺激
12	309	ポリ(オキシエチレン)＝ニルフェニルエーテル	68,076		顔料・塗料の添加剤 界面活性剤	経口摂取、皮膚接触により毒性を示す。眼を強く皮膚を弱く刺激する。大量のグリコールエーテルは人に対して危険な催奇形性を示す。
13	●42	エチレンオキシド	51,567		香料 界面活性剤 洗剤 殺菌剤	目に入ると角膜炎を起こすことがある。蒸気を吸入すると目、皮膚、粘膜を刺激する。多量に吸入すると麻酔作用を起こし死にいたることがある。動物実験で催奇形性発ガン性を示す。
14	63	キシレン	47,596		溶剤、洗浄剤 合成中間体	経口摂取および吸入により毒性を示す。眼を刺激する。慢性症状として骨髄障害がある。
15	227	トルエン	39,923		溶剤、洗浄剤 医薬、医薬中間体	腹腔内投与により毒性を示す。吸入および経皮により中程度の毒性を示す。皮膚および眼を刺激する。人の中枢神経系に対する影響および向精神作用あり。
16	47	エチレンジアミン四酢酸	37,494		加工剤(染色助剤、繊維処理剤)、安定剤	喉の痛み、咳、目の痛み
17	24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	34,022		界面活性剤	咽頭痛、皮膚炎
18	243	バリウム及びその水溶性化合物	32,989		先端技術材料その他 超電導材料、合金	皮膚刺激、神経組織障害
19	157	ジニトロトルエン	31,000		火薬、爆薬 染料 合成中間体	毒性あり。動物実験では、催腫瘍性、催奇形性が認められる。刺激性結膜炎を起こし視力障害
20	68	クロム及び三価クロム化合物	30,360	○	ステンレス鋼、顔料	下痢、意識喪失
21	29	ビスフェノールA	25,029		高分子材料その他	発赤、咳、頭痛、変異原性有り
22	304	ほう素及びその化合物	22,030	○	ドーピング剤、ガラス添加剤、消毒剤	飲み込み、吸入は有害
23	28	イソブレン	21,315		合成樹脂 合成中間体 プチルゴム	眼・粘膜を中程度刺激。2%の濃度でネズミに気管支炎を起こす。
24	254	ヒドロキノン	21,111		写真感光材料 染料 合成中間体	経口摂取、腹腔内投与で有毒。動物実験で催新生物性あり。5～12gの経口摂取で致命的
25	●232	ニッケル化合物	21,078		顔料、メッキ、電池	吸引有害、皮膚刺激、変異原性有り
26	266	フェノール	20,524		染料 界面活性剤 殺菌剤、防かび剤、防汚剤 農業全般	皮膚熱傷、痙攣、虚脱状態変異原性有り
27	225	オートレイジン	19,593		染料 溶剤、洗浄剤 溶媒、サッカリン	経口摂取、腹腔内投与で毒性を示す。皮膚接触により中程度の毒性を示す。突然変異原性、発ガン性、催新生物性あり。皮膚、眼の刺激剤。ヒトの粘膜に影響があり、激しい全身的な動揺を起こす。
28	12	アセトニトリル	17,447		香料 医薬、医薬中間体 合成繊維 溶媒	蒸気の吸入、経口あるいは皮膚吸収により、中枢神経の麻痺、皮膚や粘膜の障害を起こす。蒸気を吸わぬよう注意。
29	95	クロロホルム	17,439		溶剤、洗浄剤 医薬、医薬中間体	ヒトにとって発がん性の疑いあり。動物実験により催奇形性および発がん性を示す。眼の粘膜を刺激する。高濃度の蒸気を吸入すると触れた粘膜表面が刺激される。
30	1	亜鉛の水溶性化合物	17,136	○	金属表面処理、乾電池	皮膚刺激、目の炎症、変異原性有り

(続き)

下水道への移動物質の上位30物質等(全国)				下水道事業者が届け出るべき物質(○印)	用途	毒性症状
順位	物質番号	物質名	届出移動量 (kg/年、ダイオキシン類はmg-TEQ/年)			
36	145	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	8,399	○	インキ 溶剤、洗浄剤 剥離剤 冷媒 ウレタン発泡助剤	そのままの毒性は少ない。皮フ、粘膜の刺激がややある。肝臓障害は少ない。
40	311	マンガン及びその化合物	6,666	○	特殊鋼、電池、アルミ缶	頭痛、腹部痙攣、吐き気、変異原性有り
43	207	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	5,486	○	メッキ、農業原料、電池、顔料	皮膚炎症、気管支炎、変異原性有り
50	●299	ベンゼン	2,978	○	溶剤、洗浄剤 合成中間体	人に対するがん原性を有する恐れあり。吸入、経口、経皮摂取で中枢神経系や血液系に影響あり。ヒトに対する発がん性(骨髄性白血病)が認められる。麻酔作用あり。吸入による慢性毒性あり。
67	●69	六価クロム化合物	795	○	メッキ、顔料、触媒	結膜炎、吸入でクロム潰瘍、変異原性有り
68	211	トリクロロエチレン	714	○	溶剤、洗浄剤 殺虫剤、防虫剤 合成中間体 冷媒 各種添加物等その他 消火剤	急性暴露では強い麻酔作用を示し、高濃度の蒸気を吸入すると急速に意識を失う。動物実験により催奇形性、発がん性、催腫瘍性あり。皮フ、眼を強く刺激する。
84	200	テトラクロロエチレン	270	○	溶剤、洗浄剤 殺虫剤、防虫剤 合成中間体 ドライクリーニング用、金属の脱脂洗浄および乾燥	頭痛、無力感、不眠、記憶力低下、歩行障害、手指の知覚低下など。動物実験により発がん性が認められる。吸入、経口摂取、皮膚接触、皮下投与により中程度の毒性を示す。
85	230	鉛及びその化合物	254	○	バッテリー、顔料	頭痛、腹部痙攣、変異原性有り
95	108	無機シアン化合物	86	○	顔料、花火	頭痛、呼吸困難、血圧下降
97	117	塩化ビニリデン	75	○	合成樹脂 合成中間体	動物実験により発がん性や突然変異性を示す。皮フ、粘膜への刺激性あり。吸入による毒性あり。
99	●179	ダイオキシン類	70	○	(非意図的生成物)	目の刺激、吸入有害、変異原性有り
103	116	1, 2-ジクロロエタン	54	○	溶剤、洗浄剤 殺虫剤、防虫剤 医薬、医薬中間体	ヒトの蒸気吸入による中毒例では、頭痛、嗜眠、ときに不眠を訴え、吐気、嘔吐もみえる。
110	112	四塩化炭素	23	○	合成原料、溶剤	目・鼻の粘膜刺激、頭痛、死亡、変異原性有り
112	110	チオベンカルブ	13	○	除草剤	中程度の毒性。
116	37	EPN	11	○	殺虫剤、防虫剤	非常に毒性が強いため、取扱いには厳重に注意する。
117	●252	砒素及びその無機化合物	11	○	殺虫剤、半導体、防腐剤	皮膚炎、結膜炎、頭痛、死亡、変異原性有り
124	209	1, 1, 1-トリクロロエタン	8	○	溶剤、洗浄剤 溶剤・界面活性剤等その他 繊維のシミ抜き剤、エアゾール用	ヒトの精神活動、胃腸器官系および中枢神経系に影響あり。皮フに対して中程度の刺激性あり。眼に対して激しい刺激性あり。高濃度で麻酔作用あり。発がん性を示すデータはない。
127	●60	カドミウム及びその化合物	7	○	顔料、塗料 安定剤、酸化・老化防止剤 合成中間体 ニッケル・カドミ電池、合金	吸入、他の投与、摂取によりヒトに対し毒性あり。経口摂取、腹腔内、皮下、筋肉内、静脈内投与で毒性を示す。飲み込むと急性胃腸炎の症状をきたす。
128	178	セレン及びその化合物	7	○	電子工業材料(半導体) 顔料、塗料 触媒 飼料添加剤	かなり強い毒性を示す。動物実験では発腫瘍性を示す。神経痛うつ病、胃腸障害等の症状がでる。
142	175	水銀及びその化合物	3	○	乾電池、蛍光灯、触媒	皮膚炎、頭痛、腎障害、変異原性有り
140	118	cis-1, 2-ジクロロエチレン	1	○	顔料、塗料 香料 溶剤、洗浄剤 合成樹脂 合成中間体	はき気、嘔吐衰弱、震え、けいれんの原因となる。皮フの脱脂作用により皮フ炎となり得る。
194	90	CAT	0	○	除草剤	静脈内注射で毒性を示す。動物実験では催腫瘍性を示す。変異原性あり。
217	137	D-D	0	○	殺虫剤、防虫剤 殺線虫剤	経口摂取と吸入により毒性あり。皮フ経路により中程度に有毒。強度の刺激剤。
249	204	チウラム	0	○	殺菌剤、防かび剤、防汚剤 医薬、医薬中間体 加硫剤、加硫促進剤	動物実験では、発がん性、催腫瘍性、催奇形性示す。人の肺組織に影響を及ぼす。急性毒性試験で動物の肝臓、腎臓、脳に障害を起こす。
252	210	1, 1, 2-トリクロロエタン	0	○	溶剤、洗浄剤 潤滑剤 油脂、ワックス	静脈内および皮下投与により毒性を示す。経口摂取、吸入、皮フ接触、腹腔内投与により毒性を示す。皮フ、眼に対して刺激性あり。動物実験で発がん性あり。
304	306	PCB	0	○	コンデンサ、変圧器油	ヒトに対して発がん性の疑いあり。皮フへの影響と肝臓への毒性作用がある。通常、吐き気、体重の減少、黄疸、浮腫、腹痛などの徴候が現れる。肝臓障害が激しいと昏睡となり死亡する。

- (注) 1 経済産業省及び環境省資料の公表資料に基づき、当省が作成した。  
2 「物質番号」欄で●を付したものは、特定第一種指定化学物質である。  
3 「用途」欄及び「毒性症状」欄は、経済産業省及び環境省の公表資料及び神奈川県環境科学センターの化学物質安全情報提供システムから引用した。  
4 「mg - TEQ/年」とは、ダイオキシン類が1年間に何mg排出・移動したかを計る単位である。



表3-(2)-⑧

下水道から公共用水域への届出排出量（平成14年度届出分）

（単位：t、%）

順位	物質名	物質番号	届出排出量
1	ふっ化水素及びその水溶性塩	283	1,844
2	ほう素及びその化合物	304	1,159
3	マンガン及びその化合物	311	588
4	亜鉛の水溶性化合物	1	469
5	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	207	77
6	クロム及び三価クロム化合物	68	45
7	フェノール	266	40
8	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート（別名EPN）	37	36
9	1, 1, 1-トリクロロエタン	209	34
10	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）	108	30
小計(A)	上位10物質の合計	—	4,322
総量(B)	下水道への移動量の合計	—	4,433
総量対比(A) / (B)		—	97.5%

(注) 1 経済産業省及び環境省の公表資料に基づき、当省が作成した。

2 届出排出量は、平成16年3月29日公表の修正値を用い、トン未満は切り捨てた。

表3-(2)-⑨

下水道から公共用水域への届出排出量（平成15年度届出分）

（単位：t、%）

順位	物質名	物質番号	届出排出量
1	ふっ化水素及びその水溶性塩	283	1,689
2	ほう素及びその化合物	304	1,408
3	マンガン及びその化合物	311	536
4	亜鉛の水溶性化合物	1	441
5	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	207	57
6	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）	108	36
7	クロム及び三価クロム化合物	68	33
8	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート（別名EPN）	37	27
9	1, 1, 1-トリクロロエタン	209	16
10	鉛及びその化合物	230	13
小計(A)	上位10物質の合計	—	4,257
総量(B)	下水道への移動量の合計	—	4,343
総量対比(A) / (B)		—	98.0%

(注) 1 経済産業省及び環境省の公表資料に基づき、当省が作成した。

2 届出排出量は、平成16年3月29日公表の修正値を用い、トン未満は切り捨てた。

下水道における内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）に関する調査報告【概要】  
（平成13年5月 国土交通省 都市・地域整備局下水道部）

### 1. 調査の目的

本調査は、内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）の下水処理場内における挙動および下水道への流入源について調査し、今後の対策の検討に資することを目的として、平成10年度より下記の内容の調査を実施しています。

- 1) 下水の特性を考慮した分析手法の開発・検討
- 2) 下水処理場における流入下水および処理水の濃度の実態
- 3) 下水処理場内の水処理・汚泥処理工程における挙動把握
- 4) 今後の対策手法の検討

既に、平成10年度成果については平成11年6月に、平成11年度成果については平成12年4月に、それぞれ公表を行いました。

### 2. 調査方法

分析方法については、平成10年度および平成11年度において検討を行い、「下水道における内分泌攪乱化学物質調査マニュアル(案) (平成12年4月)」を、平成11年6月の改訂版としてとりまとめています。実態調査における分析は、原則として本マニュアル(案)に従って行いました。

実態調査は、平成10年度より3年間にわたり全国の47処理場において実施しました。(略)

調査対象物質は、環境庁の「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」において内分泌攪乱作用が疑われている化学物質のなかから25物質を抽出し、さらに、ノニルフェノールの原因物質であるノニルフェノールエトキシレートおよびその中間生成物のノニルフェノキシ酢酸類、人畜由来の女性ホルモンであるエストロゲン(17β-エストラジオール, エストロン), 合成ホルモンであるエチニルエストラジオールを追加しました。17β-エストラジオールの測定は、生物の抗原抗体反応を利用したELISA法および機器分析であるLC/MS/MS法の2方法で実施しました。その他の化学物質は、GC/MS等の機器分析で実施しました。

### 3. 調査結果

実態調査より明らかとなった事項を以下に示します。

- 1) 下水処理場の流入下水および処理水の濃度の実態

流入下水および処理水の濃度の実態は以下のとおりです。

- ① 調査を行った内分泌攪乱作用の疑いのある25化学物質のうち、1検体でも定量下限値以上の濃度で確認されたもの

- ・ 流入下水・・・4-t-ブチルフェノール, 4-n-オクチルフェノール, 4-t-オクチルフェノール, ノニルフェノール, ビスフェノールA, 2,4-ジクロロフェノール, フタル酸ジエチル, フタル酸ジ-n-ブチル, フタル酸ジ-2-エチルヘキシル, フタル酸ブチルベンジル, ベンゾ(a)ピレン, アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル, ベンゾフェノン, スチレンの2及び3量体, n-ブチルベンゼンの16化学物質

・ 処理水(終沈流出水あるいは放流水)・・・4-t-オクチルフェノール, ノニルフェノール, ビスフェノールA, 2,4-ジクロロフェノール, フタル酸ジ-n-ブチル, フタル酸ジ-2-エチルヘキシル, アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル, ベンゾフェノンの8化学物質

なお、関連物質として調査を行ったノニルフェノールエトキシレート, ノニルフェノキシ酢酸類, 17β-エストラジオール(ELISA法およびLC/MS/MS法), エストロン(LC/MS/MS法)は、流入下水および処理水において少なくとも1検体で定量下限値以上の濃度が確認されています。合成ホルモンであるエチニルエストラジオール(LC/MS/MS法)は、平成12年度に20処理場で調査を行いましたが、流入下水および処理水において全て検出下限値未満でした。

- ② 調査を行った全ての検体で定量下限値以上の濃度が確認されたもの
- ・ 流入下水・・・ノニルフェノール, フタル酸ジエチル, フタル酸ジ-2-エチルヘキシル, ベンゾフェノンの4 化学物質および関連物質のノニルフェノールエトキシレート, ノニルフェノキシ酢酸類, エストロゲン
  - ・ 処理水・・・該当する物質なし

- ③ 流入下水および処理水の中央値において定量下限値以上の濃度で確認されたもの

表一1 (略) のとおり、内分泌攪乱作用の疑いのある25 化学物質のうち、流入下水で8 物質、処理水では1 物質となっています。関連物質として調査を行ったノニルフェノールエトキシレート, ノニルフェノキシ酢酸類, 17 $\beta$ -エストラジオール(ELISA 法), エストロン(LC/MS/MS 法)は流入下水および処理水の両方で中央値が定量下限値以上で存在していることが確認されましたが, 17 $\beta$ -エストラジオール(LC/MS/MS 法)では処理水は定量下限値未満となっていました。

なお, 17 $\beta$ -エストラジオールについては, LC/MS/MS 法よりも ELISA 法で高い濃度が確認される傾向にありました。

流入下水に比べ処理水では中央値濃度で見ると, 殆どの物質で90%以上減少しており, 下水処理場は概ね大きな低減効果を有していることが確認されました。

(略)

#### 4. 将来における内分泌攪乱化学物質に関する対策について

これまでの調査で, 下水道では現時点でも, 多くの内分泌攪乱化学物質を効果的に削減していることが明らかとなりました。反応タンクの滞留時間の長い生物学的窒素除去を目的とした高度処理方式などの下水処理の場合には減少率が高く安定していることや, 物理化学的な高度処理によりさらに低減できていることが確認されました。しかしながら, わずかに残る内分泌攪乱化学物質やノニルフェノール関連物質およびエストロゲン等の環境での影響は現時点ではわかっていません。従って, 今後の検討としては, より一層の現状把握に努め, 既存の施設をより適切に運転管理することにより, 水環境への排出負荷を一層効果的に低減していくことが考えられます。また, 内分泌攪乱化学物質に関する研究調査の動向とその成果を把握し, 将来的に下水道への流入源での対策を検討する必要がある場合の参考とし, 下水道での更なる対策の必要性についての検討を進めていくことが重要です。

今後, 内分泌攪乱化学物質の生物影響等が明確になった段階で, 下水処理場における対応や事業所排水の受け入れ基準強化などの対応を検討することが考えられます。引き続き, 下水道における実態把握の継続や必要に応じて運転制御や高度処理の導入等による削減の検討を行い, さらに, 技術開発, 知見の収集, 様々な施策を実施します。そのため必要な体制や制度についても検討を進めます。

下水道における内分泌攪乱化学物質の取組方針および課題のイメージについて, 図-8 (略) に示します。下水道における対策として検討を進めるべき主な事項は以下の通りです。

- ・ 下水道における内分泌攪乱化学物質に関するモニタリング
- ・ 下水処理場における運転制御, 高度処理の導入等による負荷の低減に関する検討
- ・ 下水処理区域にある流入源に関する実態把握
- ・ 環境中における挙動の実態把握および内分泌攪乱化学物質の調査方法の改善, 評価方法の検討
- ・ 生物影響に関する知見の集積
- ・ 他省庁や関係する研究機関, 地方公共団体等との連携 (例えば, 使用の実態, 化学物質 (製品又は原材料) の安全性評価)

(注) 1 国土交通省の資料に基づく。

2 下線を付した物質のうち, ノニルフェノール, ビスフェノール A, フタル酸ジ-n-ブチル, アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル, ベンゾフェノンの4 化学物質は, 化管法の第一種指定化学物質である。

3 下線は当省が付した。

A下水道事業者における排出量（放水量）の把握

A下水道事業者では、平成15年5月29日に、下水道管理者が、化管法に基づき、下水道における化学物質リスク管理に取組み、環境の保全上の支障を未然に防止するよう努めることを目的として、「化学物質管理促進法」に基づく指定化学物質等の管理にかかる措置に関する方針について」を策定している。

A下水道事業者では、同方針の中の「管理計画」の中で、平成15年度においては、ビスフェノールAを含めた8物質<sup>(注3)</sup>を追加した上記実態調査を、事業所排水、流入水及び放流水で実施し、16年1月に実態調査結果を公表している。

「化学物質管理促進法」に基づく指定化学物質等の管理にかかる措置に関する方針について

1 指定化学物質等の管理の方法に関する事項

(1) 化学物質管理の方針

- ア 指定化学物質について、事業所からの移動量、それらの総量（流入量）及び排出量（放流量）の正確な把握に努める。
- イ 下水道に流入する指定化学物質量の移動量が、排出量へと直接的に作用するため、下水道への流入抑制に向けた各事業所への協力要請等により、公共用水域への負荷の低減化を図る。
- ウ 長期的には、下水道への指定化学物質の流入、吸着、分解、飛散及び放流など処理工程での挙動形態等の把握に努め、管理の改善や処理機能の高度化を進める。

(2) 管理計画

ア 指定化学物質の下水道への移動量及び排出量の把握

現在、事業所排水、流入水及び放流水の有害物質実態調査や特定化学物質実態調査により、一部の指定化学物質について把握している。

平成15年度においては、ビスフェノールAを含めた9物質を追加した上記実態調査を、事業所排水、流入水及び放流水で実施する。

平成16年度以降においては、指定化学物質の事業所からの移動量が多い物質や多いと推定される物質について、分析法が確立されたものから順に上記実態調査項目に組み入れるとともに、下水道への移動量負荷の多い事業所を対象とした実態調査を実施する。

なお、移動量のより正確な把握が求められることとなった場合には、測定頻度について検討する。

イ 指定化学物質の事業所からの排出抑制

平成16年度以降の各事業所排水の検査結果を基に、下水道への年間の移動量を把握し、各事業所の下水道への移動量としてのP R T R制度における届出値と比較することにより実態を正確に把握する。

その後、各事業所の協力を得て使用実態調査（指定化学物質等の取扱量（製造量、使用量、貯蔵・保管量等）並びに取扱う施設及び設備の設置、運転等の状況）を行い、指定化学物質排出抑制に向けた年次計画等の作成を要請するなどにより、下水道への移動量の排出抑制に努める。

なお、事業所の使用実態調査については、5年程度で大規模事業所から順に進めることとする。

ウ 指定化学物質の挙動形態の把握

平成16年度以降において指定化学物質のうち、下水道への移動量が多く、以前からの有害物質等実態調査で把握されているいくつかの指定化学物質において、各下水処理工程における変化（吸着、分解、飛散など）調査を実施することにより、挙動形態の把握に努める。

これらの結果に基づき、各媒体への移動量及び排出量を低減するため、運転管理法の改善及び処理方法の変更又は追加するなどの処理機能の高度化を図る。

2 情報の収集、整理等

利用可能な文献、データベース等を活用することにより、指定化学物質の性状及び管理の改善のための技術及び手法に関する情報の収集に努める。

さらに、下水道使用者会議などを活用して、事業所における指定化学物質の排出抑制や必要な情報提供を積極的に促す。

### 3 リスクコミュニケーション

下水道における指定化学物質の排出状況を含め、事業活動内容、指定化学物質の下水道内の挙動形態等に関し、報告書の作成及び配布、説明会の実施等により、周辺住民等への情報提供等を促進することによる下水道に対する理解の増進を図り、地域全体での協力のもとに、化学物質のリスク低減化に努める。

A下水事業者では、平成16年1月20日に「PRTR法に係る特定化学物質等の分析結果について（中間考察）」を公表している。

#### 1 分析項目の選定及び依頼先について

平成12年度のPRTR法に係るパイロット事業に基づく報告より、当処理場に多く排出する物質(100kg以上/年/事業所)と事業所より報告のあったものの中から、特定化学物質の分析委託で分析が可能であるエピクロロヒドリン、エチルベンゼン、スチレン、o-ジクロロベンゼンを選定し、(財)C県薬剤師会公衆衛生検査センターに分析を依頼。

また、有害物質の分析委託で分析が可能であるアセトニトリル、ビスフェノールA、ホルムアルデヒド、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸を選定し、(社)C県公害防止協会に分析依頼した結果は以下のとおり。

#### 2 分析結果について

##### (1) 特定化学物質

(mg/l)

化学物質名	物質番号	流入水		放流水	
		H15. 5. 21	H15. 9. 17	H15. 5. 21	H15. 9. 17
エピクロロヒドリン	54	2.09	1.73	—	—
エチルベンゼン	40	0.0042	0.0140	—	—
スチレン	177	0.0037	0.0120	—	0.00032
o-ジクロロベンゼン	139	0.0476	0.0038	—	0.00031

##### (2) 有害物質

(mg/l)

化学物質名	物質番号	流入水		放流水	
		H15. 5. 21	H15. 9. 17	H15. 5. 21	H15. 9. 17
アセトニトリル	12	0.39	3.5	—	—
ビスフェノールA	29	0.076	0.120	0.062	
ホルムアルデヒド	310	0.560	0.211	0.030	0.029
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	24	0.682	0.749	0.073	

#### 3 PRTR法報告値と流入実態の考察について

##### (特定化学物質)

エピクロロヒドリンの流入水における濃度を2mg/lと仮定し、一日当たりの流入水量を13万m<sup>3</sup>とすると、当処理場に流入する量は94.9tと推定されることとなる。しかし、平成14年度の実績としての各事業所からの排出量の合計はゼロとなっており、流入実態と大きな差が生じている。

エチルベンゼンは同様に流入水における濃度を0.01mg/lと仮定すると、当処理場に流入する量は約

0.5 t/年間程度と推定される。平成 14 年度の実績として各事業所からの排出量の合計は約 1 t となっており、ほぼ実態どおりの実績といえる。

スチレンは同様に流入水における濃度を 0.008 mg/ℓと仮定すると、当処理場に流入する量は約 0.4 t/年間程度と推定される。平成 14 年度の実績として各事業所からの排出量の合計は約 3.3 t となっており、流入実態が約 1/10 という結果になった。

o-ジクロロベンゼンは、同様に流入水における濃度を 0.025 mg/ℓと仮定すると、当処理場に流入する量は約 1.2 t/年間程度と推定される。平成 14 年度の実績として各事業所からの排出量の合計は 1.8 t となっており、ほぼ実態どおりの実績といえる。

(有害物質)

アセトニトリルは同様に流入水における濃度を 2 mg/ℓと仮定すると、当処理場に流入する量は 94.9 t/年間と推定される。しかし、平成 14 年度の実績としての各事業所からの排出量の合計はゼロとなっており、流入実態と大きな差が生じている。

ビスフェノールAは同様に流入水における濃度を 0.1 mg/ℓと仮定すると、当処理場に流入する量は約 5 t/年間程度と推定される。しかし、平成 14 年度の実績として各事業所からの排出量の合計は約 30 kgとなっており、流入実態と大きな差が生じている。

ホルムアルデヒドは同様に流入水における濃度を 0.4 mg/ℓと仮定すると、当処理場に流入する量は約 20 t/年間程度と推定される。平成 14 年度の実績として各事業所からの排出量の合計は約 64 t となっており、流入実態が約 1/3 という結果となった。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸は同様に流入水における濃度を 0.7 mg/ℓと仮定すると、当処理場に流入する量は約 33 t程度と推定される。しかし、平成 14 年度の実績として各事業所からの排出量の合計は約 0.8 tとなっており、流入実態と大きな差が生じている。

#### 4 今後の調査のあり方について

以上のことから、P R T R法に基づき各事業所から下水道へ排出されるとして報告を受けた特定化学物質等の量は、全ての特定化学物質等において正確に把握されていないのではと判断されるとともに、故意にデータを低く押さえた数値で報告している場合もあるのではと疑える結果となった。

今後、各事業所へ報告に基づいた物質の下水道への排出削減対策などの指導を進める必要があるが、正確な数値での報告がされていなかったり、排出している物質の把握が不十分であったりでは、適切な行政指導ができないこととなる。

については、今回測定している物質で流入実態と大きな差が生じた物質について、排出していると想定される事業所の排水についても分析を実施し、その結果をもって事業所指導をする必要があると思われる。

また、分析方法が確立した物質から実態調査を実施し、P R T R法に基づく報告値と流入実態の違いを継続的に把握しなければならないと思われる。

なお、規制物質においても、P R T R法に基づく報告値と流入実態との格差の検討を進め、P R T R法に係る事業所指導への活用を図ることとする。

処理場内における特定化学物質の挙動（分解、吸着、飛散など）の掌握については、今回調査の 8 物質それぞれに違いがあるであろうこと（放流水における検出濃度）が判明したが、事業所指導とあわせて詳細把握を今後進めなければならないと思われる。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 下線は当省が付した。

3 平成 15 年度における化学物質の実態調査は、計画では 9 物質であったが、実際には 8 物質について行われた。

## 3.2 処理区域の特性と留意すべき化学物質

下水道管理者は各下水処理場の処理区域の特性を把握し、その特性に応じて管理対象化学物質を定めることは、化学物質リスク管理を実施する上で効果的である。

## 【解説】

下水道管理者が下水処理場における化学物質管理を実施するにあたっては、各下水処理場の処理区域の特性をふまえ、その特性に応じた化学物質管理を実施することが効果的である。

処理区域の特性を把握するためには、2.5.1 節に示したように、P R T R制度の活用が効果的な手段となる。しかしながら、P R T R制度で把握できる情報は限られており(届出要件に該当する事業所のみ)、届出要件を満たさない事業所や家庭系排水などからの化学物質の流入も推察される。したがって、P R T R制度を活用するだけでなく、処理区域内の事業所に対する定期的なヒアリング調査、各種統計データの収集と活用を行うことが望まれる。

そして、下水道のP R T R届出対象化学物質(30物質)以外にも下水処理場へ多量に流入する化学物質が認められた場合には、当該処理区域内における留意すべき化学物質として、分析手法の検討、放流水の測定、挙動の把握などを実施することが望まれる。

## 【事例】

下水道への流入が見込まれるP R T R届出対象化学物質の例(カッコ内は政令番号)

- 2-アミノエタノール (16)
- 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (24)
- エチレングリコール (43)
- キシレン (63)
- N, N-ジメチルホルムアミド (172)
- トルエン (227)
- ニッケル、ニッケル化合物(231, 232)
- ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル (307)
- ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル (309)
- ホルムアルデヒド (310)

出典)平成13年度P R T Rデータ(平成14年度届出)から、下水道への移動を集計したもの。

下水道への移動に関して届出事業所数・移動量が大きく、P R T R届出対象外(30物質以外)の化学物質。具体的には届出事業所数30以上、かつ、下水道への移動量10トン/年以上の化学物質。

(注)1 国土交通省の資料に基づき作成した。

2 本ガイドライン(案)は、①管理計画の例(事例1)、②管理計画の例(事例2)、③下水道の化学物質管理計画について(解説)の3部構成からなり、本表は、③の「3. 下水処理場における対応」中「3. 2 処理区域の特性と留意すべき化学物質」から抜粋した。

3 下線は当省が付した。